

官報 号外 昭和三十八年三月二十二日

○第四十三回 衆議院会議録 第十六号(その一)

昭和三十八年三月二十二日(金曜日)

講事日程 第十六号

昭和三十八年三月二十二日

午後二時開議

第一 関税及び貿易に関する一般

協定に附屬する第三十八表(日本
本国の譲許表)に掲げる譲許を
修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求める件

第二 千九百六十年の海上における
人命の安全のための国際条約
の締結について承認を求めるの
件

第三 訴訟費用等臨時措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第四 商法中改正法律施行法
一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 船舶職員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第六 日本航空株式会社法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第七 外務省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第八 在外公館の名称及び位置を
定める法律及び在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する
法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第九 文部省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第十 電信電話債券に係る需給調
整資金の設置に関する臨時措置
法案(内閣提出)

第十一 電話加入権質に関する臨
時特例法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第一 関税及び貿易に関する
一般協定に附屬する第三十八表
(日本国譲許表)に掲げる譲許
を修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求める件

日程第二 訴訟費用等臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第三 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第七 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位
置を定める法律及び在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第十五 オリンピック東京大会の
準備等に必要な特別措置

を求めるの件(参議院送付)

参議院送付)

第十六 日本学校給食会法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

参議院送付)

○本日の会議に付した案件

頻発する自衛隊機の墜落事故に關
する緊急質問(兒玉末男君提出)

日程第一 関税及び貿易に関する
一般協定に附屬する第三十八表
(日本国譲許表)に掲げる譲許
を修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求めるの件

日程第二 訴訟費用等臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第三 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第七 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位
置を定める法律及び在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第十六 オリンピック東京大
会の準備等に必要な特別措置

を求めるの件(参議院送付)

参議院送付)

第十七 住宅金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

参議院送付)

○本日の会議に付した案件

頻発する自衛隊機の墜落事故に關
する緊急質問(兒玉末男君提出)

日程第一 関税及び貿易に関する
一般協定に附屬する第三十八表
(日本国譲許表)に掲げる譲許
を修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求めるの件

日程第二 訴訟費用等臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第三 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第七 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位
置を定める法律及び在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第十七 オリンピック東京大
会の準備等に必要な特別措置

を求めるの件(参議院送付)

参議院送付)

第十八 住宅金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

参議院送付)

○本日の会議に付した案件

頻発する自衛隊機の墜落事故に關
する緊急質問(兒玉末男君提出)

日程第一 関税及び貿易に関する
一般協定に附屬する第三十八表
(日本国譲許表)に掲げる譲許
を修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求めるの件

日程第二 訴訟費用等臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第三 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第七 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位
置を定める法律及び在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第十八 住宅金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

参議院送付)

第十九 文部省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

参議院送付)

○本日の会議に付した案件

頻発する自衛隊機の墜落事故に關
する緊急質問(兒玉末男君提出)

日程第一 関税及び貿易に関する
一般協定に附屬する第三十八表
(日本国譲許表)に掲げる譲許
を修正し、又は撤回するためのア
メリカ合衆国等との交渉の結果
に関する諸文書の締結について
承認を求めるの件

日程第二 訴訟費用等臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第三 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第七 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位
置を定める法律及び在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第二十 文部省設置法に係る需
給調整資金の設置に関する臨時
措置法案(内閣提出)

参議院送付)

第二十一 電話加入権質に関する
臨時特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

電波法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二十二 私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

中小企業振興資金等助成法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第十三 住宅金融公庫法及び
日本住宅公团法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第十四 小企業近代化促進法
の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第十五 オリンピック東京大
会の準備等に必要な特別措置
を求めるの件(参議院送付)

日程第十六 日本学校給食会法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第十七 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 文部省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

置くよりは、わが党の主張通り、平和憲法に基づいた積極中立政策をとるべきで、人を殺傷することを目的とする武器は、すべてこれを放棄し、平和と国土の建設を目的とする国土建設隊に改編すべきであると考えます。そして、おくれて日本のある道路、住宅の建設、災害防除を含む国土の建設に大規模な機械力を持つて当たるときに、初めて国民から愛されることができるとして確信をいたします。総理が、真に平和と国土を愛されるならば、当然その方向を指向されるべきであると考えますが、総理の方針をお伺いしたいのであります。

なお、事故対策につきましては、このつど原因を究明いたしまして、適切なる手を打つておるのだとござりますが何といたしましても、民間飛行機と戦闘機、軍用機の差はきわめて著しいのでございまして、今日、わが航空自衛隊が発足いたしましてから満十年になんなんとするとあります。十年以上上の輸送機には一回の事故もございません。戦闘機と輸送機、一般の航空機の性能等に非常にあるのでございまして、特にわが航空自衛隊のパイロットは非常に年若い者が多くこれに従事いたしておりますので、その練度の問題等を十分に対策を講じて、航空自衛隊の目標であります事故の絶滅を期して参りたいと思うのでござります。きのうからべきようになります。ヘリコプターの全日本におきます責任者を全部集めまして、二日間にわたって事故の絶滅を期する対策を講じつあるのでございまして、航空機の損失はもとより、トウとい人命を喪失しますことは、防衛省の仕事を預かっておる私としまして、非常に痛心事でございまして、今後全く力をあげて事故の対策を講じて、國民の安心を願うように努力して参りたいと思ふでござります。(拍手)

可いたしておるのでございまして、この点においては誤りはなかつたわけにあります。なお、F-86 製造の場合につきましても、その後改めて調べておりますが、いまだかつて漏洩なき処置をいたしておるわけでござります。いかなる原因でありますかといふことにつきまして、今調査中でございまして、原因判明いたしました場合において、またこの問題につきまして、われわれは今のところ処置において異常がないと考えております。

なお、F-104 号についてどうするかといふようなお話をございますが、私はこれは、この F-104 号につきまして、今段階において製造を中止すべき理由は何ら認めおらない次第であります。(拍手)

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一)

頒發する自衛隊機の墜落事故に關する兒玉末男君の緊急質
第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は
果に關する諸文書の結論について承認を求める件外五件

同 國稅及び貿易に關する一般協定に附屬す
撤回するためのアメリカ合衆國等との交渉の

四五六

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

般協定に附屬する第三十八表(日本国

の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は

撤回するためのアメリカ合衆国等との

交渉の結果に関する諸文書の締結につ

いて承認を求めるの件、日程第二、千九

百六十年の海上における人命の安全の

ための国際条約の締結について承認を求

めるの件、なお、緊急上程になりま

した国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件、専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件、国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件、国際地質工学研修所を設立する

ための国際連合特別基金の援助に關す

るための国際連合特別基金の援助に關す

るための国際連合特別基金との間の協定

の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

〔会議録追録に掲載〕

〔古川丈吉君登壇〕

○古川丈吉君 大だいま議題となりま

した六案件につきまして、外務委員会

における審議の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

まず、ガットの諸文書について申し

上げます。

わが国の貿易自由化の進展に対応し

て、国内産業保護の見地から、わが國

に掲げる譲許を修正し、又は撤回する

ためのアメリカ合衆国等との交渉の

結果に関する諸文書の締結について

承認を求めるの件に関する報告書

千九百六十年の海上における人命の

安全のための国際条約の締結につい

て承認を求めるの件に関する報告書

〔本号(その一)末尾に掲載〕

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件、専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件、国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件、国際地質工学研修所を設立する

ための国際連合特別基金の援助に關す

るための国際連合特別基金との間の協定

の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

〔会議録追録に掲載〕

〔古川丈吉君登壇〕

○古川丈吉君 大だいま議題となりま

した六案件につきまして、外務委員会

における審議の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

まず、ガットの諸文書について申し

上げます。

わが国は、国際連合への加盟に先だ

ち、一九五二年に国際連合及びその職

員等に対し特権及び免除を与えるた

め、国際連合との間にこれに關する協

定を締結いたしております。しかしな

がら、わが国が一九五六年に国際連合

に加盟いたしましてから、国内で国際

連合及び各専門機関が主催する会議が

多くなり、これらの会議に参加のため

来日する加盟国の代表者等に特権及び

免除を与える必要がありますが、一九

四八年の同名の条約

を改正してこれにかえるため、政府間

の結果に關する諸文書の締結につい

て承認を求めるの件

千九百六十年の海上における人命の

安全のための国際条約の締結につい

て承認を求めるの件

〔参議院送付〕に關する報告書

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの件

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際連合の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

専門機関の特権及び免除に関する

条約の締結について承認を求めるの

件

国際原子力機関の特権及び免除に

関する協定の締結について承認を求める

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

国際地質工学研修所を設立するため

の国際連合特別基金の援助に關する

の件(参議院送付)に關する報告書

〔参議院送付〕に關する報告書

十五日、特權及び免除の三案件及び国際地盤修復所設立の協定は三月二十二日、討論を省略して採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

六件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、六件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第三 訴訟費用等臨時措置法

提出

日程第四 商法中改正法律施行法
の一部を改正する法律案(内閣)

提出、参議院送付

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第四、商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十八年二月二十五日

内閣総理大臣 沢田 勇人

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

年法律第二号の一部を次のよう
に改正する。
第四条第一項中「三十五円」を「五
十円」に、「十円」を「十五円」に、「三
十円」を「四十円」に改め、同条第二
項中「七十円」を「百円」に、「百円」を
「百二十円」に、「二百円」を「二百五
十円」に、「三百円」を「三百七十円」
に、「五百円」を「六百円」に改め、同
条第三項中「二百円」を「二百五十円」
に、「三百円」を「三百七十円」に、
「七百円」を「八百五十円」に、「千円」
を「一千二百円」に、「四百円」を「四百
八十円」に改め、同条第五項中「二百
倍」を「二百五十倍」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算
して十五日を経過した日から施行
する。

2 この法律の施行の際完結してい
ない事項についての手数料及び立
替金は、なお従前の規定による。

最近における経済事情にかんが
み、執行吏の手数料等を増額する必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決
した。

よつて国会法第八十三条规定により送付
する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬一郎殿

商法中改正法律施行法(昭和十三
年法律第七十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第二項中「及名古屋市」を
「名古屋市及北九州市」に改める。
附 則
この法律は、昭和三十八年四月一
日から施行する。

第六条第二項中「及名古屋市」を
「名古屋市及北九州市」に改める。

この法律は、昭和三十八年四月一
日から施行する。

船舶職員法の一部を改正する法律案外一案

年九月以来据え置かれ、現在の経済事
情にかんがみるとき、低きに失するう
なりがありますので、今回、消費者物
価その他諸般の事情を参考して、おお
むね二割五分程度の増額を行なおうと
するものであります。

さて、法務委員会におきましては、
むね二割五分程度の増額を行なおうと
するものであります。

去る二月二十五日本案が付託せられて
より、各委員より熱心な質疑がありま
した。執行吏の身分、職務の特殊性に
かんがみるとき、今回の増額はなお不
十分ではないか、また、政府は最高裁
判所と協議して、執行吏制度について
すみやかに抜本的な改正をなすべきで
ある等の意見がありました。これら審
議の詳細は会議録に譲りたいと存じま
す。

かくて、三月十九日、質疑を終了
し、討論なく、採決いたしましたこと
をもって政府原案通り可決すべきもの
と決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して
採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よつて、両案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第五 船舶職員法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本航空株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、船舶
職員法の一部を改正する法律案、日程
第六、日本航空株式会社法の一部を改
正する法律案、右両案を一括して議題
といたします。

本案は、裁判所職員である執行吏の
手数料及び立てかえ金の額が昭和三十
年九月以來据え置かれ、現在の経済事
情にかんがみるとき、低きに失するう
なりがありますので、本案が三月
十一日参議院より送付せられて後、慎
重審議を重ねましたが、その詳細は会
議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十九日、質疑を終了

し、討論なく、採決いたしました。

都市となる北九州市についても、その

各区を市とみなそととするものであります。

法務委員会においては、本案が三月
十一日参議院より送付せられて後、慎
重審議を重ねましたが、その詳細は会
議録に譲りたいと存じます。

かかるに譲りたいと存じます。

船舶職員法の一部を改正する法律

国会に提出する。

昭和三十八年一月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

船舶職員法の一部を改正する法律

正する。

別表第三

別表第一

旅客船の場合

別表第三
旅客船及び漁船

別表第四
漁船の場合

船	船	船舶職員	資	乙種船舶通信士
通	信	長	格	格
別表第四	漁船の場合	第一種の従業制限を有する漁船	船	船
近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船であつて旅客船以外のもの	総トン数五百トン未満のもの	総トン数五百トン以上のもの	通	通
第三種の従業制限をする漁船	総トン数五百トン以上半分未満のもの	総トン数五百トン未満のもの	信	信
第二種又は第三種の従業制限をする漁船	総トン数五百トン以上半分未満のもの	総トン数五百トン以上のもの	長	長
のもの	六百トン未満のもの	六百トン未満のもの	長	長
総トン数千六百トン以上	総トン数五百トン以上半分未満のもの	総トン数五百トン以上のもの	長	長
通	信	通	信	乙種船舶通信士
信	長	信	長	乙種船舶通信士
長		長		丙種船舶通信士(公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士)
甲種船舶通信士		甲種船舶通信士(公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士)		甲種船舶通信士(近海区域第一区を航行区域とする船舶及び国際航行に從事しない船舶にあつては、乙種船舶通信士)

附
則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

◎ 經過規定

2 この法律の施行の際に存する船舶については、この法律の施行の日から起算して三年間は、第十八条第一項及び第二十一条第一項中「別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四」と

あるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第
附則別表第一、附則別表第二若しくは附則別表第三」とする。

号

当分の間、乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の資格についての海技従事者の免許は、第六条第一項第一号の規定にかかわらず、十八歳以上二十歳未満の者についても、与えることができる。

附則別表第一

近海区域と 洋区域を航行する 船舶区		沿海区域と する旅客 船		平水区域を航行する 船舶		船員		船舶職員		資格	
も事海國に從事するもの	い事海國に從事しなもの	総トン数五百トン以上三千トン未満のもの	総トン数五百トン未満のもの	総トン数五百トン以上三千トン未満のもの	総トン数五百トン未満のもの	通信士	通信士	二等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	船員
上のもの	旅客定員が二百人以下の船	旅客定員が二百人以下であつて総トン数五百トン未満のもの	旅客定員が五百トントン以上の中のもの	総トン数五百トントン未満のもの	総トン数五百トントン未満のもの	通信長	通信長	二等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	船員
二等船舶通信士	通信長	二等船舶通信士	通信長	二等船舶通信士	通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	船員
乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	船員

附則別表第二

旅客船及び漁船以外の場合		附則別表第一	
近海区域又は洋区域を航行区域とする船 であつて旅客船以外のもの あつて旅客船以外のもの		旅客船員が三百五十人をこえるもの	
総トン数五千五百トン未満のもの		舶	通信長
		船舶職員	甲種船舶通信士
船舶通信士	通信長	資格	乙種船舶通信士
二等船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
乙種船舶通信士	乙種船舶通信士	甲種船舶通信士	乙種船舶通信士

附則別表第三

船 舶 職 員	資 格	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	通 信 長	通 信 長	通 信 長	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	第一種の從業制 限を有する漁船	
二等船舶通信士	二等船舶通信士	丙種船舶通信士	甲種船舶通信士	甲 種 船 舶 通 信 士	乙 種 船 舶 通 信 士	丙 種 船 舶 通 信 士	總 ト ン 數 五 千 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	
第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船	第一種の從業制 限を有する漁船
總 ト ン 數 五 千 五 百 ト ン 以 上 の もの	總 ト ン 數 五 千 五 百 ト ン 以 上 の もの	總 ト ン 數 五 千 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 未 滿 の もの	總 ト ン 數 五 百 ト ン 以上 の もの	

まず、各法案の要旨を申し上げますと、

外務省設置法の一部を改正する法律

るため、大臣官房に国際資料部を新設するほか、在外公館の増強等に伴い、特別職二人、一般職六十四人を増員することとなります。

重審議を行ない、三月十九日質疑を終了、翌二十日、討論もなく、採決いたしましたところ、三法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第十、電信電話債券に係る附帯案、電波法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

調整資金の設置に関する臨時措置法案、日程第十一、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案、

(資金への繰入れ等)

第二条 公社は、予算で定めるところにより、必要とする金額を資金に繰り入れることができる。

2 公社は、予算で定めるところにより、資金に属する現金を公社の支出予算の財源に充てるため繰り戻すことができる。

(資金に充てる財源)

第三条 資金は、前条第一項の規定による繰入金及び第五条第二項の利益金をもつてこれに充てる。
(資金の運用)

第四条 資金は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第一条に規定する電信電話債券等郵政省令で定めるものを含む。以下「資金」といふ。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の規定による引受けに係る電信電話債券の需給の調整及び価格の安定に資するため、当分の間、日本電信電話公社の会計に需給調整資金を設け、これを一定の基準により当該電信電話債券等の貿易に運用することができるることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電話加入権質に関する臨時特例法
の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。

（資金への繰入れ等）

第二条 公社は、予算で定めるところにより、必要とする金額を資金に繰り入れることができる。

2 公社は、予算で定めるところにより、資金に属する現金を公社の支出予算の財源に充てるため繰り戻すことができる。

（資金に充てる財源）

第三条 資金は、前条第一項の規定による繰入金及び第五条第二項の利益金をもつてこれに充てる。

（資金の運用）

第四条 資金は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従って、第一条に規定する電信電話債券で郵政省令で定めるものを含む、「下「債券」という。」の売買に運用するものとする。

2 前項の基準は、債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受者に及ぼす影響等を勘案して定めるものとする。

（資金の経理等）

第五条 資金の受払いは、収入支出予算外として経理するものとする。

（資金の繰替使用）

2 資金の運用に伴い利益又は損失を生じたときは、当該利益又は損失は、資金の増又は減として整理するものとする。

足を生じた場合において、資金に
属する現金に余裕があるときは、
当該現金を繰替使用することが
できる。

2 前項の規定による繰替金は、当
該事業年度内に償還しなければな
らない。

(事務の委託)

第七条 公社は、郵政大臣の認可を
受けて、第四条第一項に規定する
債券の売買の事務及びその売買に
係る債券の保管その他その売買に
附帯する事務の一部を証券業務を
営む者に委託することができる。

2 第四条第三項の規定は、前項の
認可をしようとする場合に準用す
る。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一
日から施行する。

—

理由

電信電話設備の拡充のための暫定
措置に関する法律等の規定による引
受けに係る電信電話債券の償給の調
整及び価格の安定に資するため、當
分の間、日本電信電話公社の会計に
需給調整資金を設け、これを一定の基
準により当該電信電話債券等の市
買に運用することができることとする
必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬一郎殿

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律
電話加入権質に関する臨時特例法
(昭和三十三年法律第三百二十八号)の一部を次のように改定する。

第一条中「昭和三十八年三月三十日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第六条第三項第一号中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第三百四十七号)」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十八年一月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改定する。

第五十条第一項の表を次のように改める。

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局(国際航海に従事する旅客船で二百五十人を超える旅客定員を有するものの船舶無線電信局)	客船で二百五十人を超える旅客定員を有するものの船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲(船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するもの以外のもの)をいう。以下同じ。)	船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙(次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のもの)をいう。以下同じ。)	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
二 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶(旅客船を除く。)の船舶無線電信局	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
三 旅客船以外の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの(二に該当するものをいう。以下同じ。)	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第三種局甲(遠洋区域を航行区域とする船舶(旅客船を除く。)で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。)	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
一 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶のもの	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
二 一に該当するもの以外のものであつて、公衆通信業務を取り扱うもの	船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

別表	第六十三条第一項中「第二種局及び第三種局甲を「第二種局、第三種局甲及び第三種局乙」に改め、同条第二項中「第二種局乙並びに国際航海に従事する旅客船の第二種局乙」に改める。
船舶無線電信局	第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律(昭和二年法律第二号)別表」とし、同法第六十三条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。
無線通信士	第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律(昭和二年法律第二号)別表」とし、同法第六十三条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

船舶無線電信局	第六十三条第一項中「第二種局及び第三種局甲を「第二種局、第三種局甲及び第三種局乙」に改め、同条第二項中「第二種局乙並びに国際航海に従事する旅客船の第二種局乙」に改める。
無線通信士	第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律(昭和二年法律第二号)別表」とし、同法第六十三条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く。)の第二種局乙」とし、同法第六十五条第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

信長の資格要件の整備、経過措置の対象拡大と期間延長などを内容とする修正案が提出され、統いて、修正案並びに修正部分を除く原案につき、討論採決を行なった結果、いずれも多数をもつて可決、本法律案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

〔参考〕

電波法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

電波法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第五十条第一項の改正規定の表中

第二種局乙及び第三種局甲の下欄を

次のように改める。

通信長となる前十五年以内に船舶無線电信局若しくは海岸局(船舶局)と通信を行なうため陸上に開設する無線局をい

る。以下同じ。において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

いる者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

附則第二項中「この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無

線電信局についての改正後の電波法

第五十条第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、「を削り、「三年間」を「四

年間」に、「電波法第五十条」を「改正後」の電波法(以下「新法」という。)第

五十条に、「同法」を「新法」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加え

る。

3 この法律の施行の日から起算し

て四年間は、この法律の施行の際

現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙の通信長

の要件を備えている者で前項の規

定により適用される新法第五十条

第一項に規定する第二種局乙の通

信長の要件を備えていないもの

は、前項の規定により適用され

る。同条第一項の規定の適用について

は、前項の規定により適用される

同条第一項に規定する第二種局乙

の通信長の要件を備えている者と

みなす。

通信長となる前十五年以内に

船舶無線電信局若しくは海岸

局(船舶局)と通信を行なうため

陸上に開設する無線局をい

る。以下同じ。において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

いる者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

附則第二項中「この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無

級無線通信士の免許を受けて

いる者又は通信長となる前十

五年以内に船舶無線電信局に

おいて第二級無線通信士とし

て一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

になります。

○副議長(原健三郎君) これより採決

ます、日程第十につき採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であります。

本案を委員長報告の通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

本案を委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

本案は委員長報告の通り決するに

よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君

本來は委員長報告の通り決するに

よって、本來は委員長報告の通り

決するに、日程第十一につき採決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

本案を委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

本案を委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り決するに

出

日程第十二 私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法案(内閣提出)

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

公取法

昭和三十八年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

右

国会に提出する。

日程第十二 私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

五年以内に船舶無線電信局に

おいて第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

つ、現に第二級無線通信士として

一年以上業務に従事し、か

つ、現に第二級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

務に従事し、か

つ、現に第一級無線通信士の

免許を受けている者

無線通信士として一年以上業

金又は中小企業設備近代化資金の、に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「第三条第一項」を「第三条に改め、「資金」の下に「又は同条第三号の二に掲げる資金（事業協同組合又は事業協同小組合の設置の設置に必要なものに限る。）」を加える。

第九条中「第七条」を「第七条第二号に該当することを理由として同条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金の金額百円につき一日三銭の割合で計算した遅約金を支払べきことをあわせて請求することができる。

第十条の見出しを「（県の特別会計）」に改め、同条第一項中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業又は中小企業製造近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「（以下「特別会計」という。）」を「（以下「県の特別会計」という。）」に、「一般会計」を「都道府県の一般会計」といふ。」「第三条第一項の規定による補助金」を「第三条の規定による補助金」を「第三条第一項の規定による補助金」に改め、同条第三号の二に掲げる資金（事業協同組合又は事業協同小組合の設置の設置に必要なものに限る。）」を加える。

金」という。)、第三条の二第二項の規定による国からの補助金(以下「国から」の補助金」という。)に、「貸付金及び」を「貸付金、第十二条の二の規定による国からの償還金」に改め(「納付金」の下に「及び第十四条の規定による県の一般会計への繰入金」を加え、同条に次の一項を加える。

3 中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県にあつては、県の特別会計において、当該事業に係る經理を他の經理と区分して行なうものとする。

第十二条を次のよう改める。

(国からの貸付金又は補助金の額)

第十二条 一の都道府県に対する国からの貸付金の額は、当該都道府県が行なう中小企業高度化資金の貸付事業の貸付け財源として必要な資金の二分の一以内とする。

一の都道府県に対する国からの補助金の額は、当該都道府県が中小企業設備近代化資金の貸付事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(国からの貸付金の利率及び償還方法)

第十三条の二 国からの貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

第十二条第一項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの貸付金の貸付け又は國からの補助金」に、「同項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第三項中「(中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止した場合の措置)」に改め、同条中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業」に、「貸付金」を「当該事業に係る貸付金」に、「同項の規定による補助金」を「国からの補助金」に、「一般会計から県の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、都道府県が、中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止する前に、國からの補助金の全部又は一部に相当する金額を國に納付することを妨げるものではない。

本則中第十三条の次に次の二条を加える。

(県の一般会計から県の特別会計へ繰り入れた資金の処理)

第十四条 都道府県は、第十二条の規定により、國からの貸付金を償還したときは、當該償還金に

係る都道府県への償還金の額から当該国への償還金の額を控除した額を県の特別会計から県の一般会計に繰り入れることができる。

附則第二条第三項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの補助金」に改める。

附則第三条第三項中「特別会計」を「県の特別会計」に改め、同条第四項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの補助金」に、「貸付金」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金」に、「一般会計から」を「県の一般会計から県の」に改める。

興資金等財成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号)による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」とあるのは「同項の規定による補助金」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する改正後の第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第一号)第三条に規定する貸付け金の償還金とみなす。

4 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金を財源の一部とした貸付け金により取得された固定資産は、中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付けを受けて取得された固定資産とみなす。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の二の二 中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第二百十五号)の施行に関すること。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(勧告)

第七条 主務大臣は、基本計画に定める中小企業の近代化の目標を達成するため、当該基本計画に定める第三条第二項第五号又は第六号の事項に関し、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうこと特に必要であると認めるときは、当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者(以下「関連事業者」といいう。)又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるとときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることはない。

3 第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は何項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

(合併等の場合の課税の特例)

第八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む中小企業者に対し、その者が指定事業を営む他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を営む他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を営む他の中小企業者とともにに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該指定事業を営む中小企業者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3 第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人

又は何項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

(中小企業近代化審議会)

第九条 中小企業者(資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる者及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる者を除く。)であつて、指定事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対するべき業務又は經理の状況について報告を求めることができる。

4 主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について審議会の意見をきかなければならぬ。

5 主務大臣は、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その事業の転換を行なうものとす

め必要な指導を行なうものとする。

6 政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の融通のあつて、當該転換せんに努めることともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易ならない。

(運営に係る必要な事項は、通商産業省令で定める。)

(報告の微取)

第七条 主務大臣は、基本計画若しくは実施計画を定め又は基本計画若しくは実施計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対するべき業務又は經理の状況について報告を求めることができる。

8 主務大臣は、基本計画若しくは実施計画を定め又は基本計画若しくは実施計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対するべき業務又は經理の状況について報告を求めることができる。

9 主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について審議会の意見をきかなければならぬ。

10 主務大臣は、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その事業の転換を行なうものとす

め必要な指導を行なうものとする。

11 审議会は、委員四十人以内で組織する。

12 审議会に、専門委員を置くことができる。

13 审議会は、委員四十人以内で組織する。

14 审議会に、専門委員を置くことができる。

15 审議会に、会長を置く。

16 审議会に、会長を置く。

17 审議会に、会長を置く。

18 审議会に、会長を置く。

19 审議会に、会長を置く。

20 审議会に、会長を置く。

21 审議会に、会長を置く。

22 审議会に、会長を置く。

23 审議会に、会長を置く。

24 审議会に、会長を置く。

25 审議会に、会長を置く。

26 审議会に、会長を置く。

27 审議会に、会長を置く。

28 审議会に、会長を置く。

29 审議会に、会長を置く。

30 审議会に、会長を置く。

31 审議会に、会長を置く。

32 审議会に、会長を置く。

33 审議会に、会長を置く。

34 审議会に、会長を置く。

35 审議会に、会長を置く。

36 审議会に、会長を置く。

37 审議会に、会長を置く。

38 审議会に、会長を置く。

39 审議会に、会長を置く。

40 审議会に、会長を置く。

41 审議会に、会長を置く。

42 审議会に、会長を置く。

43 审議会に、会長を置く。

44 审議会に、会長を置く。

45 审議会に、会長を置く。

46 审議会に、会長を置く。

47 审議会に、会長を置く。

48 审議会に、会長を置く。

49 审議会に、会長を置く。

50 审議会に、会長を置く。

51 审議会に、会長を置く。

52 审議会に、会長を置く。

53 审議会に、会長を置く。

54 审議会に、会長を置く。

55 审議会に、会長を置く。

56 审議会に、会長を置く。

57 审議会に、会長を置く。

58 审議会に、会長を置く。

59 审議会に、会長を置く。

60 审議会に、会長を置く。

61 审議会に、会長を置く。

62 审議会に、会長を置く。

63 审議会に、会長を置く。

64 审議会に、会長を置く。

65 审議会に、会長を置く。

66 审議会に、会長を置く。

67 审議会に、会長を置く。

68 审議会に、会長を置く。

69 审議会に、会長を置く。

70 审議会に、会長を置く。

71 审議会に、会長を置く。

72 审議会に、会長を置く。

73 审議会に、会長を置く。

74 审議会に、会長を置く。

75 审議会に、会長を置く。

76 审議会に、会長を置く。

77 审議会に、会長を置く。

78 审議会に、会長を置く。

79 审議会に、会長を置く。

80 审議会に、会長を置く。

81 审議会に、会長を置く。

82 审議会に、会長を置く。

83 审議会に、会長を置く。

84 审議会に、会長を置く。

85 审議会に、会長を置く。

86 审議会に、会長を置く。

87 审議会に、会長を置く。

88 审議会に、会長を置く。

89 审議会に、会長を置く。

90 审議会に、会長を置く。

91 审議会に、会長を置く。

92 审議会に、会長を置く。

93 审議会に、会長を置く。

94 审議会に、会長を置く。

95 审議会に、会長を置く。

96 审議会に、会長を置く。

97 审議会に、会長を置く。

98 审議会に、会長を置く。

99 审議会に、会長を置く。

100 审議会に、会長を置く。

101 审議会に、会長を置く。

102 审議会に、会長を置く。

103 审議会に、会長を置く。

104 审議会に、会長を置く。

105 审議会に、会長を置く。

106 审議会に、会長を置く。

107 审議会に、会長を置く。

108 审議会に、会長を置く。

109 审議会に、会長を置く。

110 审議会に、会長を置く。

111 审議会に、会長を置く。

112 审議会に、会長を置く。

113 审議会に、会長を置く。

114 审議会に、会長を置く。

115 审議会に、会長を置く。

116 审議会に、会長を置く。

117 审議会に、会長を置く。

118 审議会に、会長を置く。

119 审議会に、会長を置く。

120 审議会に、会長を置く。

121 审議会に、会長を置く。

122 审議会に、会長を置く。

123 审議会に、会長を置く。

124 审議会に、会長を置く。

125 审議会に、会長を置く。

126 审議会に、会長を置く。

127 审議会に、会長を置く。

128 审議会に、会長を置く。

129 审議会に、会長を置く。

130 审議会に、会長を置く。

131 审議会に、会長を置く。

132 审議会に、会長を置く。

133 审議会に、会長を置く。

134 审議会に、会長を置く。

135 审議会に、会長を置く。

136 审議会に、会長を置く。

137 审議会に、会長を置く。

138 审議会に、会長を置く。

139 审議会に、会長を置く。

140 审議会に、会長を置く。

141 审議会に、会長を置く。

142 审議会に、会長を置く。

143 审議会に、会長を置く。

144 审議会に、会長を置く。

145 审議会に、会長を置く。

146 审議会に、会長を置く。

147 审議会に、会長を置く。

148 审議会に、会長を置く。

149 审議会に、会長を置く。

150 审議会に、会長を置く。

151 审議会に、会長を置く。

152 审議会に、会長を置く。

153 审議会に、会長を置く。

154 审議会に、会長を置く。

155 审議会に、会長を置く。

156 审議会に、会長を置く。

157 审議会に、会長を置く。

158 审議会に、会長を置く。

159 审議会に、会長を置く。

160 审議会に、会長を置く。

161 审議会に、会長を置く。

162 审議会に、会長を置く。

163 审議会に、会長を置く。

164 审議会に、会長を置く。

165 审議会に、会長を置く。

166 审議会に、会長を置く。

167 审議会に、会長を置く。

168 审議会に、会長を置く。

169 审議会に、会長を置く。

170 审議会に、会長を置く。

171 审議会に、会長を置く。

172 审議会に、会長を置く。

173 审議会に、会長を置く。

174 审議会に、会長を置く。

175 审議会に、会長を置く。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

官報(号外)

○白井莊一君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案のおもなる内容は次の通りであります。

まず第一に、所得税の負担の軽減をかるため、各種の所得控除額を引き上げることとしております。すなわち、基礎控除を一万円引き上げて、現在の十万円から十一万円にするとともに、配偶者控除を現在の十万円から十万五千円に、さらに、十五才未満の扶養控除額を、現在の三万円から三万五千円に、それぞれ五千円ずつ引き上げることとしております。また、これらの諸控除の引き上げに関連して、専従者控除につきましても、現行より五千円引き上げることとしております。

第二に、現行の国民貯蓄組合制度にかえて、新たに少額貯蓄免税制度を創設し、一人一種類、かつ、一店舗に限

いて、元本五十万円までの預貯金等について、その利子所得に対する所得税を免除することとしております。

第三に、外国税額控除制度を改善すことといたしておられます。すなわち、この制度は、外国に源泉のある所得に対しまして、外国でわが国の所得に相当する税を課せられた場合に

は、一定の限度内でその外国税額を日本での所得税額から控除できるという制度であります。現行では、控除限度額の計算等が複雑で実務上の困難がありますので、これを簡素化いたしますとともに、限度額を超えた外国税額についても、五年間にわたって繰り越

しまったは繰り戻し控除ができるように改めることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、そのおもなる内容を申し上げます。

まず、現在、税法上いわゆる同族会

社が毎事業年度の所得を留保した場合におきましては、その留保した所得金額から、その事業年度の課税所得の一〇%相当額または年五十万円の、い

ずれか多い方の金額を控除した残額に

対しまして一定の累進税率による課税

が行なわれておりますが、今回、そ

れぞれの課税所得から控除する金額を、課税所

に対する課税の累進税率による課税

が行なわれておりますが、今回、そ

れぞれの

次いで、本二十二日、有馬輝武君外
十一名より、租税特別措置法の一部を
改正する法律案に対する修正案が提出
されました。

修正案の内容は、利子所得に対する分離課税及び配当所得に対する源泉徴収税率の特例を廃止しようとするものであります。

以上の各決議案並びに修正案に付
ましては、本二十二日、質疑を終了
し、討論に入りましたところ、日本社
会党を代表して坪野米男君は、修正案
に賛成、原案に反対の旨を、自由民主党
を代表して毛利松平君は、修正案に反
対、原案に賛成の旨を、それぞれ述べ
られました。

次いで、採決に入り、まず、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案について採決を行ないましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

正する法律案並びに有馬輝武君外十一
名提出の修正案について採決を行ない
ましたところ、修正案は起立少數を
もつて否決され、同法律案は起立多數
をもつて原案の通り可決となりまし
た。

よる減税であるといふ点であります。第二は、高度経済成長政策による失敗は、物価の高騰をもたらしたこととはできないのです。この物価騰貴に対する実質減税を行なわずして、二百七十七億の減税では、実質増加を意味するということであります。第三は、今回の改正は、租税力ある高所得者に優遇を意味するということであります。第四には、低所得者に対する減税をまことに紊乱しておるという点であります。第五は、租税特別措置の拡大による減税が日本の場合には低過ぎて、大衆負担をますます重くなるという減税の中身であります。第六は、金融資本、証券会社等に特別優遇措置を与える大資本擁護の減税と断つておきたい点であります。第七は、予算委員会を通じて明らかになりましたことは、今回の減税を行なう論理が明らかでなりません。私どもは、この利子配当金の勘定する見返り減税であると思われる節があるのです。(拍手)

自民党・政府は、さきに農地被買
者問題調査会の答申を踏みにじり、
あるいは選挙制度調査会の答申も踏み
じり、今回またまた税制調査会の答申も踏み
を踏みにじり、中立的な科学的根拠
立つて答申をされる機関をことごとく
無視するに至りましたては、まさに党
党略の政治と断ぜざるを得ません。
(拍手)しかも、税制調査会は、非常
科学的な、しかも、世界的な各国の
を統計的に明示し、今日利子配当
一〇%から五%への減税などといら
とは、調査会の答申の中からは全く
き出しができないのであります。
かかる税制調査会の案を無視するに
りましては、日本の政治がせつかく
算をかけてつくった機關を無視する
のであります。政治の姿勢を乱す
のであると私は断ぜざるを得ないの
あつて、かかる点が、まず第一に本
に反対をする理由であります。(発
する者あり)

ると申しておる。納税者の中で約三十七万人程度は実質的な増税になるといふことを税制調査会の会長は大蔵委員会で答弁いたしておるのであります。田中大蔵大臣は、税制調査会の意見を十分尊重した、十分物価騰貴に対し調整を行なつておると再三陳弁これ努めたのであります。が、税制調査会の権威ある資料によつても、答弁によつても、大臣の答弁はまことに事實を偽つておるといわなければなりません。私たちは、かかる所得税の実質増税を行なつた自民党池田内閣に対し、国民の立場から鋭く批判をしなければならぬと思うのであります。(拍手)第三は、租税公平の原則に反するといた点であります。御承知のように、近代国家における租税制度は、国民への所得の再配分を意味し、租税力ある者から税を徴収して、社会の正義のために、秩序の前進のためにこれを使おうといふ建前に立つておることは、私が申し上げるまでもありません。しかし、今回の租税特別措置は、租税力ある利子配当の高額所得者に対する特別の恩恵を与える減税であつて、これは利子並びに配当所得の納税者の数を見ましても明らかであります。税制調査会の資料によりましても、利子所得者でどのくらいの人数がおるかと申すならば、全所得税納税者のわずか一・三%、有業人口に対しても、一・三%しか利子所得税の納税者はおらないの

たしましても、年間五百万円以上の所得者が全配当の八割二分を占めておるといふこの数字を見ましても、利子配当の所得を大減税するということは、いかに高額所得者に有利な減税であるかは火を見るよりも明らかであります。(拍手)他方、国民大部分の大衆に対しては、二百七十七億の、ちょっとりスズメの涙の減税、他方、一握りの高額所得者に対する、五百十一億円の大減税を惜しみなく行なうといふ田内閣の性格は、一体何と批評したらよろしくござりますか。私は、国民党大衆には地獄、大金持ちには天国の減税が今回の減税であると断ぜざるを得ません。(拍手)

の税負担と相なつておるのであります。これらの事実を見ても、いかに勞所得あるいは事業所得といふものが、高い総合課税になり、高い税率であるかということがうかがえる。もしもこれが当然であるというならば、利子配当の税率があまりにも安過ぎるということを言えるのであります。いずれに西アンバランスな税法が堂々と大手を振つて多数決で通るという今日の日本の政治を、私は国民の立場からまとめて憂えてやまないのであります。

惜しみを言つても、学者や専門家が研究をした数字が明らかにこれを物語つておるのであります。かかるに日本は、三十八年度において四十三万八千円、平成度においても四十万五千円が標準世帯の課税最低限度といふことになつております。すなわち、先進資本主義国家と比較して、倍も日本の大衆の税金は高いことが明らかであります。(拍手)特に日本の税のとり方を見ますると、地方税が、国民健康保険税その他固定資産税、それ以外に税外負担としてPTAや多くの寄付をとられておる。これらのことと勘案いたしますると、年間百万円以下の所得者に対しては非常な過重な税負担がかかっておることは明らかであります。

きは、特別措置として発生をしておるのであるから、これを恒久化せざして不合理なもののは廃し、すでに緊急必要でないものはやめて、これを大衆減税に回せというわが党の主張が、一体なぜ自民党政府に耳を傾けて聞いてもらえないものでありますよ。すなわち、政府・自民党は、大資本の声を代弁し、独占資本にストレートに有利な税制を、多數決によって無理やりに通しておるというのが今日の日本の政治の姿であります。予算委員会において、あるいは大蔵委員会において質問をいたしますると、国際競争力強化のために、資本調達のために利子配当の減税をいたしましたと答弁をしておる。ところが、利子配当の減税をいたしました結果、貯蓄は一体幾ら伸びるのであります。貯蓄性向といふものを調べてみましても、利子配当の減税によつて貯蓄はふえていないのです。貯蓄性向は、日本は世界一であります。では、貯蓄をふやして、日本の資本量をふやすためには何が先決であるかといふならば、可処分所得の増大が最も貯蓄増強にストレートに相關関係を持つておるということは明らかであります。その可処分所得を増大させる道は、単なる利子配当の減税ではなくて、一般国民への減税を大幅に行なうことが貯蓄をふやす道であることをわれわれは強く主張するのであります。

かく、われわれが批判をして参りましたときに、かように筋の通らない減税をなぜやつたのでありますよ。私は自治省に正式に申告をされておる政財献金を調査してみますと、昨年一ヵ年間だけで、日本の証券会社からの自由民主党並びに自由民主党の派閥に対する政治献金は一億円であります。証券会社が何ゆえに政府・自民党に一億円の政治献金をやるのでしょうか。何かその見返りがなければ、ただで一億円を出すはずはありません。この証券会社からの献金の見返りが今回の利子配当の筋の通らない大減税であると私は考えます。(拍手)

かような、政治が一部少数の者に利用され、国民にはちゅうをなめさせて、上方では特級酒を飲むといふがとき今日の不公平な日本の政治は、国民の前に徹底的に明らかにして、われわれは世論を通じて政府に猛省を促してやまないものであります。

私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 田澤吉郎君。

〔田澤吉郎君登壇〕

○田澤吉郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました所得稅法、法人稅法及び租稅特別措置法のそれぞれの改正案に対し、賛成討論を行なわんとするものであります。(拍手)

以下、賛成の理由について申し上げますと、まず第一点としましては、昭和三十八年度の減税計画はわが国現下

の財政事情に照らして、きわめて適切
妥当であるということであります。

（後序文の通り）三十一年度予算における
需要を充実するための重要な策として、
社会保障や文教政策、あるいはまた公
共事業の三つを取り上げておりまし
て、これらの経費は前年度予算に比べ
て、それぞれ二〇%ないし一二%増額さ
れたのであります。これらの重点課題
策と並行して、減税計画は今日までの
たびたびの減税に引き続いて、一般的的
に相なるわけであります。その結果、
減税と租税特別措置による減税を合
せて五百四十二億円の減税が実施され
ることに相なるわけであります。その
結果、国民所得に対する国税の負担率
合は、前年度に比べて〇・五%低くな
なったのであります。また、自然増収も
も増加財源も前年度に比べてかなり少
なく、ために予算編成にあたってはき
わめて困難な事情にあつたにもかかわ
らず、政府は、予算編成にあたって重
要経費を大幅に増額しつつ、しかも
のようないくつかの減税計画を立てて國民負担の
軽減をはかることができましたことに
対して、私はその努力を大いに多くす
るものであります。（拍手）

なわち、今回の税制改正では、所得額については御承知の通り基礎控除を一
万円引き上げることとも、配偶者控除結果、給与所得者の標準世帯について目
扶養控除及び専従者控除についても、それぞれ五千円ずつ引き上げ、その結果、
百円から四十四万五千八百円になります。課税最低限は四十一万六千八百円
ですと、課税最低限は四十一万六千八百円になります。
百円から四十四万五千八百円になります。
約三万円引き上げることと相なるわけ
であります。また年間所得五十万円の
者は約三五%の負担の軽減となるので
あります。これがいかに中小所得者にて
って福音となるかは、私からあえて
申し上げるまでもないところであります
す。(拍手)

内外の当面する経済事業に照らして、きわめて当を得たものであろうと思うのであります。顧みますれば、わが国は戦後の荒廃した焦土の中から再建が進められたのであります。しこうして、わが党歴代内閣の施策と国民の努力が実を結んで、今日アメリカ及び西ヨーロッパと並び称せられるほどの驚異的な発展を遂げたのであります。しかしながら、わが国経済はいまだに中進国の性格を脱するに至っておりません。去る十五日の朝日新聞の記者席欄の、評論家平沢和重氏と池田首相との対談の中で、平沢氏は「外国では、日本経済の力を張り大闊くらいにみているのではないか」といふお話をに対して、池田さんは「いやいや、日本には十分な資本の蓄積がないから、せいぜい小結か前頭」、三枚目。しかし、これからは、大國級の立派な相撲になると外國では期待をしていれる」と答えております。これはもちろん日本の経済を相撲に見立てての対談の一こまでありますが、池田首相も率直に申し述べているように、わが国の資本の蓄積水準といふものが低いということに歸着するわけであります。もつとも、わが国の資本蓄積水準が低いといつても、そのうち実物資本の蓄積には、ここ数年来の旺盛な設備投資の結果、かなり見るべきものがあります。かかるに、貨幣資本の蓄積は、実

物資本の蓄積に比べて非常に多くれております。すなわち、戦前を一〇〇として、今日個人の預貯金が一八〇であります。個人の株式払込金が六四にすぎないという、この事実によつて明らかに証明されるわけでござります。このようにわが国戦後の資本蓄積は、実物資本と貨幣資本との間に著しいアンバランスを生じてゐるのであります。さて、この実物資本と貨幣資本との間のアンバランスは、また企業の資本構成の悪化となつて現われております。従つて、貨幣資本蓄積の強化、すなわち、貯蓄の増強こそはわが国経済発展にとって至上命令であるということであります。(拍手)

貯蓄資本の蓄積、貯蓄の増強にあるのでありますし、このように見て参りますと、政府が今回貯蓄を奨励するため税制上これを優遇することは、きわめて当を得たものであります。私はこの点では全く賛意を表する次第であります。(拍手)

次に、第四の理由といたしましては、今回新たに特別措置として追加されました課税の諸特例であります。いずれも最近の経済情勢等に応ずるものとして、有効適切な措置であろうと思うのであります。すなわち、今回の租税特別措置法の改正では、先ほど大臣委員長の御報告にもありましたように、特定の公共事業の用地買収等の場合の課税の特例、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、居住用財産の買いかえの場合の課税の特例、法人の合併等に伴う清算所得課税等の特例、試験研究法人等に対する寄付金等の相続税の特例等、社会資本の充実と産業設備の整備強化等に資するための臨時措置が講ぜられているのであります。

これらの措置は、国民の各階各層の要請に応ずるものと言えますが、なかんずく中小企業者や農家にとっては大きな福音となるものと確信するものであります。がゆえに、野党諸君の御心配には当ならないと思うのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

附則

この規程は、昭和三十八年七月一日から施行する。ただし、改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、同年十月三十一日までの間は、千五百五十九人とする。

衆議院法制局職員定員規程の一部

を改正する規程案

右の議案を提出する。

昭和三十八年三月二十二日

提出者
議院運営委員長 佐々木秀世

衆議院法制局職員定員規程の一

部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のとおりに改正する。

本則中「七十一年」を「七十二人」に改める。

この規程は、昭和三十九年一月一日から施行する。

附則

○副議長(原健三郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長佐々木秀世君。

[佐々木秀世君登壇]

○佐々木秀世君 たゞいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案外二件について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 報告

また、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案でありますが、この法律案は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する規定にかかわらず、同条に規定する法律、国会閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査費に関する法律、国会法及び国会議員の秘書の給料に関する法律について所要の改正を行なおうとするものであります。そこの改正の要点を申し上げますと、第一に、国会議員の歳費月額を十八万円に改め、委員の閉会中審査費の月額を四万五千円に増額することいたしました。

第二は、各議員に付する秘書を一人増員して二人とし、一人は給料月額三万五千九百円を受け、他の一人は給料月額二万八千百三十円を受けることとし、各秘書に対し、新たに月額六千七百五十円の閉会中雜費を支給することといたし、その他必要な調整規定を設けました。

なお、この法律案は本年四月一日から施行するものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、衆議院事務局職員の定員を千五百五十六人から千六百八人に改めようとするものであります。

まして、七月一日から三人、十一月一日から四十九人を増員するものであります。

次に、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案は、法務大臣

の定員を昭和三十九年一月一日から一

人増員し、七十一人から七十二人に改めようとするものであります。

これらの案は、いずれも議院運営委員会において起案、提出したものであります。何とぞ御賛同あらん」とお願い申し上げます。(拍手)

出席國務大臣
法務大臣 中垣 國男君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 荒木萬壽夫君
通商產業大臣 福田 一君
運輸大臣 緑部健太郎君
郵政大臣 小沢久太郎君
國務大臣 志賀健次郎君

一、去る十五日、本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員西村閣一君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十五日、本院は海岸砂地地帶農業振興対策審議会委員に衆議院議員稻村隆一君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知)

○副議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
(法律公布奏上及び通知)

○副議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は可決いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の両案を一括して採決いたします。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の両案を一括して採決いたします。

〔要求書受領〕
(法律公布奏上及び通知)

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

狩獵法の一部を改正する法律

〔要求書受領〕
(法律公布奏上及び通知)

一、去る十一日、内閣から、公正取引委員会委員長に渡邊喜久造君を任命けました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案の両案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は可決いたしました。

〔指名通知〕
(法律公布奏上及び通知)

一、去る十五日、本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員片島赳君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十五日、本院は北陸地方開発審議会委員に衆議院議員岡良一君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自治省設置法の一部を改正する法律
消防法の一部を改正する法律
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 朗読を省略した議長の報告

所得に対する租税に因する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得稅法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニーダー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得稅法の特例等に関する法律

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十日、鈴木国立国会図書館長から清瀬議長宛、昭和三十六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(常任委員会辞任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
中島 茂喜君 受田 新吉君
西尾 末廣君
外務委員
田澤 吉郎君 高崎達之助君
河野 密君 西尾 末廣君
大高 康君 田原 春次君
受田 新吉君

大藏委員	田原 春次君	河野 密君
農林水產委員	玉置 一徳君	伊藤卯四郎君
玉置 一徳君	伊藤卯四郎君	伊藤卯四郎君
商工委員	玉置 一徳君	伊藤卯四郎君
予算委員	田中伊三次君	保科善四郎君
予算委員	北澤 直吉君	北澤 直吉君
決算委員	水田三喜男君	水田三喜男君
一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	川村 燐義君	川村 燐義君
社会労働委員	松浦周太郎君	松山千恵子君
内閣委員	米田 吉盛君	亀岡 高夫君
貴屋 興宣君	板谷 忠男君	田澤 吉郎君
文教委員	中嶋 英夫君	中嶋 英夫君
井村 重雄君	尾関 義一君	木村 公平君
法務委員	田中幾三郎君	田中幾三郎君
社会労働委員	米田 吉盛君	野原 覚君
井村 重雄君	柳田 秀一君	中村 梅吉君
中馬 辰猪君		

農林水産委員	稻村 隆一君	川俣 清音君
商工委員	小沢 辰男君	伊藤卯四郎君
	園田 直君	田中幾三郎君
運輸委員	尾関 義一君	賀屋 興宣君
通信委員	上林山榮吉君	椎熊 三郎君
	中山 築一君	南條 德男君
	久保田円次君	佐々木義武君
	細田 吉藏君	堀内 一雄君
建設委員	片山 哲君	
予算委員	坂谷 忠男君	羽田武嗣郎君
	佐々木良作君	上林山榮吉君
	南條 德男君	伊藤卯四郎君
決算委員	久保 三郎君	稻村 隆一君
(常任委員補欠選任)	（常任委員補欠選任）	
一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		
内閣委員		
外務委員		
大蔵委員		
河野 密君	田原 春次君	
大高 康君	金丸 信君	
田原 春次君	受田 新吉君	
田澤 吉郎君	河野 密君	
西尾 未廣君		

農林水産委員	伊藤卯四郎君	玉置 一徳君
商工委員	玉置 一徳君	伊藤卯四郎君
予算委員	高橋達之助君	中島 茂喜君
一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	予算委員 水田三喜男君	決算委員 田川 誠一君
一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	地方行政委員 中嶋 英夫君	社会労働委員 田澤 吉郎君
内閣委員	亀岡 高夫君	米田 吉盛君
	松浦周太郎君	松山千恵子君
予算委員	川村 繼義君	川村 繼義君
一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	木村 公平君	柳田 秀一君
尾関 義一君	井村 重雄君	柳田 秀一君
小沢 辰男君	國田 直君	中馬 辰猪君
中村 梅吉君	綿穂 薫三君	片山 哲君
賀屋 興宣君	中馬 辰猪君	中馬 辰猪君
法務委員	柳田 秀一君	井村 重雄君
文教委員	柳田 秀一君	柳田 秀一君
野原 覚君	柳田 秀一君	柳田 秀一君
社会労働委員	柳田 秀一君	柳田 秀一君
中村 梅吉君	柳田 秀一君	柳田 秀一君
米田 吉盛君	柳田 秀一君	柳田 秀一君
農林水産委員	柳田 秀一君	柳田 秀一君
川俣 清音君	柳田 秀一君	柳田 秀一君

國田 直君	田中幾三郎君
小沢 辰男君	伊藤卯四郎君
運輸委員	
賀屋 興宣君	尾閥 義一君
通信委員	
久保田円次君	堀内 一雄君
佐々木義武君	細田 吉藏君
上林山榮吉君	中山 榮一君
南條 德男君	椎熊 三郎君
建設委員	田中幾三郎君
予算委員	
南條 德男君	上林山榮吉君
伊藤卯四郎君	羽田武綱郎君
坂谷 忠勇君	佐々木良作君
決算委員	
稻村 隆一君	久保 三郎君
(特別委員詳任)	
一、去る二十日、謹長において、次の 特別委員の辞任を許可した。	
オリンピック東京大会準備促進特 別委員	
大沢 雄一君	中村 梅吉君
中山 マサ君	井村 重雄君
坂谷 忠男君	木村 公平君
(特別委員補欠詳任)	
一、去る二十日、謹長において、次の 通り特別委員の補欠を指名した。	
オリンピック東京大会準備促進特 別委員	
井村 重雄君	坂谷 忠男君
木村 公平君	大沢 雄一君
中村 梅吉君	中山 マサ君

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次の通りである。

離島の住民の旅客運賃等の特例に関する法律案(木原津與志君外十三名提出)

入学難、試験地獄解消に関する決議案(島上善五郎君外四名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提案)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

近畿圏整備法案(島上善五郎君外四名提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外四名提出)

一、去る十八日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方選舉更正に関する決議案(島上善五郎君外四名提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次の通りである。

海上運送法の一部を改正する法律案(久保三郎君外九名提出)

一、去る二十日、議員から提出した議案は次の通りである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外八名提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

(条約受領)

一、去る二十日、参議院から受領した条約は次の通りである。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を

求めるの件(内閣提案)

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提案)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

商業登記法案(内閣提案)

一、去る二十日、参議院から受領した内閣提案案は次の通りである。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)(参議院送付)

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会労働委員会(吉村吉雄君外十一名)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

内閣提出第一三五号(参議院送付)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

内閣提出第一三五号(参議院送付)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

内閣提出第一三五号(参議院送付)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

内閣提出第一三五号(参議院送付)

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

内閣提出第一三五号(参議院送付)

(条約付託)

一、去る二十日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を

求めるの件(内閣第一九号)(参議院送付)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

石炭対策特別委員会(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣提出第一三三号(参議院送付)

(議案提出)

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

オリソビック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

石炭対策特別委員会(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣提出第一三三号(参議院送付)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣提出第一三三号(参議院送付)

(議案提出)

屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

建設委員会(内閣提出第一三三号)(参議院送付)

オリソビック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

オリソビック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

内閣提出第一三三号(参議院送付)

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 論議を省略した議長の報告

議案に關する報告書

昭和三十六年度一般会計予

備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予

備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予

算總則第十二条に基づく使

用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予

(久保三郎君外九名提出)
(議案通知)

「去る十五日、參議院送付の内の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。狩獵法の一部を改正する法律案(案約通知書受領)

「去る二十日、參議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。國際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

「去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付し、内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。家内労働法案(吉村吉雄君外十一名提出)

「去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。離島の住民の旅客運賃等の特例に関する法律案(木原津與志君外十三名提出)

「去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付し

海上運送法の一部を改正する法律案

の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニューゾーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

別にすると対米十一、対ドミニカ

一、対欧洲經濟共同体三、対ギリシャ一、対ペルー一、対ウルグアイ

一となつており、この代償として提供する譲許は二十四品目で、これを箇別にすると対米十六、対ドミニカ一、対欧洲經濟共同体

一となつており、この代償として提供する譲許は二十四品目で、これを箇別にすると対米十六、対

ドミニカ一、対欧洲經濟共同体

一となつており、この代償として提供する譲許は二十四品目で、これを箇別にすると対米十六、対

ドミニカ一、対ペルー一、対ウルグアイ一となつている。

四、対ギリシャ一、対ペルー一、対ウルグアイ一となつている。

五、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

六、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

七、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

八、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

九、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

十、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

十一、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

十二、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

十三、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

十四、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

十五、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

十六、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

十七、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

十八、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

十九、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

二十、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

二十一、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

二十二、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

二十三、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

二十四、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

二十五、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

二十六、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

二十七、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

二十八、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

二十九、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

三十、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

三十一、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

三十二、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

三十三、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

三十四、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

三十五、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

三十六、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

三十七、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

三十八、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

三十九、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

四十、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

四十一、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

四十二、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

四十三、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

四十四、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

四十五、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

四十六、修正又は撤回される譲許二十四が別別合計と符合しない

四十七、修正又は撤回される譲許十五、提供されると同一品目を二回又は三回に譲許してあるからである。

に關する文書にそれぞれ署名した。

本文書によつて修正又は撤回さられる譲許は十五品目で、これを國別にすると対米十一、対ドミニカ

一、対ペルー一、対ウルグアイ

一となつており、この代償として

供することとなるが、これは貿易自由化に伴う国内産業保護上必要な措置であり、本文書の締結は妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと譲り合意した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月十五日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長 清瀬 一郎殿

内閣總理大臣 森喜朗

口 近海区域又は遠洋区域を航行する区域とする総トン数五千五百百トン以上の旅客船及び漁船以外の船舶。

ハ 第二種又は第三種の從業制限を有する総トン数五千五百

トン以上の漁船。

右の船舶に対しては二名の船舶通信士を乗組ませること。

二 議案の修正議決理由
本案は、わが国の海運企業の合理化を促進するための措置として、おおむね妥当なものと認める。

が、諸般の事情を考慮しこれを別議決した次第である。

昭和三十八年三月十九日
運輸委員長 太村 勝夫

衆議院議長 清瀬 一郎殿

[別紙] (小字及び一は修正)

附 則

(適用の特例)
この法律の施行の際現に存する船舶については、この法律の施行の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

表第二若しくは附則別表第三」とする。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、国際航空の現況にかんがみ、日本航空株式会社の事業の発展並びに拡張に対応して、役員の増加を図らうとするもので、その内容の主な点は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的
一般職の職員

八〇人(二人増員)

二 議案の可決理由
本案は、外事務の効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

合計 二、五一四人

1 新たに、会長制を設けること。
2 現行の取締役十五人を会長を含めて十八人に改めること。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、

一億一千三百二十六万二千円が、

昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日
運輸委員長 太村 勝夫

衆議院議長 清瀬 一郎殿

[別紙] (小字及び一は修正)

附 則

(適用の特例)
この法律の施行の際現に存する

船舶については、この法律の施行

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の総合的管理等の機能を強化するため、大臣官房に国際資料部を設置するとともに、在外公館の増強等に伴い、定員を六十六人増員して次のとおりに改めることである。

ハ 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正

昭和三十八年三月二十日
内閣委員長 永山 忠則

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、改正点は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的
一般職の職員

八〇人(一人増員)

二 議案の可決理由
本案は、外交事務の効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

合計 二、五一四人

1 在ジャマイカ、在トリニダード・トバゴ、在アルゼンチン及び在ブルンディの各大使館を新設する。

2 在グアテマラ、在アイルランド及び在イスラエルの各公使館を大使館に昇格する。

3 在台北及び在ミテノの両総領事館を新設する。

4 在ヴァンクーバー及び在外公館の両領事館を総領事館に昇格する。

5 在メルボルンの両領事館を総領事館に昇格する。

6 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正

新設及び昇格の在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める。

二 議案の可決理由
本案は、諸外国との友好親善関係等に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、

一億一千三百二十六万二千円が、昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日
内閣委員長 永山 忠則

館の新設及び昇格等を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

ハ 在外公館の名稱及び位置を定める法律の一部改正

昭和三十八年三月二十日
内閣委員長 永山 忠則

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案の改正点は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は次のとおりである。

二 議案の可決理由
「国立青年の家」は、団体宿泊訓練を通して健全な青年の育成を図るために機関として、「静岡県に置く」とされているが、その増設に伴い、これを

「静岡県に置く」とされているが、その増設に伴い、これを

「国立青年の家」として一般的に置くものとし、名称、位置等は文部省令で定めることとするこ

と。

3 文部省の所掌する防災に関する事務についての連絡調整を管

理局において行なうこととし、この事務並びに教育用品に関する基準を設定する等の事務を、教

育施設部の所掌とすること。

3 国立高等専門学校の増設、理

工系学生の増員および学年進行等による教職員の増員等のた

め、文部省の職員の定員を三、

三〇六人増員して、次のように改めること。

三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日
内閣委員長 永山 忠則

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案の改正点は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的
本案は、諸外国との外交関係をより密接ならしめるため、在外公

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

八条第一項及び第二十二条第一項外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中別表第一、別表第一、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改

正する法律(昭和三十八年法律

第 号)附則別表第一、附則別

一 議案の要旨及び目的
本案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務

の日から起算して三年間は、第十

本省 八五、八七三人、うち八三、六七五人は国立学校の職員とする。(新規増三、二九七人、うち三、二三九人は国立学校の職員)

文化財保護委員会 五九二人
(新規増九人)

合計 八六、四六五人

なお、施行期日は本年四月一日としている。

一 議案の可決理由

本案は、文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

一 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十四億一千七百万円が、昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日

内閣委員長 永山 忠則

衆議院議長清瀬 一郎殿

電信電話債券に係る黒絵調整資金の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、電話設備費負担臨時措置法又は電信電話設備の拡充のた

めの暫定措置に關する法律の規定による引受けに係る電信電話債券が、電話に対する烈な需要に対處するための建設財源として、電話公会の会計に、需給調整資金を設け、その運用によつて債券引受者の保護を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 当分の間、公社の会計に需給調整資金を設置すること。

2 公社は、必要とする金額を、予算で定めるところにより需給調整資金に繰り入れ、または繰り戻すことができるることとすること。

3 公社は、この資金を加入者等の引受けに係る電信電話債券の売買に運用するものとすること。

4 売買は、債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がそ案して一定の売買基準を定め、これに従つて行なうものとし、その基準は郵政大臣が大蔵大臣に協議して認可するものとすること。

6 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行すること。
二 議案の可決理由
本案は電話加入申込者等引受け電信電話債券の償給調整及び価格の安定に資するための臨時措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
三 経費
昭和三十八年度政府関係機関予算のうち日本電信電話公社予算の資本勘定に需給調整資金への繰入二十二億円が計上されている。
昭和三十八年三月二十日
通信委員長 本名 武
衆議院議長清瀬一郎殿
報告書
一 議案の要旨及び目的
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する
一 議案の要旨及び目的
電話加入権質に関する臨時特例法により、電話加入権に質権を設定することができる期限は昭和三十八年三月三十一日までとされ
いるが、本制度の利用者は逐年増

加する傾向にあり、かつ、電話加入権の担保価値も電話需給の現状からみて当分の間存続するものと認められるので、加入電話の増設計画ともにらみあわせ、賃権を設定することとともに、関係規定の整備を行な定することができる期限を昭和四十八年三月三十一日まで延長するおうとするものである。

なお、本改正法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

電話加入権制度利用の実情等

にかんがみ、本制度の存続は当分の間必要と認められるので、本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日

通信委員長 本名 武

衆議院議長清瀬一郎殿

[別紙]

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社当局は、次各項の実施に努むべきである。

一、積極的に積滞の解消に努め、もつて電話加入権制度の早期廃止を図ること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、第四十回国会の不当景品類及び不当表示防止法に対する附帯決議の主旨を尊重し、また消費者物価対策の一環としての違法な価格協定の取締まりの強化のため、公正取引委員会事務局の定員を現行より六名増加し、二百五十一名とするものである。

二 議案の可決理由

本案は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に、増員に要する経費として百七十一万七千円が計上されている。

昭和三十八年三月二十日
衆議院議長 清瀬一郎殿 寛

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の一部を改正
する法律案に対する附帯決議

最近、公正取引委員会の業務は、
物価対策の一環としての違法な価格
協定の取締まり、不当景品類、不当
表示の防止、下請業者の利益の保護
等ますます広範かつ重要性を増し、
その円滑なる遂行の成否は、国民生
活に影響するところを甚めて大であ
るにもかかわらず、機関の現状は必
ずしも十分とは言えない。

政府は、かような実情にかんが
み、公正取引委員会の人員、機関等
を拡充強化するよう早急に検討すべ
きである。

住宅金融公庫法及び日本住宅公
團法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、主として農山漁村住宅
の質の向上を図るため、住宅改
修に必要な貸付金として十億円を
公庫が住宅の改修に必要な資金の
貸付けを行なうことができるもの
とともに、最近における宅
地価格の高騰、入手難に対処する
ために、同公庫及び日本住宅公團
が宅地債券を発行することができ
るものとし、その債券を引き受け

た者に対し、宅地の譲受人の選定
に際し特別の取扱いをする等を目
的とするもので、主な内容は次の
通りである。

（1）住宅金融公庫は住宅の改修を
行なう者に対し、その改修に必
要な資金を貸し付けることがで
きるものとし、貸付金の利率は
年六分その償還期間は十年以内
とすること。

（2）住宅金融公庫又は日本住宅公
團は、主務大臣の認可を受け
て、それぞれ宅地債券を発行す
ることができるものとし、か
つ、当該債券を引き受けた者に
対して、宅地譲受人の選定の際
に特別の取扱いをすることがで
きるものとすること。

二 議案の可決理由

農山漁村住宅等の質の向上を図
り、また宅地取得難に対処し、宅
地の造成供給を増大するための措
置として必要と認め、原案の通り
可決すべきものと議決した次第で
ある。

農山漁村住宅等の質の向上を図
り、また宅地取得難に対処し、宅
地の造成供給を増大するための措
置として必要と認め、原案の通り
可決すべきものと議決した次第で
ある。

三 経費

昭和三十八年度予算に、住宅改
修に必要な貸付金として十億円を
公庫が住宅の改修に必要な資金の
貸付けを行なうことができるもの
とともに、最近における宅
地価格の高騰、入手難に対処する
ために、同公庫及び日本住宅公團
が宅地債券を発行することができ
るものとし、その債券を引き受け

右報告する。

昭和三十八年三月二十日

建設委員長 福永 一臣
衆議院議長 清瀬一郎殿

一 議案の要旨及び目的
(内閣提出)に関する報告書

本案は、オリンピック東京大会
のための特別措置に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

本件は、オリンピック東京大会
のための特別措置に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

昭和三十八年三月二十日
衆議院議長 清瀬一郎殿

東京大会準備
促進特別委員 島村 一郎

衆議院議長 清瀬一郎殿

一 議案の可決理由
本改正案は、オリンピック実施
のために必要な特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

1 日本専売公社は、この法律の
施行の日からオリンピック東京
大会の終了日のまでの末

右報告する。

昭和三十八年三月二十日

日本専売公社

日本専賣公社

日本専賣公社

日本専賣公社

日本専賣公社

日本専賣公社

日本専賣公社

日本専賣公社

- 1 この法律は昭和三十八年四月一日から施行すること。
- 2 日本学校給食会が、義務教育学校給食用物資(脱脂粉乳)の供給に要する経費を補助する場合には、国庫補助に相当する金額を控除して、その額を算定すること。
- 3 国庫補助を受けた学校給食用物資(脱脂粉乳)については、その用途以外の使用を禁止すること。
- 4 この法律は昭和三十八年四月一日から施行すること。

オリエンピック東京大会準備促進特委員長
衆議院議長清瀬一郎殿
日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、義務教育諸学校における学校給食の普及充実と学校給食費の父兄負担の軽減を図るため、日本学校給食会に対する国の補助対象を拡大すること、すなわち国の責任において、脱脂粉乳を供給すること等に関し、現行法に必要な改正を加えようとするもので、その要点は次の通りである。

1 日本学校給食会に対して、國

が、新たに義務教育諸学校の学校給食用物資(脱脂粉乳)の供給に要する経費を補助することができる。

2 日本学校給食会が、義務教育諸学校に学校給食用物資(脱脂粉乳)を供給する場合には、国庫補助に相当する金額を控除して、その額を算定すること。

3 国庫補助を受けた学校給食用物資(脱脂粉乳)については、その用途以外の使用を禁止すること。

二 議案の可決理由

義務教育諸学校における学校給食の一層の充実振興を図るために、日本学校給食会に対し、国が、新たに脱脂粉乳の供給に要する経費を補助することができる等所要の改正を行なうことは、適切な措置であると認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に四十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十日

文教委員長 床次 德一

衆議院議長清瀬一郎殿

[別紙]

日本学校給食会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、完全給食を全面的に推進するところに、国内産の牛乳、乳製品の利用を計画的に進めるよう万全の対策を講すべきである。

右決議する。

衆議院会議録第十五号中正誤

正誤表 第五九 課税の限度 課税限度

昭和三十八年三月二十一日 衆議院会議録第十六号(その一)

四九一

明治二十五年三月三十一日

官報號外

昭和三十八年三月二十二日

○ 第四十三回
国会衆議院会議録 第十六号(その二)

[校味(卷之二)標題]

関税及び貿易に関する一般協定に 附属する第三十八表（日本国の譲

等との交渉の結果に関する諸文書
の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

關稅及び貿易に關する一般協定
に附屬する第三十八表（日本國

B 修正される譲許

修正される譲許 税率表番号	品	名	現行譲許税率	新譲許税率
(旧表) 三〇一のうち	野菜、海藻（食用に適するものに限る。）、果実及びナフト			
一一〇〇六のうち	一 砂糖、糖みつ、糖水又ははちみつを加えたもののうち バイナップル（かん詰、びん詰又はつば詰のものに限る。）	二割五分		
	これと次のよう改める。			
一一〇〇六のうち	調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。）			
	一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの バイナップルのうち砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつば詰のも			

の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に關する諸文書の締結について承認を求めるの件

定に附屬する第三十一条(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するための歐州經濟共同体との交渉の結果に関する文書、關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八条(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのギリシャ王國との交渉の結果に関する文書、關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八条(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのベルーとの交渉の結果に關する文書及び關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八条(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するための十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲

關税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表（日本国との譲渡表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に因する文書は、わが国の譲許を修正し、又は撤回するためのものであり、その内容は、わが国にとつて有利なものと認められる。よいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

カ合衆国との交渉の結果に関する文書 第三十八表(日本国の譲許表)に關する交渉 日本国の代表団及びアメリカ合衆国の代表団は、第三十八表(日本国譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附屬書に記載するとおり、完了した。

アメリカ合衆国との交渉の結果、第三十八表(日本国とアメリカ合衆国との間の貿易の變更)によつて、日本國の讓許表に掲げる讓許を修正し、又は撤回するための第二十一条の規定に基づくアメリカ合衆国との交渉の結果、第三十八表(日本国とアメリカ合衆国との間の貿易の變更)によつて、日本國の讓許表に掲げる讓許を修正し、又は撤回するための第二十一条の規定に基づく

二 飲食物（別号に掲げるものを除く。）
二 その他のうち
トマトペースト及びトマトピューレー（気密容器入のものに限る。）
注 気密容器入のトマトペースト及びトマトピューレーが保糖工

昭和三十八年三月二十一日 衆議院会議録第十六号(その二) 関税する

關稅及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を修正して承認を求める件
するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に関する諸文書の締結について承認を求める件

場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、輸出されたときは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、その関税を課さない。

これを次のように改める。

一一〇〇一のうち 調製した野菜(他の号に掲げるものを除く。)

二 その他のもの

- (一) トマトピューレー及びトマトベース

トのうち気密容器入りのもの

注

保稅工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、これについては、關稅を課さない。

一一〇〇二のうち 飲食物(別号に掲げるものを除く。)

二 その他

- 野菜スープ及び野菜ジュース(気密容器入のものに限る。トマトジュース(気密容器入りのものに限る。))

一割七分

一一五%

一五〇七のうち 植物性油脂

五 綿実油

注 輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油について、その關稅を免除する。

日本国は、關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の規定に基づいて昭和二十九年政令第百五十五号で定めている關稅の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。ただし、實質的に譲許の効果をなくし、又はそこなうような変更は、行なわない。

(旧表)
一四〇一のうち

い
モリブデン鉱(精鉱を含む。)

無税

○ムにキログラ
三

一一〇〇七のうち

果汁及び野菜ジュース(砂糖を加えたものを含むものとし、発酵したもの及びアルコールを加えたものを除く。)

二 野菜ジュース

- (一) その他のもののうちトマトジュース(気密容器入りのものに限る。)

一割

一五%

(旧表)
五〇八

注 輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される綿実油については、その關稅を免除する。

日本国は、關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の規定に基き昭和二十一年

法律第五十四号)の規定に基き昭和二十一年

一六〇一のうち

六 金属鉱(精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱については、焼いたものに限る。)

モリブデン鉱(精鉱を含む。)

無税

(旧表)
一四〇一のうち

六 モリブデン鉱

(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

ただし、政令で定める数量は、モリブデン純分二、〇〇〇トンに相当する量を下らないものとする。

(二) その他のもの

一五%

無税

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に関する諸文書の締結について承認を求めるの件

第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドミニカ共和国との交渉の結果に関する文書

四九六

用撮像管及び水銀アーク整流管を含む)、クリスタルダイオード、クリスタルトリオード

その他の半導体素子、光電池並びに圧電気結晶

晶素子

一 热電子管のうち

受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう。)を除く。)

二五%

一一〇%

一一七一のうち

石油ガスその他のガス状炭化水素(液化したものを含む。)

二〇%

一一〇%

一一七一のうち

液化石油ガス

一五%

一一〇%

一一七一のうち

一トンにつき一、三八〇円

一一〇%

一一七一のうち

一五%

一一〇%

一一七一のうち

一一〇%

第三十八表(日本國の譲許表)に関する交渉			
日本國の代表團及び歐州經濟共同委員會の代表團は、第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附屬書に記載するとおり完了した。			
千九百六十二年十二月十二日に			
日本國の代表團のために 青木 盛夫			
歐州經濟共同委員會の代表團のために Th・C・ハイゼン			
日本國の譲許表に掲げる譲許を修正し、又は撤回するための第二十八条の規定に基づく歐州經濟共同體との交渉の結果			
第三十八表(日本國の譲許表)の変更			
修正される譲許			
B			
関税率表番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
(旧表) 三四一のうち	飲食物(別号に掲げるものを除く) 二 その他のうち トマトペースト及びトマトピューレー(気密容器入のものに限る) 注 気密容器入のトマトペースト 及びトマトピューレーが保税工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、輸出されたときは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、その関税を課さない。	二割	
一一〇〇一のうち	調製した野菜(他の号に掲げるものを除く) 二 その他のもの トマトピューレー及びトマトペーストのうち気密容器入りのもの		
一一〇〇二のうち	これを次のように改める。 一一〇〇一のうち		
注 保税工場において輸出用の魚類又は貝類又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、貨物とせず、これについては、			
C			
関税率表番号	品名	現行譲許表に掲げられていない品目についての新譲許	関税を課さない。
七四〇七のうち	銅の棒形材及び線 一 棒及び形材 口 黄銅又は青銅のもの	一割五分	
六八〇一のうち	銅の管及び中空棒 二のうち黄銅又は青銅の中空棒(金属をめつきしてないものに限る。)		
一一五%		一一五%	一〇%
これを次のように改める。 一一〇〇一のうち			
注 保税工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、積みもどされたものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、貨物とせず、これについては、			
D			
関税率表番号	品名	現行税率	新税率
二五一五のうち	大理石、トラバーチン、エコーリング等の他の石碑用又は建築用の石灰石(見掛け比重が二・五以上のものに限る)及びアラバスター(單に切り、又はひいたものを含むものとし、第二五一七号に掲げるものを除く)	一五%	一一一・五%
六八〇一のうち	大理石 石碑用又は建築用の石材(加工したものに限る)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、前号又は第六九類に掲げるものを除く) 二 その他のもののうち大理石の板 タンタル及びその製品 一 塊、粉及びフレーク	無税 五% 一〇%	無税 五% 一〇%

昭和三十八年三月二十一日 衆議院会議録第十六号(その二) 千一

五〇〇

(h) 「タンカー」とは、引火性の液体貨物のばら積み輸送のために建造し又は改造した貨物船をいう。

(i) 「漁船」とは、魚類、鯨類、あさらし、せいうちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶をいう。

(j) 「原子力船」とは、原子力施設を備えた船舶をいう。

(k) 「新船」とは、この条約の効力発生の日以後にキールを据え付ける船舶をいう。

(l) 「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

(m) 一海里は、六千八十フィート又は千八百五十二メートルとする。

(n) 第三規則 適用除外

(a) この規則は、別段の明文の規定がない限り、次のものには適用しない。

(i) 軍艦及び軍隊輸送船

(ii) 総トン数五百トン未満の貨物船

(iii) 機械で推進されない船舶

(iv) ダウ、ジャンク等の原始的構造の木船

(v) 運送業に従事しない遊覧ヨット

(vi) 游漁船

(b) この規則は、第五章に明文で規定する場合を除くほか、もつぱら北アメリカの大湖及びセント・ローレンス河の水域であつて、ロージャー岬とアンティコステイ島のウエスト・ポイントとを結ぶ直線（アンティコステイ島の北側について西経六十三度の線）を

東端とするものを航行する船舶には、適用しない。

第四規則 免除

主管庁は、通常は国際航海に從事しない船舶で例外的状況において單一の国際航海を行なう必要が生じたものについては、この規則のいずれの要件も免除することができる。ただし、この船舶が行なうべき航海に適当であると主管庁が認める安全要件に従うことをする。

第五規則 同等物

(a) 特定の若しくは特定の型式の取付物、材料、器具若しくは装置を船舶に取り付け若しくは備え付けること又は特定の設備を施すことをこの規則が要求している場合において、他の若しくは他の型式の取付物、材料、器具若しくは装置又は他の設備がこの規則の要求するものと少なくとも同一の実効性を有することが試験その他の方法によつて認められるときは、主管庁は、船舶にこのよろんな他の若しくは他の型式の取付物、材料、器具若しくは装置を取り付け若しくは備え付けること又は他の設備を施すことを認めることができる。

(b) このように代わりの若しくは代わりの型式の取付物、材料、器具若しくは装置又は代わりの設備を認める主管庁は、その細目を試験報告とともに機関に送付するものとし、機関は、これらの細目を他の締約政府にその職員への情報として回章するものとする。

B部 檢査及び証書

第六規則 檢査

船舶の検査は、この規則の規定の

実施及びその規定からの免除の許すに限る限り、船舶が登録された國の職員が行なわなければならない。

ただし、各國政府は、検査をそのために指名する検査員又は政府の認定する団体に委託することができる。すべての場合に、該政府は、検査の完全性及び実効性を完全に保証する。

第七規則 旅客船の最初の

検査及びその後の検査

(a) 旅客船は、次に定める検査を受けなければならない。

(i) 船舶の就航前の検査

(ii) 十二箇月ごとに一回の定期的検査

(iii) 臨時の追加検査

(b) 前記の検査は、次のように行なわなければならない。

(i) 船舶の就航前の検査は、船底の外部及びボイラの内外部を含む船体、機関及び設備の完全な検査を含む。この検査は、船体、ボイラその他の圧力容器及びそれらの附属品、主機関及び補助機関並びに電気設備、無線設備、発動機付救命艇の無線電信設備、救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置、救命設備、火災探知装置、消防設備、水先人用はしごその他の設備について満足な状態にあり、かつ、その目的とする用途に適することと並びにこの条約の要件並びにこの条約に基づいて主管庁が制定する法律、政令、命令及び規則の要件に適合することを確保するものでなければならない。

(ii) これら法律、政令、命令及び規則は、特に、主ボイラ、補助ボイラ、接続物、蒸気管、高圧容器及び内燃機関の燃料タンクについて行なう最初の及びその後の水圧試験又はそれに代わる適当な試験に關して適用される要件(従うべき試験方法及び相次ぐ二試験の間隔を含む)を定めなければならない。

(iii) 船舶の安全若しくは船舶の救急設備その他の設備若しくは完全性に影響を及ぼす事故の発生若しくは欠陥の発見があつたとき、又は重大な修繕若

検査は、船舶のすべての部分及び設備の工作がすべての点で満足なるものであること並びに船舶がこの条約の規定及び国際海上衝突予防規則の規定の要求する修繕又は取替えが実効的に行なわれたこと、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点で満足なものであること並びに船舶がすべての点でこの条約に船体がすべての点でこの条約の規定及び国際海上衝突予防規則の規定並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法律、政令、命令及び規則の規定に適合することを確保するものでなければならぬ。

この場合に、(i)の十二箇月は二十四箇月とする。新船の火災制御図並びに新船及び現存船に備える水先人用はしご、燈及び音響信号の装置を備えることを確保するものでなければならない。

第九規則 貨物船の無線設備の検査

第四章の規定の適用を受ける貨物船の無線設備並びに第三章の要件に従つて備える発動機付救命艇の無線電信設備並びに救命用の端艇及びかだのための持運び式無線装置は、この章の第七規則で旅客船に關して定めるところに準じて最初の検査及びその後の検査を受けなければならない。

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

貨物船の船体、機関及び設備(貨物船安全設備証書、貨物船安全無線電信証書又は貨物船安全無線電話証書が発行される設備を除く)は、それらの状態がすべての点で満足なものであることを確保するために必要なと主管庁が認める方法及び間隔で、完成の際に及びその後に検査を受けなければならない。この検査は、船体、ボイラその他の圧力容器及びそれらの附属品、主機関及び補助機関並びに電気設備その他の設備の配置、材料及び寸法が船舶の目

的とする用途にすべての点で満足な

第二章及び第三章の規定の適用を受ける貨物船の救命設備(発動機付救命艇の無線電信設備又は救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置を除く)及び消防設備は、

ものであることを確保するものでなければならない。

第十一規則 檢査後における状態の維持

第七規則、第八規則、第九規則又は第十規則の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けなければ、検査の範囲に属する構造配置、機関、設備等を変更してはならない。

第十二規則 証書の発行

(a) 第二章、第三章及び第四章の要件その他この規則の関係要件に適合する旅客船に対しては、検査の後に、旅客船安全証書といふ証書を発行する。

(ii) この章の第十規則に規定する要件その他の要件を満たしかつ、消防設備及び火災制御図に関する要件を除く第二章の要件に適合する貨物船に対し

この章の第十規則に規定する要件その他の要件を満たしかつ、消防設備及び火災制御図に関する要件を除く第二章の要件に適合する貨物船に対し

(iv) 無線電信設備を備える貨物船で第四章の要件その他この規則の関係要件に適合するものに対しては、検査の後に、貨物船安

全無線電話証書といふ証書を発行する。

(v) この規則の規定に基づいてかつて從つて船舶に免除を与える場合には、(a)に定める証書のほかに、免除証書といふ証書を発行する。

(vi) 旅客船安全証書、貨物船安全除証書、貨物船安全設備証書及び免

除証書は、主管庁又は主管庁が正當に権限を有する人若しくは団体が発行する。あらゆる場合に、主管庁は、証書について全責任を負う。

(b) この条約の他の規定にかかわらず、一千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際公約の規定に基づき、かつ、これに従つて発行された証書で、この条約がその証書を発行した主管庁について効力を生じた時に有効なもの

は、一千九百四十八年の条約の第一章第十三規則の条項に基づいて期間が満了するまで有効とする。

(c) 締約政府は、その政府によるこの条約の受諾が効力を生じた日の後は、一千九百四十八年又は一千九百二十九年の海上における人命の安全のための国際公約の規定に基づき、かつ、これに従つて証書を発行する。

(iii) 第二章及び第三章の関係要件その他の規則の関係要件に適合する貨物船に対しては、検査の後に、貨物船安

この規則に従つて船舶に証書を発行しなければならない。こうして発行する証書には、当該証書が船舶の登録された国又は登録される国又は検査の完了後は、主管庁の許可を受けなければ、検査の範囲に属する構造配置、機関、設備等を変更してはならない。

第十四規則 証書の有効期間

(a) 貨物船安全構造証書、貨物船安

全設備証書及び免除証書を除くほ

か、証書は、十二箇月をこえない期間について発行しなければならない。貨物船安全設備証書は、二

十四箇月をこえない期間について発行しなければならない。免除証

書は、その免除証書が関係する証書の有効期間をこえる期間について効力を有することはない。

(b) 総トン数三百トン以上五百トン未満の貨物船について最初に発行した貨物船安全無線電信証書又は貨物船安全無線電話証書の期間満了前二箇月以内に検査を行なう場

合には、その証書を回収して、前記の期間満了後十二箇月で期間が満了する新証書を発行することが

できる。

(c) 証書の期間満了の時に船舶がそ

の登録された国の港にない場合に

は、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、そ

の延長は、船舶が登録された国又は

船舶が検査される予定の國への航

行してはならない。

第十三規則 他の政府による証書の発行

締約政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることがあり、また、この規則の要件が満たされていると認めるときは、

(d) 証書は、五箇月をこえる期間に付しては、こうして延長することができない。延長を許すされた船舶は、その登録された国又は検査される予定の港に到着したときは、新証書を受けない限り、この延長によってその国又は港を離れることはできない。

第十四規則 証書の有効期間

(e) (c) 及び(d)の規定に基づいて延長されていない証書については、主管庁は、記載された期間満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。

(f) 第十五規則 証書の様式

(a) すべての証書は、証書を発行する國の公用語で作成しなければならない。

(b) 証書の様式は、この規則の附録に掲げるひな形によらなければならぬ。証書のひな形の印刷部分の配置は、発行する証書又はその認証

書類に正確に再現しなければならぬ。発行する証書又はその認証書の記入事項は、ローマ字及びアラビア数字によらなければならぬ。

(c) 第十六規則 証書の掲示

この規則に基づいて発行するすべての証書又はその認証書の目的につきやすくかつ近づきうる場所に掲示しなければならない。

(d) 第十七規則 証書の容認

締約政府の権限に基づいて発行する証書は、他の締約政府によつて、この条約で定めるすべての目的のために容認されるものとする。証書は、他の締約政府によつて、その政

府が発行する証書と同一の効力を有するものと認められる。

第十八規則 証書についての緩和

(a) 特定の航海において船舶が旅客

船安全証書に記載された総数よりも少ない人員を乗船させ、したがつて、この規則の規定により、証書に記載された数よりも少ない教

育艇その他の救命設備を積載することができる場合には、第十

二規則又は第十三規則に規定する政府、人又は団体は、附屬書を發

行することができる。

(b) この附屬書には、当該場合においてこの規則の規定に対する違反がない旨を記載しなければならない。附屬書は、それが発行された特定の航海についてのみ効力を有する。

(c) 附屬書は、証書に添附するものとし、かつ、救命設備に関する限り証書に代わるものとする。附

屬書は、それが発行された特定の航海についてのみ効力を有する。

(d) 第十九規則 監督

第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて発行された証書を有する各船舶は、他の締約政府の港において、その政府が正當に権限を与える職員の監督に、その監督が船内に有効な証書があることを確かめるためのものである限り、服さなければならぬ。船舶又は船舶の設備の状態が証書の記載事項に実質的に一致しないと認める明確な根拠がある場合に、監督を行なう職員は、船舶が旅客又は船員に危険を及ぼすことなく航行することができない間は出港しないことを確保する措置を執らなければならない。このような根拠がある場合には、監督を行なう職員は、船員に危険を及ぼすことなく航行することができない間干渉を行なうこととなる監督の場合

には、監督を行なう職員は、船舶が登録された国の領事に対し、干渉を必要と認めるすべての事情を直ちに書面で通知しなければならず、また、これらの事実は、機関に報告されなければならない。

第二十規則 特権

この条約の特権は、船舶が適正かつ有効な証書を備えていない限り、船舶のために主張することができない。

C部 海難

第二十一規則 海難

(a) 各主管庁は、この規則のいかなる変更が望ましいかを決定することに役だつと判断する場合には、この条約の規定の適用を受ける自國の船舶に生じた海難について調査を行なうことと約束する。

(b) 各締約政府は、この調査の結果に関する適切な情報を機関に提供することを約束する。この情報に基づく機関の報告又は勧告は、当該船舶がどれであるかを若しくはその国籍を表示してはならず、また、いかなる方法によつても、いずれかの船舶若しくは人に責任を帰し、若しくはそれらの責任を暗示するものであつてはならない。

第二章 構造

A部 総則

第一規則 適用

(a) (i) この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、新船に適用する。主管庁は、千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際条約の効力発生の日以後にキールを据え付けた現存の旅

客船又は貨物船については、同条約の第二章に定義する新船に対して同章の規定に基づいて適用される要件が満たされることを確保しなければならない。主管庁は、同条約の効力発生の日前にキールを据え付けた現存の旅客船又は貨物船については、同条約の第二章に定義する現存船に対して同章の規定に基づいて適用される要件が満たされることを確保しなければならない。主管庁は、この条約の第二章の要件で千九百四十八年の条約の第二章に含まれていないものに関しては、これらの要件のうちこの条約に定義する現存船に適用するものを決定しなければならない。

(b) (i) 「新旅客船」とは、この条約の効力発生の日以後にキールを据え付ける旅客船又は同日以後に旅客船に改造される貨物船をいい、その他のすべての旅客船は、「現存旅客船」という。

(ii) 「新貨物船」とは、この条約の効力発生の日以後にキールを据え付ける貨物船をいう。

(c) 主管庁は、航海の保護された性質及び状況により、この章の特定の要件の適用が不合理又は不需要であると認めるときは、自國の個別の船舶又はある種類の船舶で航海中に最も近い陸地から二十海里以内を航行するものに対し、これらの要件を免除することができる。

(d) 救命艇の所定の収容能力をとえた数の乗船者を輸送することを第三章第二十七規則(c)の規定に基づ

いて許される旅客船は、この章の第五規則(e)で定める区画の特別標準及びこの章の第四規則(d)の浸水率に関する特別規定に従わなければならぬ。ただし、主管庁が航

用される最大奥水に対応する奥水線をいう。

(b) 「船舶の長さ」とは、最高区画満載奥水線又はその下方におけるフレームの外面からフレームの外面までの最大幅をいう。

(c) 「船船の幅」とは、最高区画満載における型基線からその区画満載奥水線までの垂直距離をいう。

(d) 「奥水」とは、船船の長さの中央における型基線からその区画満載奥水線までの垂直距離をいう。

(e) (i) 「隔壁甲板」とは、横置水密隔壁の達する最上層の甲板をいう。

(f) 「限界線」とは、隔壁甲板の船側における上面から下方少なくとも三インチ(又は七十六ミリメートル)に引いた線をいう。

(g) ある場所の「浸水率」とは、その場所において水が占める部分の百分率をいう。

(h) 「機関区域」とは、型基線から限界線まで、並びに主推進機関、補助推進機関、推進の用に供するボイラ及びすべての常設石炭庫を含む場所を区切つている両端の主横置水密隔壁の間にひろがつてゐる場所をいう。通例と異なる配置の場合は、主管庁は、機関区域の限界を定めることができる。

(i) 「旅客区域」とは、手荷物室、貯蔵品室、食料品室及び郵便物室を除くほか、旅客の居住及び使用に充てる場所をいう。

(j) 「区画満載奥水線」とは、船舶の区画を決定するため用いる喫水線をいう。

(k) 「最高区画満載奥水線」とは、

適用される区画の要件によつて許される最大奥水に対応する奥水線をいう。

(l) 「船船の長さ」とは、最高区画満載奥水線の両端における垂線の間の長さをいう。

(m) 「船船の長さ」のある点における町主は、その船船の形状、奥水その他の特性を考慮した計算方法で決定しなければならない。

(n) 「連続する隔壁甲板」を有する船舶にあつては、ある点における可浸長は、その点を中心とする船舶の長は、その点を中心とする船船の長が限界線をとて沈下することなしに浸水しうる最大のものとする。

(o) 「連続する隔壁甲板」を有しない船船にあつては、ある点における可浸長は、関係隔壁及び外板が水密で達する甲板の(船側における)上面の下方少なくとも三インチ(又は七十六ミリメートル)の点を通る連続限界線を仮定して決定することができる。

(p) 「仮定された限界線」の一部が隔壁に達する甲板のかなり下方にある場合には、主管庁は、限界線の上方にあつてそれより上層の甲板の直下にある隔壁の部分の水密について、ある程度の緩和を認めることができる。

(q) 「第四規則 浸水率」とは、モールデッド・ラインまでを計算する。

(r) 「第三規則 可浸長」とは、B部 区画及び復原性(B部の規定は、第十九規則の規定を貨物船にも適用するほかは、旅客船のみに適用する。)

(s) 「第三規則 可浸長」とは、

(t) 「第三規則 可浸長」とは、

(u) 「第三規則 可浸長」とは、

(v) 「第三規則 可浸長」とは、

(w) 「第三規則 可浸長」とは、

(x) 「第三規則 可浸長」とは、

(y) 「第三規則 可浸長」とは、

(z) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

(kk) 「第三規則 可浸長」とは、

(ll) 「第三規則 可浸長」とは、

(mm) 「第三規則 可浸長」とは、

(nn) 「第三規則 可浸長」とは、

(oo) 「第三規則 可浸長」とは、

(pp) 「第三規則 可浸長」とは、

(qq) 「第三規則 可浸長」とは、

(rr) 「第三規則 可浸長」とは、

(ss) 「第三規則 可浸長」とは、

(tt) 「第三規則 可浸長」とは、

(uu) 「第三規則 可浸長」とは、

(vv) 「第三規則 可浸長」とは、

(ww) 「第三規則 可浸長」とは、

(xx) 「第三規則 可浸長」とは、

(yy) 「第三規則 可浸長」とは、

(zz) 「第三規則 可浸長」とは、

(aa) 「第三規則 可浸長」とは、

(bb) 「第三規則 可浸長」とは、

(cc) 「第三規則 可浸長」とは、

(dd) 「第三規則 可浸長」とは、

(ee) 「第三規則 可浸長」とは、

(ff) 「第三規則 可浸長」とは、

(gg) 「第三規則 可浸長」とは、

(hh) 「第三規則 可浸長」とは、

(ii) 「第三規則 可浸長」とは、

(jj) 「第三規則 可浸長」とは、

可浸長の決定に当たつては、限界線の下方における船舶の次の各部分の全長にわたり、一様の平均浸水率を用いる。

(i) この章の第一規則に定義する機関区域

(ii) 機関区域の前方の部分

(iii) 機関区域の後方の部分

(b) 機関区域の一樣の平均浸水率は、次の式で算定する。

$$85 + 10 \left(\frac{a - c}{c} \right)$$

aは、この章の第二規則に定義する旅客区域であつて機関区域の限界内で限界線の下方にあるものの容積

cは、貨物・石炭又は貯蔵品のために充てられる甲板間の場所であつて機関区域の前方のものとし、また、二重底及び燃料油タンクその他のタンクの浸水率は、各場合に承認される値とする。

(c) (d) (e)

(d) 救命艇の所定の収容能力をこえた数の乗船者を輸送することを第三章第二十七規則(c)の規定に基づいて許され、かつ、特別規定に従うことをこの章の第一規則(d)の規定に基づいて要求される船舶の場合には、機関区域の前方(又は後方)の船舶の部分の一樣の平均浸水率は、次の式で算定する。

$$95 - 35 \left(\frac{a}{c} \right)$$

bは、機関区域の前方(又は後方)で限界線の下方にあり、かつ、それぞれフロア、内底又は船首尾タンクの上面の上方にある場所であつて、貨物区域、石炭庫、燃料油タンク、貯蔵品室、手荷物室、郵便室、チーン・ロッカーや清水タンクに充てるものの容積

(f) 二個の横置水密隔壁の間にある隔壁で完全に囲まれかつ他の目的に充てられる場所を除いたその隔壁室の全部を旅客区域とみなす。ただし、この旅客区域又は船員区域が常設鋼製隔壁で完全に囲まれているときは、囲まれた場所のみを旅客区域とみなす。

(g) 第五規則 区画室の可許長

(h) 船舶は、その目的とする用途の性質を考慮して、できる限り有効に区画しなければならない。区画の程度は、最高の区画の程度が主として旅客輸送に從事する最も長い船舶に対応することとなるように、船舶の長さ及び用途に応じて変化するものとする。

規則的かつ連続的に減少するものとする。係数A及びBの変化は、次の式(I)及び(II)で示す。式のLは、この章の第二規則に定義する船舶の長さである。

Lがフィートである場合

$$A = \frac{190}{L-198} + 0.18 \quad (L=430 \text{ 以上})$$

▽は、船舶の限界線の下方の全容積

$P_1 = KN$

Nは、船舶に認められる旅客数

Kは、次の値

長さがフィート、容積が立方フィートである場合 0.6L
長さがメートル、容積が立方メートルである場合 0.056L

KNの値がPと限界線の上方の実際の旅客区域の全容積との和より大きいときは、 P_1 として用いる値は、この和又は $\frac{2}{3} KN$ のうち大きい方とする。

P_1 がPより大きい場合

$$Cs = 72 \frac{M + 2P_1}{V + P_1 - P} \quad \text{(III)}$$

その他の場合

$$Cs = 72 \frac{M + 2P_1}{V} \quad \text{(IV)}$$

連続する隔壁甲板を有しない船舶については、容積は、可浸長の決定に用いる実際の限界線までを計算する。

(d) (e) の規定の適用がある船舶以外の船舶の区画規則

(i) 長さ四百三十フィート(又は百三十一メートル)以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が二十三以下であるときは式(I)で求める係数Aにより、標準数が百二十三以上であるときは式(II)で求める係数Bにより、また、標準数が二十三をこえ百二十三未満であるときは次の式を用いて係数Aと係数Bとの間の一次插間法で求める係数Fにより定めるものとする。

$$F = A - \frac{100}{(A - B)(Cs - 23)} \quad \text{(V)}$$

ただし、標準数が四十五以上であり、かつ、式(V)で求めた区画係数が〇・五〇をこえ〇・六五以下であるときは、船首倉の後方の区画は、係数〇・五〇により定めるものとする。

係数Fが〇・四〇未満であり、かつ、船舶の機関区画室について係数Fによることが実行不可能であることが明らかであると主管庁が認めるときは、この区画室の区画は、〇・四〇をこえない範囲内で係数Fより大きい係数により定めることができ。長さ四百三十フィート(又は百三十一メートル)未満一百六十フィート(又は七十九メートル)以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が次の式で求めることに等しいときは係数1・〇〇により定めるものとする。

$$S = \frac{3,382 - 20L}{34} \quad (L \text{がフィートである場合}) = \frac{5,574 - 25L}{13} \quad (L \text{がメートルである場合})$$

前記の区画は、標準数が百二十三以上であるときは式(I)で求める係数Bにより、また、標準数が二十三をこえ百二十三未満であるときは次の式を用いて1・〇〇と係数Bとの間の一次插間法で求める係数Fにより定めるものとする。

$$F = 1 - \frac{123 - S}{123 - S} \quad \text{(VI)}$$

(iii) 長さ四百三十フィート(又は百三十一メートル)未満一百六十フィート(又は七十九メートル)以上で標準数がS未満である船舶及び長さ一百六十フィート(又は七十九メートル)未満のすべての船舶の船首倉の後方の区画は、係数1・〇〇により定める。ただし、そのいずれの場合においても、船舶のある部分についてこの係数によることが実行不可能であることが明らかであると主管庁が認めるときは、主管庁は、すべての事情を考慮して、正当と認められる緩和を許容することができる。

(iv) (iii)の規定は、輸送を認められる旅客数が十二をこえ次の数をこえないすべての長さの船舶にも適用する。
 $L^2 / 7,000$ (Lがフィートである場合) = $L^2 / 650$ (Lがメートルである場合) 又は 50 のうち小さい方

(e) 救命艇の所定の収容能力をえた乗船者を輸送する」とを第三章第二十七規則(c)の規定に基づいて許され、かつ、特別規定に従ふことをこの章の第一規則(d)の規定に基づいて要求される船舶に対する区画の特別標準

(1) 主として旅客輸送に従事する船舶の場合には、船首倉の後方の区画は、係数〇・五〇により、また、(c)及び(d)の規定に従つて決定する係数が〇・五〇未満のときはその値により定める。
(2) 長さ三百フィート(又は九十一・五メートル)未満のこのような船舶の場合に主管庁がこのよくな系数を区画室に適用することが実行不可能であると認めるときは、主管庁は、区画室の長さを、このよくな系数より大きい系数により定めることを認めることができる。ただし、その系数は、その事情において実行可能かつ合理的な最も小さい系数でなければならない。

(ii) 長さが三百フィート(又は九十一・五メートル)未満であるかどうかを問わずすべての船舶について、かなりの量の貨物を輸送する必要から、船首倉の後方の区画を〇・五〇をこえない系数により定めることが実行不可能であるときは、適用する区画の標準は、次の(1)から(5)までの規定に従つて決定する。ただし、主管庁は、なんらかの点で厳格な適用を強制することが不合理であると認めるときは、正当と認められ、かつ、区画の一般的な効果を減じないような水密隔壁の他の配置を認めることができる。

(1) 標準数に関するところは、(c)の規定を適用する。ただし、寝床旅客に対するPの値を計算する場合には、Kは、(c)に定義する値又は百二十五立方フィート(又は三・五五立方メートル)のうち大きい方の値をとり、無寝床旅客に対するPの値を計算する場合には、Kは、百一十五立方フィート(又は三・五五立方メートル)の値をとるものとする。
(2) (b)の係数Bは、次の式で算定する係数Bと置き替える。
 $B = \frac{57.6}{L - 108} + 0.20 \quad (L = 180 \text{ 以上})$
Lがメートルである場合

(ii) 隔壁甲板の「階段部」に隣接する二区画室がそれぞれの限界線に対応する可許長以内であり、

$$BB = \frac{17.6}{L-33} + 0.20 \quad (L = 55 \text{ 以上})$$

(3) 長さ四百三十フィート(又は百三十一メートル)以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が二十三以下であるときは(b)の式(1)で求める係数Aにより、標準数が百二十三以上であるときは(e)(ii)(2)の式で求める係数BBにより、また、標準数が二十三をこえ百二十三未満であるときは次の式を用いて係数Aと係数BBとの間の一次挿間法で求める係数Fにより定めるものとする。

$$F = A - \frac{(A-BB)(Cs-23)}{100}$$

ただし、求めた係數 B が $0 \sim 50$ 未満である場合には、 $0 \sim 50$ 又は $(d)(i)$ の規定に従つて計算する係數のうち小さい方を係數として用いる。

(4) 長さ四百三十フィート（又は五百三十一メートル）未満百八十八フィート（又は五十五メートル）以上の船舶の船首倉の後方の区画は、標準数が次の式で求めるSに等しいときは標準数一・〇〇により定めるものとする。

$$S_1 = \frac{1,950 - 4L}{10} \quad (L \text{ がフットである場合})$$

۰۷

第六規則 区画に関する特

- (a) 船舶のいずれかの部分において

水密隔壁が他の部分におけるよりも上層の甲板に達しており、可浸長の計算において隔壁のこのような延長を利用することが希望される場合には、次のことを条件として、船舶のこの部分について別個の限界線を使用することができ

(b) (i) さらに、これらの合計長が下方の限界線に基づく可許長の二倍をこえないこと。

区画室は、その区画室とこれに隣接するいずれの区画室との合計長も、可漫長と可許長の二倍とのうち小さい方をこえないときは、この章の第五規則の方式により決定する可許長をこえなうことができる。

(i) 区画室は、その区画室とこれに隣接するいづれの区画室との合計長も、可浸長と可許長の二倍とのうち小さい方をこえないとときは、この章の第五規則の方式により決定する可許長をこえることができる。

(ii) 隣接する二区画室の一方が機関区域内にあり、他方が機関区域外にあって、当該他方の区画室の存する船舶の部分の平均浸水率が機関区域の平均浸水率と異なるときは、二区画室の合計長は、区画室の存する船舶の二部分の平均浸水率の平均を基礎として調整しなければならぬ。

(iii) 隣接する二区画室の区画係数が異なるときは、二区画室の合

(c) 計長は、比例的に決定しなければならない。
長さ三百三十フィート（又は百メートル）以上の船舶においては、船首倉の後方の主横置隔壁の一つは、船首垂線から可許長をこえない距離に取り付けなければならぬ。
(d) 主横置隔壁は、屈折させることができ。ただし、屈折部のすべての部分は、外板から最高区画満載喫水線の水平面において中心線に直角に測りこの章の第二規則に定義する船舶の幅の五分の一に等しい距離にある船舶の両側における垂直面の内方にすることを要する。
前記の範囲外にある屈折部のいすれの部分も、(e)の規定に従つて階段部として取り扱わなければならぬ。

(e) 主横置隔壁には、次のいずれかの条件に適合する場合には、階段部を設けることができる。

(i) この隔壁で仕切られた二区画室の合計長が可浸長の九十パーセント及び可許長の二倍をこえないこと。ただし、区画係数が〇・九をこえる船舶においては、二区画室の合計長は、可許長をこてはならない。

(ii) 平面隔壁によつて確保される安全と同一程度の安全を保持するため、階段部がある箇所に追加の区画を設けること。

(iii) 階段部が上にある区画室が階段部の下方三インチ（又は七十六ミリメートル）に引いた限界線に対応する可許長をこえないこと。

主横置隔壁に屈折部又は階段部があるときは、区画の決定に当た

(g) 隣接する二主横置隔壁間若しくはこれと同等の平面隔壁間の距離又は隔壁の最も近い階段部を通る横断面間の距離が十フィート(又は三・〇五メートル)に船舶の長さの三パーセントを加えたもの又は三十五フィート(又は十・六七メートル)のうち小さい方に達しないときは、これらの隔壁の一のみをこの章の第五規則の規定による船舶の区画の部分を形成するものとみなす。

(h) 主横置水密区画室が局部的の区画を有しており、十フィート(又は三・〇五メートル)に船舶の長さの三パーセントを加えたもの又は三十五フィート(又は十・六七メートル)のうち小さい方の長さにわたる仮定の船側損傷を受けても主区画室の全容積が浸水しない

$$S_1 = \frac{3.712 - 25L}{19} \quad (L \text{ がメートルである場合})$$

前記の区画は、標準数が百二十三以上であるときは(6)(ii)(2)の式で求める係数BBにより、また、標準数がS₁をこえ百二十三未満であるときは次の式を用いて一・〇〇と係数BBとの間の一次挿問法で求める係数Fにより定めるものとする。

ただし、いずれの場合においても、求めた係数が〇・五〇未満であるときは、区画は、

(5) 長さ四百三十フィート(又は四百三十一メートル)未満百八十フィート(又は五十五メートル)以上で標準数がS₁未満である船舶及び長さ百八十フィート(又は五十五メートル)未

満のすべての船舶の船首倉の後方の区画は、係数一・〇〇により定める。ただし、特別の区画室についてこの係数によることが実行不可能であることが明らかであると主管庁が認めるときは、主管庁は、すべての事情を考慮して、これらの区画室について正当と認める。

緩和を許容することができる。この場合には、最後部の区画室及びできる限り多くの前方の区画室（船首倉と機関区域の後端との間のもの）は、可漫長以内とすることを要する。

り、同等の平面隔壁を用いなければならない。

(8) 隣接する二主横置隔壁間若しくはこれと同等の平面隔壁間の距離は、又は隔壁の長さ上、皆段階と並んで部を設けることができる。

船の合議長から議長の六十ノード
セント及び可許長の二倍をとえ
ないこと。ただし、区画係数が
なければな

○・九をこえる船舶において
は、二区画室の合計長は、可許
されることが、
さの三パーセントを加えたもので
は三十五フィート（又は十・六七
メートル）のうち小さい方に達し

(ii) 平面隔壁によつて確保される安全と同一程度の安全を保持する長をこえてはならない。

(h) 主横置水密区画室が局所的の区分となるため、階段部がある箇所に追加の区画を設けること。

(ii) 階段部が右にある函式室が階段部の下方三インチ（又は七十六ミリメートル）に引いた限界を有しており、十フィート（五メートル）に船舶の長さは三・〇五メートル）に船体の大きさの三パーセントを加えたもの（マ

屈折部の一定に従つて、線に対応する可許長をこえないこと。

(は) 主権置隔離に屈折部又は隔壁部があるときは、区画の決定に必要な事項を規定する。

(ii) 船舶が長い前部船橋を有する場合には、船首隔壁は、隔壁甲板の直上の甲板まで風雨密として延長しなければならない。延長部は、船首垂線から船舶の長さの少なくとも五パーセントの距離にあり、かつ、階段部を形成する隔壁甲板の部分が有効に風雨密である限り、下方の隔壁の直上に取り付ける必要はない。

(b) 船尾隔壁並びにこの章の第二規則に定義する機関区域とその前後の貨物区域及び旅客区域とを仕切る隔壁を取り付け、かつ、隔壁甲板まで水密としなければならぬ。ただし、船尾隔壁は、区画に関する船舶の安全度を減少しない限り、隔壁甲板の下方にとどめることができる。

(c) いかなる場合にも、船尾管は、適當な容積の水密な場所に置かなければならない。船尾管グランドは、船尾管区画室から仕切られた水密な軸路又は他の水密な場所で、船尾管グランドからの漏水のために浸水しても限界線が水に没しない程度の容積のものの中に置かなければならぬ。

(i) 長さ百六十五フィート（又は五十メートル）以上二百フィート（又は六十一メートル）未満の船舶においては、少なくとも機関区域から船首隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで二重底を取り付けなければならぬ。

(ii) 長さ三百フィート（又は六十メートル）以上二百四十九フィート（又は七十六メートル）未満の船舶においては、少なくとも機関区域外に二重底を取り付け、かつ、これを船首尾隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで達せしめなければならぬ。

(iii) 長さ三百四十九フィート（又は七十六メートル）以上の船舶においては、中央に二重底を取り付け、かつ、これを船首尾隔壁まで又は実行可能な限りその近くまで達せしめなければならぬ。

二重底を取り付けることを要する場合には、その深さは、主管庁が十分と認めるものでなければならず、内底は、わん曲部まで船底を保護するように、船側まで達しないなければならない。この保護は、縁板の外縁とわん曲部外板との交線が、いずれの部分においても、基線に対して二十五度傾斜しかつ中心線から船舶の型幅の二分の一の点で基線を切る横斜線と船舶の中央のフレーム・ラインとの

(c) 船倉等の排水装置に連結して二重底に設ける小さいウェルの底は、必要以上に下方にあつてはならない。ウェルの深さは、いかなる場合にも、中心線における二重底の深さから十八インチ（又は四百五十七ミリメートル）引いたより深くてはならず、また、(b)にいう水平面の下方に達してはならない。ただし、スクリュー船の軸路の後端においては、外底まで達するウェルが許される。その他、のウェル（たとえば主機関下の潤滑油用のもの）は、配置がこの第十規則の規定に適合する二重底の十規則との保護を与える保護と同程度の保護を与えるものと主管庁が認めるものと主管庁が認めるときは、許付けることができる。

(d) 船底又は船側に損傷を受けた場合に船舶の安全を害しないと主管庁が認めるときは、二重底は、液体の輸送のみに用いる適当な大きさの水密区画室がある箇所には取り付けることを要しない。

(e) この章の第一規則(d)の規定が適用される船舶で第三章第二規則に定義する短国際航海の範囲内で定期業務に従事するものの場合において、主管庁が〇・五〇をこえたい係数で区画された船舶の部分に二重底を取り付けることが船舶の設計及び固有の用途に適合しないと認めるときは、その部分の二重底の省略を許すことができる。

(a) 必要な区画の程度を維持するるに、承認された区画喫水に対する満載喫水線が指定され、船側に標示されなければならぬ。特に旅客の居住又は貨物輸送に交わすに充てる場所を有する船舶は、船舶所有者が希望するときは、それぞれの使用状態について主管庁が承認する区画喫水に対応するよう指定されかつ標示される一又は二以上の追加の満載喫水線を有することができる。

(b) 指定されかつ標示される区画満載喫水線は、旅客船安全証書に載し、かつ、主なる旅客積載状態についてはC1の記号によつて、他積載状態についてはC2、C3等の記号によつて区別しなければならない。

(c) これらの満載喫水線のおのおのに対応するフリーボードは、現の国際満載喫水線条約に従つて定するフリーボードと同一の位でかつ同一の甲板線から測らなければならぬ。

(d) 承認された各区画満載喫水線に対応するフリーボード及びその画満載喫水線が承認される場合における使用状態は、旅客船安全書に明白に記載しなければならぬ。

(e) いかなる場合にも、区画満載水線の標示は、船舶の強度により決定される海水における最大満載喫水線の上方にあつてはならない。

(f) いかなる場合にも、船舶には区画満載喫水線の標示の位置に

(g) いかなる場合にも、船舶には、海水においては、特定の航海及び使用状態に適応する区画満載喫水線の標示が没水することとなるよう積載してはならない。

第十二規則 水密隔壁等の構造及び最初の試験

(a) 横置又は縦通の各水密区画隔壁壁は、船舶に損傷を生じた場合に隔壁が受けることがある最大の水戻による圧力及び少なくとも、限界線までの水高による圧力に対しても、適當な余裕をもつて耐えうるよう造らなければならぬ。これら隔壁の構造は、主管庁が十分と認めるものでなければならぬ。い。

(b) (i) 隔壁の階段部及び屈折部は、水密とし、その存する箇所における隔壁と同一の強さのものでなければならない。

(ii) フレーム又はビームが水密の甲板又は隔壁を貫通するときは、その甲板又は隔壁は、木材ないときは、ホース・テストが強制されるものとし、この試験は、船舶の機工事の最も進んだ段階で行なう。いかなる場合にも、本

(c)

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

密隔壁の完全な検査を行なうものとする。

(d) 船首倉、二重底(ダクト・キルを含む)及び内側外板は、(a)の要件に対応する水高で試験しなければならない。

(e) 液体を入れることを目的とするタンクで船舶の区画の一部をなしいるものは、最高区画満載喫水線までの高さ又はタンクの箇所におけるキールの上面から限界線までの深さの三分の二に相当する高さのうち大きい方の水高で、水密性について試験しなければならない。ただし、いかなる場合にも、未満であつてはならない。

(f) (d)及び(e)にいう試験は、区画構造配置が水密であることを確保することを目的とするものであつて、燃料油の貯蔵その他の特殊目的のための区画室でタンク又はその連結管において液体が達する高さにより、さらに高い程度の試験を行なうことと要するものの適性の試験とみなされてはならない。

(a) 水密隔壁における開口の数は、船舶の設計及び固有の用途に適合する限り、最小にしなければならない。これらの開口を開じるための十分な措置を執らなければならぬ。

(b) (i) 管、排水管、電線等が水密区画隔壁を貫通する場合には、隔壁の水密の完全性を確保するた

め、措置を執らなければならぬ。

(ii) 管系の一部をなさない弁及びコックは、水密区画隔壁に設けることを許さない。

(iii) 鉛その他の熱に弱い材料は、水密区画隔壁を貫通する装置で、火災に際しその損壊が隔壁の水密性を害するおそれがあるものに用いてはならない。

(iv) 戸、マンホール又は出入口は、次の隔壁に設けることを許さない。

(v) (i) 限界線の下方の衝突隔壁
(ii) この第十三規則(1)に定める場合を除くほか、貨物区域、常仕切る横置水密隔壁
(iii) に定める場合を除くほか、設石炭庫又は予備石炭庫とをこれに隣接する貨物区域、常衝突隔壁は、限界線の下方においては、船首タンクの液体を処理するための一個の管のみが貫通することができる。ただし、管取付けるものとし、弁室には、隔壁甲板の上方から操作することができる。ただし、管取付けるものとし、弁室は、船首倉内で衝突隔壁に取り付けられるものとする。

(vi) (i) 主推進機関及び補助推進機関
(ii) この第十三規則(1)に定める場合を除くほか、貨物区域、常仕切る横置水密隔壁
(iii) に定める場合を除くほか、設石炭庫又は予備石炭庫とをこれに隣接する貨物区域、常衝突隔壁は、限界線の下方においては、船首タンクの液体を処理するための一個の管のみが貫通することができる。ただし、管取付けるものとし、弁室は、船首倉内で衝突隔壁に取り付けられるものとする。

(vii) (i) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸
(ii) 第二級 手で操作されるすべり戸
(iii) 第三級 手及び動力のいずれによつても操作するかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(iv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(v) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(vi) 動力すべり戸(第三級)は、水平又は垂直に動くものとする

(vii) 動力すべり戸(第二級)は、水平又は垂直に動くものとする

(viii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(ix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(x) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xviii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

が維持されていることを認める場合に限る。

(d) (i) 常設石炭庫と予備石炭庫との間の隔壁に取り付けた水密戸は、戸自体のとすることができる。

(ii) すべり戸は、次のいずれかの手のみで操作されるもの

(iii) したがつて、認められる水密戸は、次の三の級に分類され操作されるもの

(iv) 第一級 ヒンジ戸
第二級 手で操作されるすべり戸
第三級 手及び動力のいずれによつても操作するかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(v) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(vi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(vii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(viii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(ix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(x) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xviii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

用により閉じられる戸は、許されない。

(ii) すべり戸は、次のいずれかの手のみで操作されるもの

(iii) したがつて、認められる水密戸は、次の三の級に分類され操作されるもの

(iv) 第一級 ヒンジ戸(第二級)は、水平又は垂直に動くものとする

(v) 第二級 手で操作されるすべり戸

(vi) 第三級 手及び動力のいずれによつても操作するかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(vii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(viii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(ix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(x) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xiv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xv) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvi) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xvii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xviii) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(xix) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(h) 手動すべり戸(第二級)は、水平又は垂直に動くものとする

(i) 又は垂直に動くものとする

(j) できる。手動すべり戸は、戸自体の両側から、及び隔壁甲板の上方に近づきうる位置から、連續回転クラシック運動又はこれと同等の安全性を保証する承認された型式の動作により、その機構を操作することができないことが許されない。場所の配置上、隔壁の両側から操作することができる。他の動作により、その機構を操作することができないことが許されない。船舶が直立している場合に手動装置を操作して完全に戸を開じるため必要な時間は、九十秒

(k) したがつて、認められる水密戸は、次の三の級に分類され操作されるもの

(l) 第一級 ヒンジ戸

(m) 第二級 手で操作されるすべり戸

(n) 第三級 手及び動力のいずれによつても操作するかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(o) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するすべり戸

(p) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(q) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(r) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(s) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(t) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(u) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(v) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(w) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(x) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(y) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

(z) 動力で操作されるかどうかを問わず、いかなる水密戸についても操作するべり戸

ら、及び隔壁甲板の上方の近づきうる位置から、連續回転クラシク運動又はこれと同等の安全性を保証する承認された型式の他の動作により、操作し手動装置を備えなければならない。戸の閉鎖が始まつたこと及びその戸が完全に閉ざされると動き続けることを音響信号で警報する装置を設けなければならぬ。戸は、安全性を確保するために十分な時間を閉鎖に要するものでなければならない。

(ii) 制御下にあるすべての戸を開閉することができる少なくとも二個の独立の動力源を設けなければならず、そのいずれの動力源も、すべての戸を同時に操作することを点検するため必要なすべての指示器を備えた船橋の中央操作場から制御しなければならない。

(iii) 水力操作の場合においては、各動力源には、六十秒以内にすべての戸を開じることができるようにポンプを備えなければならない。さらに、すべての装置に対して、すべての戸を少なくとも三回、たとえば、閉一開一閉と操作するため十分な容量の水力を設けなければならない。

使用する液体は、航海中船舶が遭遇することがあるいかなる温度においても凍結しないものでなければならない。

(j)(i)

旅客区域、船員区域及び作業区域における水密ヒンジ戸。(第

一級)は、船側における最低点

において下面が最高区画溝奥水線の上方少くとも七フィート(又は二一・三メートル)の

箇所にある甲板の上方においてのみ許される。

(ii) 最高溝奥水線の上方で、か

つ、(j)(i)に規定する線の下方である位置にしきいがある水密戸は、すべり戸でなければならない

が、手で操作されるもの。(第二級)とすることができる。た

だし、短国際航海に従事し、か

つ、区画係数が〇・五〇以下で

あることを要求された船舶にお

いては、このようない戸は、すべ

て動力操作のものでなければならない。冷凍貨物に連絡するト

ランク路及び自然通風管又は強

制通風管が二以上の主水密区画

隔壁を貫く場合には、その開口

における戸は、動力操作のもの

でなければならない。

(k)(i) 海上においてしばしば閉くこ

とがある水密戸でしきいの高さが最高区画溝奥水線の下方にあるものは、すべり戸でなければならない。

(ii) 水密操作の場合においては、

各動力源には、六十秒以内にす

べての戸を開じることができる

操作するため十分な容量の水力

がなければならない。

(2) これらの戸(軸路の入口の戸を除く)の数が五個をこえるときは、これらのすべての戸を開くことによって、遠隔操作のものであつてはならない。

(a) 傍壁甲板の下方に旅客区域がないときは、前記のすべての戸は、手で操作されるもの(第二級)とすることができる。

(b) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(c) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときには、前記のすべての戸は、手で操作されるもの(第二級)とすることができる。

(d) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(e) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(f) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(g) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(h) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(i) 傍壁甲板の下方に旅客区域があるときは、前記のすべての戸は、動力操作のもの(第二級)でなければならない。船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。

(j) すべての水密戸は、船舶の作業とすることができるが、遠隔操作のものであつてはならない。

(k) 上開く必要がある場合を除くほか、航行中は閉じておかなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(l) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(m) 傍壁の取りはずしする板戸は、機関区域以外においては、許されない。この板戸は、常に船舶の出港前に取り付けなければならない。この戸は、許可を受けないで開くことを防止する装置を取り付けなければならない。このようない戸を取付けようとする場合には、主管庁は、その数及び配置について特別の考慮を払わなければならぬ。

(n) 隔壁の取りはずしする板戸は、ク路又はトンネルの他端への通行は、船舶におけるその箇所に

つけられなければならない。このトラン

ク路又はトンネルは、衝突隔壁

の後方の最初の区画隔壁を貫い

なければならない。このトラン

ク路又はトンネルは、衝突隔壁

の後方の最初の区画隔壁を貫い

なければならない。

(o) 隔壁の取りはずしする板戸は、壁を貫くトンネル又はトラン

ク路を設けようとする場合には、主管庁は、これらについて特別

の考慮を払わなければならぬ。

(p) 隔壁の取りはずしする板戸は、壁を貫くトンネル又はトラン

ク路を設けようとする場合には、主管庁は、これらについて特別

の考慮を払わなければならぬ。

(q) 隔壁の取りはずしする板戸は、壁を貫くトンネル又はトラン

ク路を設けようとする場合には、主管庁は、これらについて特別

の考慮を払わなければならぬ。

(r) 上開く必要がある場合を除くほか、航行中は閉じておかなければならぬ。また、常に直ちに閉じら

れるようにしておかなければならぬ。

(s) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(t) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(u) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(v) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(w) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(x) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(y) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(z) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(aa) 船員の居住に充てる場所から

離れた所に取り付けなければならない。

(bb) 船員の居住に充てる場所から

昭和三十八年三月一十一日　衆議院会議録第十六号(その一) 千九百六十年の海上における人の命の安全のための国際条約の締結について承認を求める件

五一四

には、この区域の各場所からの直接吸水管を備えなければならない。ただし、いずれの場所においても、二個をこえる直接吸水管を必要としない。二個以上のおいては、直接吸水管を備えねばならない。主管庁は、他の区域にある場合を左舷に、一個を右舷に備えなければならぬ。主管庁は、他の区域にある場合を左舷に、一個を右舷に備えねばならぬ。主管環ポンプの入口の径と等しくなければならない。

独立の動力ビルジ・ポンプに別個の直接吸水管を備えることを要求することができる。直接吸水管は、適当に配置しなければならず、また、機関区域内の直接吸水管は、ビルジ主管について要求数される径より小さい径のものであつてはならない。

石炭を燃料とする船舶においては、この第十八規則の規定により要求される他の吸水管のほかに、独立の動力ポンプの吸水管に連結することができる適当な径のかつ十分な長さの柔軟な吸水管をストークホールドに備えなければならない。

(g) 機関区域においては、(f)で要求される直接ビルジ吸水管のほかに、主循環ポンプから機関区域の排水水位まで達しかつ、不還弁を取り付けた直接吸水管を設けなければならない。この直接吸水管の径は、蒸気船の場合には、主循環ポンプの入口の径の少なくとも三分の二でなければならず、内燃機船の場合には、主循環ポンプの入口の径と等しくなければならない。

(ii) 主循環ポンプがこの目的には不適當であると主管庁が認めるときは、利用することができます。

最大の独立の動力ポンプから機関区域の排水水位まで達する非常直接吸水管を設けなければならぬ。この吸水管の径は、使用されるポンプの入口の径と等しくなければならない。このよ

うに連結されたポンプの能力は、要求されたビルジ・ポンプの能力より主管庁が認める量だけ大きくなければならない。

(iii) 海水吸入弁及び直接吸水管の弁のスピンドルは、機関室の床から十分に上方に達しなければならない。

(iv) 燃料が石炭である場合又は石炭であることがある場合において、機関とボイラとの間に水密隔壁がないときは、(g)(i)の規定に従つて使用されている循環ポンプには、船外への直接排水管を取り付け、又はこれに替えて、循環ポンプの排出管へのバイパスを取り付けなければならない。

(h) 貨物区域又は機関区域の排水のため必要なポンプからのすべての管は、水又は油を積載する場所を満たし、又はからにするために使用する管とは全く別のものでなければならない。

(i) 石炭庫若しくは燃料油タンクの内部若しくは下部又はボイラ室若しくは機関室(海まゝタン

ク又は燃料油ポンプ装置を備える場所を含む)の内部に用いるすべてのビルジ管は、鋼又は他の承認された材料のものでなければならぬ。

ビルジ管は、次の式で計算される。ただし、ビルジ主管の実際の内径は、主管庁が容認する最も近い標準寸法とすることがで

$$(i) d = \sqrt{\frac{L(B+D)}{2500}} + 1$$

dは、インチによるビルジ主管の内径

Lは、フィートによる船舶の長さ

Bは、フィートによる船舶の幅

Dは、フィートによる隔壁甲板までの船舶の型深

又は

$d = 1.68 \sqrt{L(B+D)} + 25$

dは、ミリメートルによるビルジ主管の内径

Lは、メートルによる船舶の長さ

Bは、メートルによる船舶の幅

Dは、メートルによる隔壁甲板までの船舶の型深

ない。

(j) ビルジ及びバラストの吸排水系の配置は、水が海及びバラスト・タンクからの貨物区域及び機関区域に又は一区画室から他の区画室に流入する可能性を防止するようにならなければならない。ビルジ用及びバラスト用の連結管を有する

物を積載している場合には不用意に海水が流入することを、また、水バラストを積載している場合に設備を施さなければならない。

ビルジ吸水管を備える区画室は、主ビルジ排水系は、ビルジ排水系から独立させなければならない。かくして、浸水状態にあるいずれの区画室に対してもポンプが作動することができるよう配置しなければならない。

この場合には、非常ビルジ排水系の操作に必要なコック及び弁のみが隔壁甲板の上方から浸水することを防止するための設備を施さなければならない。このためには、管のいずれかの部分が船側から船舶の幅の五分の一の距離(最高区画満載喫水線の水平面において中心線に直角に測る)より船側寄りにあるとき又はダクト・キル内にあるときは、開放端のある区画室内の管に不還弁を取り付けなければならない。

(k) (i)に述べる隔壁甲板の上方から操作することができるすべての隔壁及び弁の制御装置は、操作する場所に明りよう標識を附し、かつ、開いているか閉じているかを示すための装置を備えなければならない。

(l) (i)に述べる隔壁甲板の上方から操作することができるすべての分管箱、コック及び弁は、通常の状況において常に近づくことができる位置になければならぬ。これらは、浸水の場合に、一個のビルジ・ポンプがいずれの区画室に対しても作動することができるよう配置しなければならない。これらは、浸水の場合に、一個のビルジ・ポンプがいずれの区画室に対しても作動することができるよう配置しなければならない。これらのポンプ又はその管で船舶の幅の五分の一に引いた線より外側にできるように配置しなければならない。さらに、ビルジ主管に連結するポンプ又はその管で船舶の幅の五分の一に引いた線より外側にできるように配置しなければならない。これらのポンプ又はその管で船舶の幅の五分の一に引いた線より外側にできるように配置しなければならない。さらに、ビルジ主管に連結するポンプ又はその管で船舶の幅の五分の一に引いた線より外側にできるように配置しなければならない。

(m) 各旅客船及び貨物船は、その後に傾斜させて復原性の要素を決定しなければならない。船長に操作することができる資料を提供し、かつ、その復原性について正確な手引を迅速かつ簡単に得るために必要な信頼できる資料を提供し、かつ、その写しを主管庁に提出しなければならない。

(n) 船長に提供された復原性資料は、各種の使用状態における船舶の復原性について正確な手引を決定しなければならない。これは、各種の使用状態における船舶の復原性について正確な手引を迅速かつ簡単に得るために必要な信頼できる資料を提供し、かつ、その写しを主管庁に提出しなければならない。

(o) 船長に提供された復原性資料は、修正された復原性資料を作成しなければならない。必要があるときは、船舶に加えられた場合には、修正された復原性資料を作成しなければならない。必要があるときは、船舶は、再び傾斜試験を受けなければならない。

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 千九百六十年の海上における人命

五一

爆発を防ぐため、船艤の特定の場所におけるケーブルをさらには保護することを要求することができる。

(iii) 引火性のガスがたまりやすい場所には、防爆型の機器のようにガスに点火しないような型式のものでない限り、電気設備を設けてはならない。

(iv) 石炭庫又は船艤内の照明回路には、その場所の外側に絶縁用スイッチを設けなければならない。

(v) 低電圧の通信回路の場合を除くほか、すべての導線の接続は、接続箱又は分岐箱内でのみ行なわなければならない。これらのすべての箱又は接続装置は、そこからの火災の拡大を防止するように造らなければならぬ。組織きを用いる場合には、ケーブルの本来の機械的及び電気的性質を維持する承認された方法のみによらなければならぬ。

(c) 貨物船のみ

アーチを発生しやすい装置は、防爆型のものでない限り、主として蓄電池用に充てる区画室に設ければならない。

(a) 第二十八規則 後進の手段

旅客船及び貨物船は、すべての通常の状況において船舶の適正な操縦を確保するため十分な後進力を有しなければならない。

(b) 旅客船のみ

通常の操縦状態において、すみやかにプロペラの推進方向を逆に

して、最大前進航海速力にある船を停止させる機関の能力を、最初の検査の時に、試験しなければならない。

(a) 第二十九規則 操舵装置

(i) 旅客船及び貨物船

(ii) 船舶は、主管庁が十分と認められる主操舵装置及び補助操舵装置を備えなければならない。

(iii) 主操舵装置は、十分な強さのものであり、かつ、最大航海速力において操舵するため十分なものでなければならない。主操舵装置及びラダー・ストックは、最大後進速力において破損しないよう設計しなければならない。

(iv) 補助操舵装置は、十分な強さのものであり、航行しうる速力において操舵するため十分なものであり、かつ、非常の際に迅速に作動させうるものでなければならぬ。

(v) チラーの箇所のラダー・ストックの径が九インチ（又は二十二・八六センチメートル）をこえることを主管庁が要求する場合には、主管庁が認める場所に副操舵場所を設けなければならない。主及び副操舵場所からの遠隔操舵制御系統は、いずれの一方の系統が故障しても他方の系統で操舵することができるものであると主管庁が認めるよう配置しなければならない。

(a) 第三十規則 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置

(i) 旅客船及び貨物船

(ii) 主操舵装置の電動機及び回路は、短絡のみに対する保護を設ければならない。

(iii) 主操舵装置の動力装置及びその連結装置が主管庁が十分と認めるように二重に装置されて

(iv) 主操舵装置の動力装置及びその連結装置が主管庁が十分と認める場合は、主操舵装置は、(a)(ii)の規定に適合しているときは、補助操舵装置を備える必要はない。

(v) 主操舵装置の動力装置及びその連結装置が主管庁が十分と認める場合は、(a)(ii)の規定に適合しなければならない。

(a) 第三十一規則 旅客船に使用する燃料

(i) 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置は、主配電盤から二組の回路で給電しなければならない。そのうちの一回路は、非常配電盤があるときはこれを経由することができる。各回路は、通常それに接続され、かつ、同時に作動するすべての電動機に給電するため十分な容量のものでなければならない。各回路がいずれの電動機又は電動機の組合せにも給電しうるよう切換装置を操舵機室に設ける場合には、各回路の容量は、最大の負荷状態に対しても十分でなければならない。これらの回路は、全長を通じて実行可能な限り間隔を広くしなければならない。

(ii) トックの径が十四インチ（又は三十五・五六センチメートル）をこえることを主管庁が要求する場合には、補助操舵装置は、動力操作のものでなければならない。

(iii) 動力操舵装置の動力装置及びその連結装置が主管庁が十分と認めるように二重に装置されて

おり、かつ、各装置が(a)(iii)の規定に適合しているときは、補助操舵装置が本来他の用途に使用する電動機で給電されるときは、主管庁が保護装置を設ければならない。

(a) 第三十二規則 旅客船の非常設備の場所

(i) 電力が主操舵装置及び補助操舵装置の唯一の動力源である貨物船は、(b)(i)及び(ii)の規定に適合しなければならない。ただし、同時に動く動力装置及びその連結装置は、(a)(ii)の規定に適合しなければならない。

(ii) 電動主操舵装置又は電動油圧操舵装置の電動機及び回路は、短絡のみに対する保護を設ければなければならない。

(iii) 電動主操舵装置及び回路は、短絡のみに対する保護を設ければなければならない。

(iv) 船橋から副操舵場所に命令を伝達するように、主管庁が十分と認める装置を備えなければならない。

(v) 船橋から副操舵場所に命令を伝達するように、主管庁が十分と認める装置を備えなければならない。

(c) 貨物船のみ

(i) チラーの箇所のラダー・ストックの径が十四インチ（又は三十五・五六センチメートル）をこえることを主管庁が要求する。

(ii) 動力操舵装置の動力装置及びその連結装置が主管庁が十分と認めるように二重に装置されて

引火点が華氏百十度（又は摄氏四十三度）以下の燃料を使用する内燃機関は、旅客船の固定設備として使用してはならない。

(a) 第三十三規則 船橋と機関室との間の通信

(i) 非常電源、非常消火ポンプ、非常ボンベ群その他の船舶の安全に必要な非常設備は、旅客船においては衝突隔壁の前方に設けてはならない。

(ii) 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置を取り付けなければならない。そのうちの一つは、エンジン・テレグラフでなければならない。

(iii) 船橋には、船橋から機関室に伝達する二の装置を取り付けなければならない。そのうちの一つは、エンジン・テレグラフでなければならない。

(D) 防火

(D部においては、第三十四規則から第五十二規則までの規定は三十六

第三十九規則 主垂直区域 内の隔壁

(第一方式 及び第三方式)

(a) 第一方式 居住区域内においては、A級仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(ii) 居住区域内においては、A級仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(iii) 居住区域内においては、A級仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(iv) 居住区域内においては、A級仕切のものとし、甲板から甲板まで達していなければならぬ。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(v) 居住区域内においては、A級仕切のものとし、甲板から甲板まで達していなければならぬ。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(vi) 居住区域内においては、A級仕切のものとし、甲板から甲板まで達していなければならぬ。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(vii) 居住区域内においては、A級仕切のものとし、甲板から甲板まで達していなければならぬ。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

(viii) 居住区域内においては、A級仕切のものとし、甲板から甲板まで達していなければならぬ。ただし、このB級仕切は、この章の第四十八規則の規定に従つて可燃性材料で上張り仕切のものであることを要するもの以外のすべての隔壁隔壁は、不燃性材料のB級仕切で造らなければならない。ただし、このB級仕

なければならぬ。

第四十二規則 居住区域及び業務区域内の階段の保護(第一方式、第二方式及び第三方式)

(a) 第一方式及び第三方式 (i) 居住区域内においては、A級仕切及びB級仕切の防熱隔壁及び通路隔壁を隔離する仕切を除くほか、仕切が船舶の外側部を構成している場合又は隣接する区画室に火災の危険がない場合には、省略することができます。ただし、このB級仕

(b) 第二方式 (i) 居住区域内においては、A級仕切及びB級仕切の防熱隔壁及び通路隔壁を隔離する仕切を除くほか、仕切が船舶の外側部を構成している場合又は隣接する区画室に火災の危険がない場合には、省略することができます。ただし、このB級仕

ければならない。

階段隔壁の隔壁は、主管庁が隣接する場所の性質を考慮して十分と認める防熱値を有しなければならない。階段隔壁の開口は他の境界まで達していなければならぬ。

第四十一規則 甲板床張り

(a) 第一方式及び第三方式 (i) 居住区域を機関区域、貨物区域及び業務区域から隔壁する境界の隔壁及び甲板は、A級仕切で造らなければならず、かつ、主管庁が隣接する場所の性質を考慮して十分と認める他の適当な材料の使用を承認することができる。

(ii) 居住区域内においては、階段隔壁は、通路と直接の連絡があるものとし、かつ、非常の際に使用すると思われる人員数を考慮して、混雑を防ぐため十分な面積のものでなければならず、また、この隔壁内における居住区域その他の火災の発生のおそれのある囲まれた場所が実行可能な限り小さいものでな

ければならない。

階段隔壁の隔壁は、主管庁が隣接する場所の性質を考慮して十分と認める防熱値を有しなければならない。階段隔壁の開口は他の境界まで達していなければならぬ。

第五十二規則 甲板床張り

(a) 第一方式及び第三方式 (i) 居住区域内においては、階段隔壁は、通路と直接の連絡があるものとし、かつ、非常の際に使用すると思われる人員数を考慮して、混雑を防ぐため十分な面積のものでな

(ii) 居住区域内においては、階段隔壁は、通路と直接の連絡があるものとし、かつ、非常の際に使用すると思われる人員数を考慮して、混雑を防ぐため

十分な面積のものでなければならず、まだこの隔壁内における居住区域その他の火災の発生のおそれのある囲まれた場所が実行可能な限り小さいものでなければならぬ。

(iii) 階段隔壁の隔壁は、主管庁が隣接する場所の性質を考慮して十分と認める防熱値を有しなければならない。階段隔壁の隔壁は、主管庁が隣接する場所の性質を考慮して十分と認める防熱値を有しなければならない。

密戸以外の戸は、主垂直区域隔壁に要求されるこの章の第三十八規則の規定により要求される脱出設備の一部を形成せよ。かつ、二層の甲板のみを連結する階段は、主管庁が他の適当な材料の使用を認める特別の場合を除くほか、鋼製骨組構造のものでなければならない。

(iv) 水密隔壁の隔壁は、それを取り付ける壁と少なくとも同等の耐火性を有しなければならない。

補助階段、すなわち、この章の第六十八規則の規定により要求される脱出設備の一部を形成せよ。かつ、二層の甲板のみを連結する階段は、主管庁が他の適当な材料の使用を認める特別の場合を除くほか、鋼製骨組構造のものでなければならない。

要しない。

第四十三規則

居住区域及

換気用及び通風用の垂直トランク

直トランク

主垂直区域

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

四ミリメートル)のベニヤ板に相当する容積をとてはならない。通路隔壁又は階段隔壁及び隠れた場所又は近づくことができない場所におけるすべての露出面は、炎のひろがりがおそい特性を有しなければならない。

(b) 第三方式

防火処理を施さない木材、ベニヤ板、天井張り、カーテン、カーペット等のすべての種類の可燃性材料の使用は、合理的かつ実行可能な限り少なくしなければならない。広い公室内では、内張り及び天井張りに対する根太及び支持物は、鋼

板、天井張り、カーテン、カーペット等のすべての種類の可燃性材料

の損壊により浸水の危険を生ずるものに使用してはならない。

居住区域及び業務区域に適用する要件

(c) (i) 天井張り、パネル張り又は内張りの裏の空間は、間隔が四十

五フィート(又は十三・七三メートル)をこえない密着した通風

止めにより適当に区分しなけれ

ばならない。

(ii) 垂直方向については、この空

間は、階段、トランク等の内張

りの裏の空間を含めて、各甲板

のところで閉じられていないれ

ばならない。

(d) 天井張り及び隔壁の構造は、火

災の発生の危険がないと主管庁が

認める場所を除くほか、隠れた場

所及び近づくことができない場所

に生じた煙を火災巡回員が防火の

実効性を損じないで探ししらるも

のでなければならぬ。

第四十九規則 雜項目(第一方式、第二方式及び第三方式)

船舶のすべての部分に適用する要件

(a) ニトロセルローズその他の高度の引火性がある基剤を用いたペイント、ワニス及び類似の調合品

(b) A級仕切又はB級仕切を貫通す

る管は、主管庁がその仕切が耐えな

ればならない温度を考慮して承

認した材料のものでなければなら

ない。油用又は可燃性液体用の管

は、主管庁が火災の危険を考慮し

て承認した材料のものでなければ

ない。

ならない。熱によつて直ちに有効性がなくなる材料は、喫水線に近い船外排水管、衛生排出管その他の排出管で火災の際にその材料

の損壊により浸水の危険を生ずるものに使用してはならない。

セルローズを基剤とするフィルムは、船内の映写設備を使用してはならない。

第五十一規則 自動スプリンクラー

(式)

第三方式及び

第三方式

セルローズを基剤とするフィルム

は、船内の映写設備を使用してはな

らない。

第五十二規則 総トン数四千トン以上

輸送する旅

客船

第五十四規則 総トン数四千トン以上

の貨物船

は、船内の映写設備を使用してはな

らない。

第五十五規則 下の旅客を輸送する

船は、この章の第三十五規則の規定のほか、この章の第三十六規

則、第三十七規則、第三十八規

則、第四十規則、第四十一規則、

第四十三規則(a)、第四十四規則、

第四十五規則、第四十六規則、第

四十九規則(a)、(b)及び(f)並びに第

五十規則の規定に従わなければな

らない。防熱を施したA級仕切が

これらの規則の規定に基づいて要

求される場合には、主管庁は、この

章の第三十五規則(c)、(iv)で示され

ているものよりも防熱を軽減する

ことを認めることができる。

第二方式を採用する船舶には、承認された型式の自動スプリンクラー及

び火災警報装置であつて、この章の第五十九規則の要件に適合するもの

を備えなければならず、また、これ

を、実質的に火災の危険がない場所

を除くほか、旅客又は船員の使用又

は業務に充てるすべての囲まれた場

所を保護するように配置しなければ

ならない。

第三方式を採用する船舶には、承認された型式の火災探知装置を備えなければならない。防熱を施したA級仕切がこれらの規則の規定に基づいて要

求される場合には、主管庁は、この

章の第三十五規則(c)、(iv)で示され

ているものよりも防熱を軽減する

ことを認めることがある。

(a) 三十六人以下の旅客を輸送する

船舶は、この章の第三十五規則の規定のほか、この章の第三十六規

則、第三十七規則、第三十八規

則、第四十規則、第四十一規則、

第四十三規則(a)、第四十四規則、

第四十五規則、第四十六規則、第

四十九規則(a)、(b)及び(f)並びに第

五十規則の規定に従わなければな

らない。防熱を施したA級仕切が

これらの規則の規定に基づいて要

求される場合には、主管庁は、この

章の第三十五規則(c)、(iv)で示され

ているものよりも防熱を軽減する

ことを認めることがある。

第三方式を採用する船舶には、承認された型式の火災探知装置を備えなければならない。防熱を施したA級仕切が

これらの規則の規定に基づいて要

求める場合は、通路隔壁は、鋼又はB級パネルで造らなければならぬ。

なくなる材料は、喫水線に近い船外排水管、衛生排出管その他の排出管で、火災の際にその材料の損壊により浸水の危険を生ずるものに使用してはならない。

(b) 電気放熱器は、これを備えるときは、固定しなければならず、また、火災の危険を最小にとどめるようにならなければならない。このように造らなければならぬ。このような放熱器には、衣服、カーテンその他の材料を放熱線の熱でとがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線を取り付けてはならない。

(i) セルローズを基剤とするフィルムは、船内の映写設備で使用してはならない。

(j) 機関区域の機械通風は、機関区境外の容易に近づきうる位置から停止することができなければならぬ。

E部 旅客船及び貨物船の火災探知及び消火

(E部の規定は、旅客船及び貨物船に適用する。ただし、第五十九規則及び第六十四規則の規定は旅客船のみに、第六十五規則の規定は貨物船のみに適用する。)

注 第五六規則から第六十三規則までの規定は、第六十四規則及び第六十五規則に規定する設備について、それが適合することを要求される条件を定める。

第五十五規則 定義

この部においては、別段の明文の規定がない限り、

(a) 「船舶の長さ」とは、垂線間の長さをいう。

(b) 「要求される」とは、この部の規

定により要求されることをいう。

第五十六規則 ポンプ、送水管、消防栓及びホース

(a) 消火ポンプの合計能力

(i) 旅客船においては、要求される消火ポンプは、ビルジ・ポンプがビルジ排水に使用される場合に処理することを要求される量の三分の二以上の量の水を、以下に定める適当な圧力で、消防のために送ることができなければならぬ。

(ii) 貨物船においては、要求される消火ポンプは、非常ポンプ(もしあれば)を除くほか、同一寸法の旅客船における独立の各ビルジ・ポンプがビルジ排水に使用される場合に処理することをこの章の第十八規則の規定に基づいて要求される量の三分の四以上量の水を、以下に定める適当な圧力で、消防のために送ることができなければならぬ。

(iii) 災害探知及び消火

Lは、垂線間の長さ

Bは、最大型幅

Dは、船舶の長さの中央における隔壁甲板までの深さ

もつとも、いかなる貨物船においても、消防ポンプの要求される合計能力は、毎時百八十トンをこえることを要しない。

(iv) 消火ポンプ

消防ポンプは、独立に駆動されなければならぬ。衛生ポンプ

パラスト・ポンプ、ビルジ・ポンプ又は難用ポンプは、油の吸排に通常使用しないこと及び、臨時に燃料油の移送又は吸排のために使用されるものである場合には、適切な切換装置が取り付けられていることを条件として、消防ポンプとして容認することができます。

(v) 水管、消防栓及びホース

(a) 二個のポンプが、同時に、(g)に定めるノズルを通じて(c)(i)に定める量の水を、隣接するいずれの消防栓を経て送つて、場合にも、すべての消防栓において、次の最小圧力が維持されなければならない。

旅客船

総トン数四千トン以上 每平方インチ四十五ポンド(又は每平方センチメートル三・二キログラム)

総トン数五千トン以上四千トン未満 每平方インチ四十五ポンド(又は每平方センチメートル三・八キログラム)

総トン数三千トン未満 主管

主管が十分と認めるもの

貨物船

総トン数六千トン以上 每平方インチ四十ポンド(又はメートル二・八キログラム)

総トン数三千トン未満 主管

主管が十分と認めるもの

(b) 管及び消防栓

(i) 十分に保護しない限り、消防栓の位置は、常に容易に近づきうるものでなければならず、また、管は、これらの貨物による損傷の危険を実行可能な限り避けるように配置しなければならない。船内の消防栓ごとに一個のホース及びノズルを備えない限り、ホース繋手及びノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

(ii) コック又は弁は、消防ポンプの作動中にいずれの消防ホースをも取りはずしうるような位置で管に取り付けなければならぬばならない。

(iii) 消火ホース

消防ホースは、主管が承認する材料のものでなければならない。かつ、使用的必要が生ずる位置で管に取り付けなければならぬばならない。その最大の長さは、主管が認めるものでなければならない。各ホースには、一個のノズル及び必要な繋手を備えなければならない。この部においては、「消防ホース」と明記するホース

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 千九百六十年の海上における人の命の安全のための国際条約の締結について承認を求める件

五一六

は、必要な附属具及び道具とともに、
に、消火栓又は送水連結栓の近く
の目につきやすい位置に、直ちに
使用しうるようにしておかなければ
ならない。

(i) この部の規定の適用上、ノズルの標準寸法は、二分の一インチ（又は十二ミリメートル）、八分の五インチ（又は十六ミリメートル）及び四分の三インチ（又は二十ミリメートル）又はできる限りこれらに近い寸法とす。これより大きい径のノズルは、(b)(ii)の規定に従うことを条件として許される。

(ii) 居住区域及び業務区域に対しては、二分の一インチ（又は十二ミリメートル）より大きい寸法のノズルを使用することを要

穴 等間隔に配置され、フランジの外縁まで切られた徑四分の一インチ（又は十九ミリメートル）の四個の穴

國際陸上施設連結具（船舶用）

類似の消火剤を入れた消防器は、この部の規定により要求される消防器に追加されるものであることを条件として、主管庁が、その判断により、許可することができ

(b) 管は、鎮火性ガス又は蒸気を有効に分布するよう配管しなければならない。大きな船艤内において蒸気を使用する場合には、その装置との連結を遮断しておかなければならぬ。

(2) 非持運び式

(e) いずれの場所においても、その場所に使用するための持運び式消火器のうち一個は、その場所の入口の近くに備えなければならぬ。

(c) (i) 炭酸ガスを貨物区域内において消火剤として使用する場合には、利用しうるガスの量は、船倉内で十分に下方に導かなければならぬ。

しない。

(iii) 機関区域及び露出した場所に
対しては、ノズルの寸法は、最
も小さいポンプから、(e)に定め
る圧力の二条の射水により、可
能な最大の放水量が得られるよ
うなものでなければならぬ。
国際陸上施設連結具

この章の第六十四規則(d)及び第六十五規則(d)の規定により船舶に備えることを要求される国際陸上施設連絡団は、次の仕業及び附圖

に適合しなければならない。
外径 七インチ（又は百七十八
ミリメートル）
内径 二・五インチ（又は六十
四ミリメートル）
ボルト穴の径 五・二五インチ
(又は百三十二ミリメートル)

穴 等間隔に配置され、フランジの外縁まで切られた径四分の一インチ（又は十九ミリメートル）の四個の穴
フランジの厚さ 最小十六分の九インチ（又は十四・五ミリメートル）
ボルト 径八分の五インチ（又は十六ミリメートル）、長さ二インチ（又は五十ミリメートル）の四個のボルト
フランジの面 平面
材料 每平方インチ百五十ポンド（又は毎平方センチメートル百十・五キログラム）の使用圧力に対して適當であるもの
ガスケット 每平方インチ百五十ポンド（又は毎平方センチメートル十・五キログラム）の使用圧力に対して適當であるもの
連結具は、每平方インチ百五十ポンド（又は毎平方センチメートル十・五キログラム）の使用圧力に対しても適當である
船舶の消火栓及びホースに合う継手を恒久的に取り付けなければなければならない。連結具は、毎平方インチ百五十ポンド（又は毎平方センチメートル十・五キログラム）の使用圧力に対しても適當である
ガスケット、径八分の五インチ（又は十六ミリメートル）長さ二インチ（又は五十ミリメートル）の四個のボルト及び八個の座金とともに船内に備えておかなければならぬ。

トル)の四個のボルト
フランジの面 平面
材料 每平方インチ百五十ポン
ド(又は每平方センチメート
ル十・五キログラム)の使用
圧力に対し適當であるもの
ガスケット 每平方インチ百五
十ポンド(又は每平方センチ
メートル十・五キログラム)の
使用圧力に対し適當である

(a) すべての消火器は、承認された型式及び設計のものでなければならない。
(i) 要求される持運び式液体消火器の容量は、三ガロン（又は十三・五リットル）以下、二ガロン（又は九リットル）以上でなければならない。他の消火器は、

(e) いずれの場所においても、その場所に使用するための持運び式消火器のうち一個は、その場所の入口の近くに備えなければならぬ。

(c) (i) 炭酸ガスを貨物区域内において消火剤として使用する場合には、利用しうるガスの量は、船艙内で十分に下方に導かなければならぬ。

ればならない。他の消火器は、
三ガロン（又は十三・五リット
ル）の液体消火器より待ち並び

）の液体消火器と少くとも同等の消火効力を有しなければならない。

(ii) 主管庁は、各種消火器の間の同等度を決定するものとする。
予備装填物は、主管庁が定める要件に従つて積むべし。
（b）

(c) い。要領に従つて倒さなければならぬ
人体に有害であるガスを、當時
又は使用に際して、発生する消火
剤を入れた消火器は、許されな
い。無線室及び配電盤に対し
ては、一クオート（又は一・一三六
リットル）以下の四塩化炭素又は

(d) 消火器は、定期的に点検するものとし、かつ、主管庁が要求する条件として、主管庁が、その判断により、許可することができる。

(e) いずれの場所においても、その場所に使用するための持運び式消火器のうち一個は、その場所の入口の近くに備えなければならぬ。この部の規定により要求される消火器は、火器に追加されるものであることを条件として、主管庁が、その判断により、許可することができる。

(a) 消火の目的で機関区域内又は貨物区域内又は貨物区域内にガス又は蒸気を噴射する設備を設ける場合には、ガス又は蒸気を送るため必要な管には、容易に近づきうるように、かつ、火災の発生によつて使用が容易に中止されないよう配管された制御弁又は制御コックを備えなければならない。これらの制御弁又は制御コックには、その管が導かれる区画室を明白に示すような標示をしなければならない。いずれの区画室にもガス又は蒸気を不用意に侵入させないように、適当な措置を取り付けた貨物区域を旅客区域として使用する場合には、旅客区域として使用する間は、鎮火装置を取り付けた貨物区域を旅客区域として使用する場合には、旅

(d) 類似の消火剤を入れた消火器は、この部の規定により要求される消火器に追加されるものであることを条件として、主管庁が、その判断により、許可することができる。

(e) 消火器は、定期的に点検するものとし、かつ、主管庁が要求することがある試験を受けなければならない。

い。 第五十八規則 機関区域及び貨物区域に対する鎖火性ガス又

(c) (i) 炭酸ガスを貨物区域内において消防剤として使用する場合には、利用しうるガスの量は、船舶の密閉しうる最大の貨物区画室の総容積の少なくとも三十分の一に等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならない。

(c) (ii) 炭酸ガスを貨物区域内において消火剤として使用する場合には、利用しらるガスの量は、船舶の密閉しうる最大の貨物区画室の総容積の少なくとも三十分の一に等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならない。

(ii) 炭酸ガスをボイラ又は内燃機関のある場所において消火剤として使用する場合には、積載するガスの量は、少なくとも次

の量のうちいすれか大きい方に等しい量の遊離ガスを供給する

(c) (i) 炭酸ガスを貨物区域内において消火剤として使用する場合に、利用しうるガスの量は、船室の総容積の少なくとも三十分の一に等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならない。

(ii) 炭酸ガスをボイラ又は内燃機関のある場所において消火剤として使用する場合には、種々するガスの量は、少なくとも次等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならない。

(1) 最大の場所の総容積の四十パーセント。この容積には、

(c) (i) 炭酸ガスを貨物区域内において消火剤として使用する場合には、利用しらるガスの量は、船舶の密閉しうる最大の貨物区画室の総容積の少なくとも三十分の一に等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならない。

(ii) 炭酸ガスをボイラ又は内燃機関のある場所において消火剤として使用する場合には、積載するガスの量は、少なくとも次等しい量の遊離ガスを供給するため十分でなければならぬ。

(1) 最大の場所の総容積の四十分の一に等しい量の遊離ガスを当該ケーシングの水平面積が当該場所の水平面積の四十五パーセント以下となる高さまで、ケーシングを含む最大の場所の容積全体の三十五パーセント。

(2) ケーシングを含む最大の場所の容積全体の三十五パーセント以上となる高さまで、

ただし、前記の百分率は、総トン

数二千トン未満の貨物船については、それぞれ三十五パー セント及び三十パー セントまで減少することができる。また、ボイラ又は内燃機関を備えている二以上の場所が完全に隔離されていない場合には、それらの場所は、一区画室を形成するものとみなす。

(iii) 炭酸ガスを貨物区域及びボイラ又は内燃機関のある場所の双方において消火剤として使用する場合には、ガスの量は、最大の貨物区画室又は機関区画室に対して要求される量のうちいすれか大きい方をとることを要しない。

(iv) (c) の規定の適用上、ガスの量は、一ポンドを九立方フィートとして（又は一千ログラムを〇・五六立方メートルとして）計算するものとする。

(v) 炭酸ガスをボイラ又は内燃機関のある場所において消火剤として使用する場合には、固定した管系は、ガスの八十五パー セントを二分以内にその場所に放ししらるものでなければならぬ。

(d) 不活性ガスを製造する発生器は、毎時この方式で保護される最大の区画室の総容積の少なくとも二十五パーセントに等しい量の遊離ガスを七十二時間にわたり発生することができなければならない。

(e) 蒸気を貨物区域内において消防供給用のボイラは、船舶の最大の貨物区画室の総容積の十二立方フィートことは毎時少なくとも一ボンド（又は〇・七五立方メートルごとに一キログラム）の蒸発力を有しなければならない。さらに、蒸気を直ちに利用することができ、このためにボイラの点火を要しないこと、推進を含む船舶の通常要求に必要な量のほかにこの要求される量の蒸気が航海の終りまで連続的に供給されること及びこの要件を満たすため必要な追加の給水について措置が執られていることについて、主管庁が十分と認めなければならない。

(f) いずれの作業区域への鎮火性方の放出をも知らせる可聴警報装置を備えなければならない。

第五十九規則 旅客船における自動スプリングクラー装置

(g) 船橋をアルミニウム合金で造る旅客船の防火について第二方式を採用する場合には、スプリングクラー・ポンプ、タンク及び空気圧縮機を含む全ユニットは、ボイラ室及び機関室から適度に離れた位置に、主管庁が十分と認めるように配置しなければならない。非常発電機からスプリングクラー・ユニットまでの給電線が火災の危険がある場所を通る場合には、ケーブルヘッドにおいて適当な圧力で十分な水の供給を維持することができなければならない。

(h) 海水ポンプ、空気圧縮機及び自動警報装置のための動力供給源は、二以上なければならない。動力源は、電気である場合には、主発電機及び非常電源でなければならぬ。この電源は、主配電盤から、この目的のみに備える別個の給電線によって行なわなければならない。この給電線は、スプリングクラー・ユニットの近くにある切換スイッチまで導かなければならず、かつ、このスイッチは、通常是非常配電盤からの給電線に閉じておかなければならぬ。切換スイッチは、明白に標示しなければならず、かつ、これ以外のいかなるスイッチも、これらの給電線に使用することを許されない。

(i) スプリングクラー・ヘッドは、主管庁が決定する温度において作動し始めることが要求される。すべての自動装置の定期的試験のために、適当な措置を執らなければならぬ。

(b) この装置は、主管庁において可聴信号及び可視信号を作動させなければならない。貨物区域に対する探知装置には、可聴警報装置を備えることを要しない。

第六十規則 固定式泡消火装置

(a) 要求される固定式泡消火装置は、燃料油がひるがりる最大面積を六インチ（又は十五センチメートル）の厚さでおおうため十分な量の泡を放出することができなければならない。

(b) この装置は、保護される場所の外部の、容易に近づくことができない、かつ、火災の発生によって容易に遮断されない、又は二以上の位置から、制御されなければならない。

(c) ノズルの数及び配置は、主管庁が十分と認めるものであり、かつ、保護される場所における水の噴霧装置には、承認された型式の噴霧ノズルを備えなければならない。

(d) 油だきボイラ室及び内燃機関のある機関室に対する固定式加圧水噴霧装置には、承認された型式の噴霧ノズルを備えなければならない。

(e) 機関室及びボイラ室に対する固定式加圧水噴霧装置は、火災探知装置は、火災の存在又は徵候及び位置を自動的に表示することができ、指示器は、船

橋又は船橋との直接の連絡装置を備えている他の制御場所に集められていないなければならない。主管庁は、指示器を数箇所に分散することを認めることがある。

(f) この主要な火災危険物の上方に取り付けなければならない。

(g) この装置は、区分して使用するものとができる。その分配マニホールドは、保護される

場所の外部の容易に近づくことができ、かつ、火災の発生によつて容易に遮断されない位置から操作されなければならない。

(d) この装置は、必要な圧力で水を満たしておかなければならず、かつ、この装置に水を供給するポンプは、装置内の圧力低下により自動的に作動しなければならない。

(e) ポンプは、保護されるいすれの一区画室においても、装置のすべての使用区分に同時に必要な圧力を加えることができなければならぬ。ポンプ及びその制御装置は、保護される一又は二以上の場所の外部に配置しなければならない。

水噴霧装置によつて保護される一又は二以上の場所における火災のためこの装置が作動不能になるとがあつてはならない。

(f) 水中の不純物又は管、ノズル、弁及びポンプの腐食によつてノズルが詰まることがないように、特別の予防手段を講じなければならない。

第六十三規則 消防員装具

(a) 消防員装具は、この第六十三規則に規定する呼吸具、命綱、安全燈及びおのからなる。

(b) 呼吸具は、承認された型式のものでなければならず、次のいずれかのものとすることができる。

(i) 防煙ヘルメット又は防煙マスク。これは、適当な空気ポンプとハッチ又は戸口から十分に離れた開放甲板から船倉又は機関区域のいすれの部分にも十分に達する長さの空気ホースとを備えなければならない。

(ii) ポンプは、保護されるいすれの一区画室においても、装置のすべての使用区分に同時に必要な圧力を加えることができなければならぬ。ポンプ及びその制御装置は、保護される一又は二以上の場所の外部に配置しなければならない。

(c) 各呼吸具には、そのベルト又は装着具に、十分な長さ及び強さの耐火性の命綱をスマップフックにより取り付けなければならない。

(d) 安全燈(手さげ燈)は、承認された型式のものでなければならない。この安全燈は、電気式とし、かつ、少なくとも三時間の照明時間が有しなければならない。

(e) おのは、主管庁が十分と認めるものでなければならない。

第六十四規則 旅客船に対する要件

(a) 巡視及び探知

(i) すべての旅客船においては、火災の発生をすみやかに探知するため効果的な巡視制度を維持しなければならない。火災巡視員が船橋又は火災制御場所に直ちに警報しうるよう、旅客及び船員の居住に充てる場所の全域にわたり、手動火災警報装置を取り付けなければならない。

(ii) 総トン数千トン以上の旅客船においては、海水連結管、ポンプ及びこれらを作動するための動力源の配置は、いすれの一区画室における火災によつてもすべての消火ポンプが作動不能となることを確保するようにならなければならない。

(iii) 総トン数千トン未満の旅客船においては、これらの配置は、主管庁が十分と認めるものでなければならない。

(b) 消火ポンプ及び送水管

(i) 旅客船は、この章の第五十六規則の規定及び次の要件に適合する消火ポンプ、送水管、消防栓及びホースを備えなければならない。

(ii) 総トン数四千トン以上の旅客船は、少なくとも三個の独立に動力される消火ポンプを備えなければならない。また、総トン数四千トン未満の旅客船は、少なくとも二個のこのよろな消火ポンプを備えなければならない。

(iii) 旅客船においては、その配置は、少なくとも二条の射水が、からであれば、いずれの貨物区域のいずれの部分にも達しうるものでなければならない。

(iv) 油だきボイラ又は内燃機関を有する旅客船の機関区域内におけるすべての消火栓には、この章の第五十六規則(g)の規定により要求されるノズルのほかに油上に噴霧するための適当なノズル又はこれに代わる二重目的のノズルを有するホースを取り付けるなければならない。

(d) 國際陸上施設連結具

(i) 総トン数千トン以上の旅客船は、この章の第五十六規則の規定に適合する少なくとも一個の国際陸上施設連結具を備えなければならない。

(ii) この連結具を船舶のいすれの側においても使用しうるよう、施設を設けなければならない。

(iii) この連結具を船舶のいすれの側においても使用しうるよう、施設を設けなければならない。

(e) 持運び式消火器

(i) 旅客船は、主管庁が十分と認める数の消火ホースを備えなければならない。この章の第五十

認めうる一又は二以上の適当な場所に、自動的に表示する承認された火災警報又は火災探知装置を備えなければならない。たゞ、船舶が短期間の航海に從事していくこの要件の適用が不合理であることが明らかであると主管庁が認めるときは、この限りでない。

六規則(d)の規定により要求される各消火栓に対しても、少なくとも一個の消火ホースを備えなければならない。

ホースは、消火の目的又は消火訓練及び検査の際ににおける消防装置の試験の目的にのみ使用し得なければならない。

(f) 貨物区域内における固定式鎮火装置

(i) 総トン数千トン以上の旅客船の貨物区域は、この章の第五十八規則の規定に適合する固定式鎮火装置で保護しなければならない。

旅

客船は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適當かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。

旅

客

船

は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適當かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備

(ii) 各ボイラ室の各たき火場及び
燃料油設備の一部がある各場所
には泡^泡その他の油火の消火に適する
承認された消火剤を放とする
少くとも二個の承認された持
運び式消火器を備えなければな
らない。

各ボイラ室には、容量が少な
くとも三十ガロン（又は百三十一
六リットル）の承認された泡^泡消
火器又はこれと同等のものを少
なくとも一個備えなければならない。
ない。これらの消火器には、ボ
イラ室及び燃料油設備の一部が
ある場所のいすれの部分にも達
しらるホースをリールに巻いて
添えなければならない。

各たき火場には、主管庁によ
り要求される量の砂、ソーダを
しみ込ませたおがくすその他の
承認された乾燥物質を入れた容
器を備えなければならない。こ
れらの代わりに、承認された持
運び式消火器を備えることがで
きる。

(i) を備えなければならない。
 固定式装置のうちの一を備えなければならない。

(ii) 各機関室には、容量が十ガロン（又は四十五リットル）以上
 の承認された泡消火器又はこれ
 と同等のものを一個備えなければ
 ならず、さらに、機関の千制
 動馬力又はその端数ごとに一個
 の承認された持運び式泡消火器
 を備えなければならない。ただ
 し、この持運び式消火器の合計
 数は、二個以上でなければならない
 す、六個をこえることを要しな
 い。

(1) 蒸気タービンがあり、かつ、固
 定式装置が要求されない場所にお
 ける消火設備

主管庁は、水密隔壁によつてボ
 イラ室から隔離されている蒸気
 タービンのある場所に備える消火
 設備については、特別の考慮を払
 わなければならない。

(j) 消防員装具

旅客船は、この章の第六十三規
 則の要件に適合する少なくとも二
 組の消防員装具を積載しなければ
 ならない。総トン数が一万トンを
 こえる船舶の場合には、少なくとも四
 組の装具を積載しなければならな
 らず、総トン数が二万トンをこえ
 る船舶の場合には、少なくとも四
 組の装具を積載しなければならな
 い。これらの装具は、互いに遠く
 離れた場所に置き、かつ、直ちに
 使用しうるようにしておかなければ
 はならない。

(a) 適用する要件

(d) 国際陸上施設連結具

- (i) 総トン数千トン以上の貨物船は、この章の第五十六規則の規定により要求されるノズルのほかに地上に噴霧するための適当なノズル又はこれに代わる二重目的のノズルを有するホースを取り付けなければならない。
- (ii) この連結具を船舶のいずれか一方においても使用しうるよければならない。
- (iii) 貨物船においては、その配管は、少なくとも二条の射水があり、これらであれば、いずれの貨物区域のいずれの部分にも達しうるようしなければならない。
- (iv) 油だきボイラ又は内燃機関等が有する貨物船の機関区域内におけるすべての消火栓には、この章の第五十六規則(四)の規定により要求されるノズルのほかに地上に噴霧するための適当なノズル又はこれに代わる二重目的のノズルを有するホースを取り付けなければならない。

(e) 居住区域及び業務区域内における持運び式消火器
貨物船は、居住区域及び業務区域内に、主管庁が適当かつ十分と認める承認された持運び式消火器を備えなければならない。
これらの消火器の数は、総トン数一千トン以上の船舶については、いかなる場合にも、五個以上でなければならぬ。
(f) 貨物区域内における固定式鎮火装置
(i) 総トン数二千トン以上の船舶の貨物区域は、この章の第五十八規則の規定に適合する固定または鎮火装置で保護しなければならない。主管庁は、装置がこの章の第五十八規則(e)の規定に適合する場合には、鎮火性ガスの代わりに蒸気の使用を許容することができる。
(ii) タンカーにおいては、タンクの内部又は外部に泡を放出する設備を、鎮火性ガス又は蒸気の適當な代用物として容認することができる。この設備の細目は、主管庁が十分と認めるものでなければならない。
(iii) 主管庁は、次の場合には、船舶の貨物倉(タンカーのタンクを除く。)について、(i)及び(ii)の要件を免除することができる。
(1) 貨物倉が鋼製ハッチ・バル及び船倉に通するすべての通風筒その他の開口に有効な閉鎖装置を備える場合

(b) 貨物船

(i) すべての船員区域及び旅客区域並びに船員が通常業務に従事する場所(機関区域を除く)内に、並びにこれらの場所から、階段及びはしごを、乗艇甲板までの常設の脱出設備となるように、配置しなければならない。

(ii) 機関区域内においては、(a)(iii)の要件を適用しなければならない。

第六十九規則 機械停止装置及び燃料油吸入装置

(a)

機関区域及び貨物区域に使用する通風用送風機を停止するための装置並びにこれらの場所に適するすべての戸口、通風筒、煙突周囲の環状部その他の開口を閉鎖するための装置を備えなければならない。これらの装置は、火災の際にこれららの場所の外部から操作することができるなければならない。

押込み及び吸込み通風用の送風機並びに燃料油移送ポンプ、噴射ポンプその他類似の燃料油ポンプを駆動する機械には、これらが設置されている場所における火災の発生の際にこれらを停止しうるよう、遠隔制御装置を当該場所の外に配置を考慮して、この要件の省略を認めることができる。

(e) 二重底の上方に配置されている貯蔵タンク、満ましタンク又は小出しタンクからの各燃料油吸入管には、これらのタンクが設置されている場所における火災の発生の際にその場所の外部から閉じることができるのが、コック又は弁を取り付けなければならない。ディープ・タンクが軸路又は管通路の内部に設置されている特別の場合には、タンクに弁を取り付けなければならないが、火災の際における制御は、軸路又は管通路の外部の管系に追加した弁により行なうものとすることができる。

(a) 不能な限りすみやかに、これらに記録しなければならない。

第三章 救命設備等

第一規則 適用

(b) この章の規定は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、国際航海に従事する新船について、次のとおり適用する。

A部 旅客船及び貨物船	B部 旅客船	C部 貨物船
-------------	--------	--------

船に関するこの章の規定にもはや適合しないものについては、主管机关は、実行可能かつ合理的である限り、また、できる限りすみやかに、この章の要件に實質的に適合させることを確保するため、それらの各船舶について執るべき措置を考慮しなければならない。もつとも、この章の第二十七規則(h)(ii)ただし書の規定は、次の条件を満たす場合にのみ、現存船に適用することができる。

- (i) この章の第四規則、第八規則、第十四規則、第十八規則、第十九規則並びに第二十七規則(a)及び(b)の規定に適合し、
- (ii) この章の第二十七規則(h)の規定に従つて積載される救命いかだの備だがこの章の第十五規則又は第十六規則及び第十七規則の要件に適合し、かつ、
- (iii) 総乗船者数を救命いかだの備付けにより増加しないこと。

(A部の規定は、旅客船及び貨物船に適用する。)

(a) この章の規定の適用上、「短国際航海」とは、国際航海であつて、その航海において、船舶が、旅客及び船員を安全な状態に置くことができる港又は場所から二百海里以内にあり、かつ、航海を開始する國における最後の寄港地から最終の到着港までの距離が六百海里をこえないものをいう。

(b) この章の規定の適用上、「救命いかだ」とは、この章の第十五規則又は第十六規則の規定に適合する救命いかだをいう。

(c) この章の規定の適用上、「承認された進水装置」とは、主管庁による承認された装置であつて、積載することを認められた数の人員及び儀装品を満載した救命いかだを乗込み場所から進水させることができるものと定義する。

(d) この章の規定の適用上、「資格のある救命艇手」とは、この章の第三十二規則の規定に基づいて発行される適任証書を有する船員をいふ。

(e) この章の規定の適用上、「救命浮器」とは、水中にある一定数の人員をささえるよう設計された、その形状及び性能を保つ構造を有する浮器（救命艇、救命いかだ、救命浮環及び救命胴衣を除く。）をいふ。

(b) 巡礼者運送のような特殊な運送において多数の無寝床旅客の輸送に使用される国際航海に従事する旅客船の場合において、この章の要件に適合させることを実行不可能と認めるときは、主管庁は、次のこととを条件として、これらの要件を免除することができる。

(i) 救命艇その他の救命設備及び防火に關し、運送事情の許す範囲内でできる限りの措置を執ること。

(ii) これらのすべての救命艇その他救命設備をこの章の第四規則の趣旨に従つて迅速に利用することができる。

(iii) 各乗船者につき救命胴衣一個を備えること。

(iv) これららの運送の特殊事情に適用される一般規則を制定するため措置を執ること。この一般規則は、このよろんな旅客の輸送に直接に利害關係のある他の締約政府があるときは、その政府と協議して制定しなければならない。

この条約の規定にかかわらず、一千九百三十一年のシムラ規則は、(iv)の規定に基づいて制定する規則が効力を生ずるまで、当事国の間で引き続き効力を有する。

第四規則 救命艇、救命い 器の迅速な利用

船における救命艇、救命いかだ及び救命浮

船里以内を航行するものは文し
きる。

この章の要件を免除することがで

(1) 大きいときは、この法則の適用によつて得た人員数は、その數の人員が救命胴衣を着用して乗組した救命艇を浮かべる試験で満足な結果を得るまで、四フィート（又は百二十二センチメートル）と救命艇の実際の深さとの比に応じて減少しなければならない。

主管庁は、非常にやせた船首尾を有する救命艇及び非常に肥えた形状の救命艇に許容する人員数について、適當な方式によつて制限を加えなければならない。

主管庁は、長さ、幅及び深さの相乗積に〇・六を乗じたものに等しい容積を、それが前記の方法によつて得た容積より大きな容積とならないことが明らかであるときは、木板製救命艇の容積として指定することができる。この場合には、救命艇の寸法は、次の方法で測るものとする。

長さ　長さ　外板の外面と船首材との交点から船尾材の相当点まで又は方形船尾の救命艇の場合には船尾横板の後面まで測る。

幅　救命艇の幅が最大である箇所において外板の内面でキールから舷端まで測る。ただし、容積の計算に用いる深さは、いかなる場合にも幅の四十五パーセントをこえてはならない。

深さ　長さの中央において外板の内面でキールから舷端まで測る。ただし、容積の計算に用いる深さは、いかなる場合にも幅の四十五パーセントをこえてはならない。

すべての場合に、船舶所有者は、救命艇の容積を正確な計測に

(b) 発動機付救命艇又は他の推進装置を取り付けた救命艇の容積は、発動機及びその附屬品又は他の推進装置の装置箱並びに、備え付けている場合には、無線電信設備、探照燈及びこれらの附屬品の占める容積に等しい容積を総容積から控除して求めるものとする。

(a) 旅客船においては、この章の第九規則の要件に適合する発動機付救命艇を各艘に少なくとも一隻備えなければならない。

もつとも、輸送を認められた人員及び船員の总数が三十人をこえない旅客船については、この発動機付救命艇一隻のみが要求される。

(b) 総トン数千六百トン以上の貨物船（タンカー、艀工船として使用される船舶、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶及び捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する人員を輸送する船舶を除く。）においては、この章の第九規則の要件に適合する少なくとも一隻の発動機付救命艇を備えなければならない。

(c) 総トン数千六百トン以上のタンカーにおいて、艀工船として使用される船舶において、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶において、及び捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する人員を輸送する船舶においては、この章の第九規則の要件に適合する発動機付救命艇を各艘に少なくとも一隻備えなければならない。

(ii) 荒天状態における操作を確保するため機関及び附風品を適当に曲み、また、機関のケーリングを耐火性のものとしなければならない。後進のための装置を設けなければならない。

(iii) 人員及び艤装品を満載した場合に、平水における前進速力が次のとおりでなければならぬ。
 ① 旅客船、タンカー、漁工船として使用される船舶、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶及び捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する人員を輸送する船舶に積載することをこの章の第八規則の規定により要求される発動機付救命艇の場合は、少くとも六ノット
 ② その他の発動機付救命艇の場合には、少なくとも四ノット

ト

(b) 発動機付救命艇の内部浮体の容積は、機関及びその附風品並びに、備え付けている場合には、探照燈、無線電信設備及びその附属品をささえるため必要な内部浮体の容積が、機関及びその附風品並びに、備え付けている場合には、探照燈、無線電信設備及びその附風品を取り去つた場合にその救命艇に収容することができる追加の人員をささえるため一人当たり一立方フィート（又は〇・〇二八三立方メートル）の割合で必要とされる内部浮体の容積をこえるとき

は、そのこえる量を、この章の第五規則の規定により要求される容積に加えたものでなければならぬ。

第十規則 発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の仕様

(a) 推進装置は、承認された型式のものでなければならない。かつ、救命艇が水上におろされたときに船側から迅速に離れることができ。

及び荒天状態において針路を保つことができるよう、十分な力量を有しなければならない。装置は、人力で操作されるときは、使用に慣れない者でも操作することができる、かつ、救命艇の浸水の場合においても操作することができなければならぬ。

(b) 推進装置には、その作動中いつでも舵手が救命艇を後進させることができる装置を取り付けなければならない。

(c) 発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の内部浮体の容積は、推進装置の重量を補うために増加しなければならない。

第十一規則 救命艇の艤装品

(a) 各救命艇の標準艤装品は、次のものから成る。

(i) 浮きさる予備オール二本、浮きさるかじ取りオール一本、索又は鎖で救命艇に取り付けたトーナー

- | | | | | |
|---|---|-------------------------------|--------------------------------------|---|
| (ii) びボート・フック一本 | 動弁を取り付けるときは、栓を要しない。あくまでも一個及び承認された材料のバケツ二個 | 救命艇に取り付けたかじ一個及びチラー一個 | 救命艇に取り付けたかじ一個 | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xiii) 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 十二時間分の油を有するランプ一個及び水密容器に入れた適當なマッシュ二箱 | 救命艇の両端に、手おの各一枚つきした鋼線支索及び帆命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xiv) 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xv) 十分な長さのもやい網二筋 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xvi) (居間用)二個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xvii) 枚 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (b) 主管庁が、(a)(vi)、(xi)、(xix)、(xx)及 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (c) の省略を認めることができる。 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (d) (2)の規定にかかるわらず、発動機付救命艇その他の承認された機械 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (e) 電球一個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xviii) モールス符号の信号に適した水密電気燈一個並びに水密容器に入れた予備電池一組及び予備電球一個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xix) 承認された型式の日光信号鏡一個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xx) 切り付きのジャック・ナイフ一個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxi) 軽い浮きうる投げ索二筋 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxii) (xxiii) | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxiv) 小さい艦装品を入れるために見 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxv) 适当的な箱一個 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxvi) 第五章第十六規則に規定する | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (xxvii) 救命信号の説明表一部 | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |
| (a) この章の第十四規則及び第四章第十一規則の規定に適合する無線電信設備を取り付けた発動機付救命艇を各舷に積載した船舶を除くほか、すべての船舶は、第四章第十三規則に定める要件に適合する | 夜光の又は適當な照明装置を取り付けたビナクルに入れた効果的なユンバス一個 | 救命艇の外周に取り付けた救命索一筋 | 救命艇に積載することを認められた人員一人当たり六パイン又は二以上のマスト | 救命艇に積載することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの。この食糧は、水密容器に格納された気密容器に入れておかなければならぬ。 |

命用の端艇及びいかだのための認された持運び式無線装置を備えなければならない。この装置は、非常の際に救命艇のいづれか隻に運ぶことができるよう、図室その他の適当な位置にまで保管しなければならない。ただ、救命艇を船舶の中央部及び船部に積載している総トン数三千ノン以上のタンカーにおいては、船舶の主送信機から最も離れた救難艇の近くに保管しなければならない。

主管庁が救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置が必要であると認める程度の期間の航海に従事する船舶の場合には、主管庁は、その装置の省略を認めることができる。

(ii) 前記の船舶において総乗船者数が千五百人以上であるときは、このような無線電信設備は、この章の第八規則の規定によりその船舶に積載することを要求されるすべての発動機付救命艇に取り付けなければならぬ。

(b) 無線設備は、設備及びその使用者の双方を収容するため十分な大きさのキャビンに備え付けなければならない。

(c) 配置は、電池が充電中であるかどうかを問わず、送信機及び受信機の効果的な操作が作動中の機関によつて妨害されることがないようにならなければならない。

(d) 無線用電池は、機関始動用電動機又は点火装置への電力の供給に使用してはならない。

(e) 発動機付救命艇の機関は、無線用電池の再充電のため及びその他の用途に供するための発電機を備えなければならない。

(f) 旅客船においてはこの章の第八規則(a)の規定により、艤工船、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶及び捕鯨、魚類加工の規定により積載することを要求される各発動機付救命艇には、探照燈を取り付けなければならない。

(g) 探照燈は、少なくとも八十分の燃焼時間において約六十フィート(又は十八メートル)の幅の明るい色の物体を合計六時間有効に照らし、かつ、少なくとも三時間連続して使用することができなければならぬ。

第十五規則 膨脹式救命いかだの要件

(a) 各膨脹式救命いかだは、完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定であるように造らなければならない。

(b) 救命いかだは、六十フィート(又は十八メートル)の高さから水上に投下した場合に救命いかだ及びその艦装品が損傷しないようにならなければならない。

(c) 救命いかだの構造は、救命いかだが膨脹した場合に自動的に展張する天幕を含むものでなければならない。この天幕は、暴露による傷害から乗員を保護することができなければならず、かつ、雨水を集めれる装置を備えなければならない。天幕の頂部には、海水電池を電源とする燈を取り付け、かつ、救命いかだの内部にも、同様の燈を取り付けなければならない。救命いかだの天幕は、非常に見やすい色のものでなければならない。

(d) 救命いかだには、もやい網を取り付け、かつ、その外周に救命索を確実に取り付けなければならない。救命索は、救命いかだの内周にも取り付けなければならない。

(e) 救命いかだは、上下をさかさまにして膨脹した場合に一人の力で容易に反転させることができるものでもなければならぬ。

(f) 救命いかだには、水中の人があじ登ることができるよう、効果的な装置を各入口に取り付けなければならぬ。

第十六規則 固型救命いかだの要件

(g) 救命いかだは、海上において遭遇する状態におけるはげしい摩耗に耐えられるように造られた袋その他他の容器に格納しなければならない。袋その他の容器内にある救命いかだは、そのままの状態で浮ききらるものでなければならない。

(h) 救命いかだの浮力は、個数の独立した気室(その半数で救命いかだに収容することを認められた人員を水面上にささえることができる)に区分することにより、又は他の同等に効果的な方法により、いかだが損傷してもその一部が膨脹しない場合にも適度の浮力の余裕があることを確保するように配置しなければならない。

(i) 救命いかだ、その袋その他の容器及び艦装品の総重量は、四百ポンド(又は百八十キログラム)をこえてはならない。

(j) 膨脹式救命いかだに収容すると認められる人員数は、次の数のうちいかだが小さい方に等しいものとする。

(k) 膨脅した場合に主気室(この目的のために、支柱又は取り付けられている場合には、又は二以上のスオートを含めてはならない)の立方フィートで測つた容積を三・四(又は立方デシメートルで測つた容積を九十六)で除して得た最大整数

(l) の距離において約六十フィート(又は十八メートル)の幅の明るい色の物体を合計六時間有効に照らし、かつ、少なくとも三時間連続して使用することができなければならぬ。

第十七規則 救命いかだの床

(m) 救命いかだは、乗員に対して無害な気体で膨脹されなければならない。膨脹は、索を引くことその他の簡単かつ効果的な方法により、自動的に行なわれなければならない。この章の第十七規則の規定により要求される充氣ポンプ又はふいごを圧力の維持のために同様に簡単に構成された装置を備えなければならない。

(n) 救命いかだは、承認された材料及び構造のものでなければならない。あらゆる海面状態において水上で三十日間の暴露に耐えられるようにならなければならない。

(o) (j)の規定に従つて計算された積載能力が六人より少ない救命いかだは、承認してはならない。(j)の規定に従つて計算される膨脹式救命いかだに収容することを承認される最大人員数は、主管庁が定めるものとするが、いかなる場合にも二十五人をこえてはならない。

(p) 救命いかだは、華氏百五十度から華氏零下二十二度まで(又は摄氏六十六度から摄氏零下三十度まで)の範囲の温度を通じて使用す

ることができなければならない。

(q) 救命いかだは、非常の際に迅速に利用しうるように格納しなければならない。

第十八規則 固型救命いかだの側面

(r) 救命いかだの側面は、救命いかだがいざれの側を上にして浮いている場合にも容易に利用しうるよう格納しなければならない。

(s) 旅客船に積載される救命いかだ及びその艦装品の総重量は、四百ポンド(又は百八十キログラム)をこえてはならない。貨物船に積

載される救命いかだは、それらを船舶の両舷から進水させることができると、又は機械的に水上に投下する装置が設けられているときは、四百ポンド(又は百八十キログラム)をこえることができると、

(f) 救命いかだは、いずれの側を上にして浮いている場合にも、常時有効かつ安定でなければならぬ。

(g) 救命いかだは、積載することを認められた各人につき少なくとも三・四立方フィート(又は九十六立方デシメートル)の空気箱又は同等の浮体を有しなければならず、それらは、できる限りいかだの外側に近く配置しなければならない。

(h) 救命いかだには、もやい網を取り付け、かつ、その外周に救命索を確実に取り付けなければならない。救命索は、いかだの内周にも取り付けなければならない。

(i) 救命いかだには、水中の人人がよじ登ることができるよう、効果的な装置を各入口に取り付けなければならない。

(j) 救命いかだは、油又は油製品により影響を受けないように造らなければならぬ。

(k) 救命いかだは、浮きうる電池式のものとされる。

(l) 救命いかだには、これを容易に取り付けができるようにする装置を取り付けなければならない。

(m) 救命いかだは、船の沈没に際して自然に浮くように格納しなければならない。

第十七規則 膨脹式救命いかだ及び固型救命いかだの標準艦装備

(a) 各救命いかだの標準艦装備は、三十メートルの浮きうる索に結びつけられた浮輪一個。

(i) 少なくとも百フィート(又は十二人以下の人員を収容することを認められた救命いかだには、ナイフ一個及びあかくみ一個、十三人以上の人員を収容することを認められた救命いかだには、ナイフ二個及びあかくみ二個)

(ii) スポンジ二個

(iii) シー・アンカ一ヶ。

(iv) かい二本

(v) 気室の破損を修理するための修理用具一式

(vi) この章の第十六規則の規定に適合する救命いかだの場合を除くほか、充氣ポンプ又はふいご一個

(vii) 応急医療具一式

(viii) かん切り三個

(ix) 水密容器を入れた承認された水密電気燈一個並びに水密容器に入れた予備電池一組及び予備電球一個

(x) さびない目盛付コップ一個

(xi) モールス符号の信号に適した定める艦装備と(a)(iii)及び(xiv)に定める艦装備の半数とを備え、残りの個

第十八規則 救命いかだの手用信号

(xvi) 承認された型式の落下傘付信号二個

(xvii) 救命いかだに収容することを認められた各人のための食糧で主管庁が定めるもの

(xviii) 救命いかだに収容することを認められた人員一人当たり三ペイント(又は一・五リットル)の清水を入れた水密容器。このうち一人当たり一ペイント(又は〇・五リットル)の清水は、同量の清水を供給しうる適當な海水脱塩装置をもつて替えることができる。

(xix) 救命いかだ内で生存することを認められた各人につき六錠の船酔い薬

(xx) 救命信号の説明表一部

(a) 主管庁が(a)に定めるすべての品目を備えることが不要であると認める程度の期間の短時間航行に従事する旅客船の場合には、主管庁は、その船舶に積載される救命いかだの数の六分の一より少なくない又は二以上の救命いかだがない又は二以上の救命いかだに少くとも一個のはしごを備えることを条件として、承認された装置をもつて前記のはしごに替えることを許可することができる。

(i) 進水準備中の及び進水過程においては、主管庁は、各船に從事する人員を輸送する船舶においては、主管庁は、各船に捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する人員を輸送する船舶においては、主管庁は、各船に

第十九規則 救命艇及び救命いかだへの乗込み

(a) 救命艇への乗艇のため、次のものとある。主管庁は、実行可能かつ合理的である限り、救命いかだを積載している船舶の船員が救命いかだの進水及び使用について訓練されていることを確保するために措置を執らなければならぬ。

(b) 救命艇及び救命いかだへの乗込みを容易にするため十分な数のを含む適當な装置を備えなければならない。

(c) 水上にある救命いかだへの乗込みを容易にするため十分な数のはしご。ただし、旅客船、漁工船として使用される船舶又はかん詰加工に従事する工船として使用される船舶、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶及び捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する人員を輸送する船舶においては、主管庁は、承認された装置をもつて前記のはしごの一部又は全部に替えることを許可することができる。

(d) 救命艇への乗艇のため、次のものとある。主管庁は、承認された装置をもつて前記のはしごの一部又は全部に替えることを許可することができる。

(e) 救命いかだへの乗込み

(i) 船舶がまさに放棄されようとしていることを旅客及び船員に警報する装置

(ii) 承認された進水装置が設けられていない救命いかだの場合には、その積付場所を照明する装置

(iii) 船舶がまさに放棄されようとしていることを旅客及び船員に警報する装置

(iv) 定められた進水場所にある救命いかだ(承認された進水装置に

(v) つり下げられた救命いかだを含

(a) 救命艇には、その寸法及び積載することを認められた人員数を明白なかつ消えない文字で標示しなければならない。救命艇が属する船舶の船名及び船籍両側に書き入れなければならぬ。

(b) 救命浮器には、同様の方法で人員数を標示しなければならない。

(c) 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命いかだを格納する袋又は容器には同様の方法で人員数を標示しなければならない。各膨脹式救命いかだには、その所有者を確認することがができるよう、製造番号及び製造者名を標示しなければならない。

(d) 各固型救命いかだには、それを積載する船舶の船名及び船籍並びに積載することを認められた人員数を標示しなければならない。

(e) いかなる救命艇、救命いかだ又は救命浮器にも、この章に定める方法で得た数をこえる人員数を標示してはならない。

第二十一規則 救命浮環の仕様

(a) 救命浮環は、次の要件を満たさなければならない。

(i) 固形コルクその他の同等の材料のものでなければならない。

(ii) 少なくとも三十二ポンド(又は十四・五キログラム)の鉄片を淡水で二十四時間ささえることで、かつ、各気室によ

(iii) とができなければならない。

(iv) 油又は油製品により影響を受けてはならない。

(v) 非常に見やすい色のものでなければならぬ。

(vi) 積載する船舶の船名及び船籍港をブロック字体で標示しなければならない。

(b) 煙心草、コルク若しくは粒状コルク若しくはその他の散粒状物質を詰めた救命浮環又は膨脹させることを要する気室によつて浮力を得る救命浮環は、禁止する。

(c) プラスチックその他の合成材料で作られた救命浮環は、海水若しくは油製品に接して、又は外洋航海において常に遭遇する温度若しくは天候の変化の下で、その浮揚性及び耐久性を保つことができない。

(d) 救命浮環には、つかみ網を確実に取り付けなければならない。船舶の各舷の少なくとも一個の救命浮環には、長さが少なくとも十五ひろ又は二十七・五メートルのひろ又は二十七・五メートルの浮きうる救命索を取り付けなければならない。

(e) 旅客船の場合には、総数の二分の一以上の救命浮環に、かつ、いかなる場合にも六個以上の救命浮環に、貨物船の場合には、総数の少なくとも二分の一の救命浮環に、効果的な自己点火燈を備えなければならない。

(f) (e)の規定により要求される自己点火燈は、水で消えないものでなければならない。自己点火燈は、少なとも十五キログラムの鉄片を淡水で二十四時間ささえることで、かつ、各気室によ

(g) すべての救命浮環は、乗船者が容易に近づきうるように配置しなければならない。(e)の規定に従つて自己点火燈を備える救命浮環のうち少なくとも二個は、非常に見やすい色の煙を少なくとも十五分間発する能力を有する効果的な自己発煙信号を備えなければならない。

(h) 救命浮環は、いつでもすみやかに取りはずすことができるようにしておかなればならず、いかなる方法によるかを問わず恒久的に定着してはならない。

第二十二規則 救命胴衣

(a) 船舶は、承認された型式の救命胴衣を各乗船者につき一個積載しなければならない。

(b) 旅客船の場合には、総数の二分の二の救命胴衣が小児の使用に適しないときは、十分な数の小児用救命胴衣を積載しなければならない。

(c) 船舶は、承認された箇をひもで確実に取り付けなければならない。

(d) 膨脹により浮力が得られる救命胴衣は、旅客船及びタンカー以外のすべての船舶の船員の使用に充てるために、次のことを条件として許可することができる。

(e) 二個の独立した気室を有し、その両気室により三十三ポンド(又は十五キログラム)の鉄片を淡水中で二十四時間ささえることで、かつ、各気室によ

(f) 救命胴衣を積載しなければならない。

(g) 救命胴衣を積載しなければならない。

(h) 救命胴衣は、次のように構成されなければならない。

(i) 適正な工作法及び材料で造らなければならぬ。

(j) 十六・五ポンド(又は七・五キログラム)の鉄片を淡水中で二十四時間ささえることができない。

(k) 製作された型式の救命胴衣は、承認された型式の救命胴衣と同様にさえることができる。

(l) 機械及び口のいずれによつても膨脹させることができること。

(m) 一個の気室が膨脹しない場合にも、(c)(i)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)、(vii)及び(viii)の要件に適合する。

(n) 救命胴衣は、容易に近づきうる。ただし、裏返しに着用する限り除くように危険をできる限り除くようにすればならない。

(o) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(p) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(q) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(r) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(s) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(t) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(u) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(v) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(w) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(x) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(y) 乗船者が、この限りで造らなければならない。

(z) 乗船者が、この限りで裏返しに着用することができない。

(a) 船舶は、主管庁が十分と認める昼間用及び夜間用の有効な遭難信号(高空中で明るい赤色光を発する少なくとも十二個の落下傘付信号を含む)の素発射器を積載しなければならない。

(b) この発射器は、素を合理的な正確さで二百五十ヤード(又は三百三十メートル)以上運ぶことができる。

(c) 船舶は、承認された型式の救命索発射器を積載しなければならない。

(d) 船舶は、承認された型式の救命索発射器を積載しなければならない。

(e) 救命胴衣は、承認された箇をひもで確実に取り付けなければならない。

(f) 膨脹により浮力が得られる救命胴衣は、旅客船及びタンカー以外のすべての船舶の船員の使用に充てるために、次のことを条件として許可することができる。

(g) 二個の独立した気室を有し、その両気室により三十三ポンド(又は十五キログラム)の鉄片を淡水中で二十四時間ささえることで、かつ、各気室によ

(h) 非常の際に受け持つべき特別任務は、各船員に割り当てなければならない。

(i) 非常配備表及び非常措置表

- (b) 非常配備表には、すべての特別任務を掲げ、かつ、特に各船員がつくべき部署及び遂行すべき任務を示さなければならない。
- (c) 非常配備表は、船舶の発航前に作成しなければならない。その写しは、船内の数箇所に、特に船員室に掲示しなければならない。
- (d) 非常配備表には、次の事項につき、それぞれの船員に割り当てられた任務を掲げなければならない。
- (i) 水密戸、弁及び排水管、灰捨て筒及び防火戸の閉鎖装置の閉鎖
- (ii) 救命艇（救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置を含む。）その他の救命設備の艦装
- (iii) 救命艇の進水
- (iv) 他の救命設備の一級準備
- (v) 旅客の招集
- (vi) 消火
- (e) 非常配備表には、非常の際に旅客に關して事務部員に割り当てられる各種の任務を掲げなければならない。この任務は、次の事項を含むものとする。
- (i) 旅客に対する警報
- (ii) 旅客が適当に着衣し、かつ、救命胴衣を正しく着用したことの確認
- (iii) 招集場所における旅客の整理
- (iv) 統制
- (v) 毛布が救命艇に持ち込まれることの確保

- (f) 非常配備表は、すべての船員をその端艇、救命いかだ及び消火部署に招集するための明白な信号を指定し、かつ、これらの信号の完全な詳細を明示しなければならない。これらの信号は、汽笛又はサレンにより行なわなければならず、短国際航海に從事する旅客船及び長さ百五十フィート（又は四十五・七メートル）未満の貨物船の場合は、汽笛又はサレンにより行なわなければならぬ。電気式の他の信号によつて補足しなければならない。これらすべての信号は、船橋から操作することができなければならない。
- 第二十六規則 招集及び訓練
- (a) (i) 旅客船においては、実行可能なときは、端艇訓練及び消防訓練のための船員の招集を一週間ごとに行なわなければならない。
- (ii) 短国際航海以外の国際航海において最後の発航港を出るときは、この招集を行なわなければならない。
- (b) 旅客船においては、端艇訓練を行なわなければならない。
- (c) 逐次の端艇訓練においては、異なる組の救命艇を順番に使用しなければならず、各救命艇は、少なくとも四箇月ごとに、振り出し、実行可能かつ合理的であるときはおろさなければならぬ。招集及び検査は、船員が遂行すべき任務（救命いかだが積載される場合に）はその取扱い及び操作に関する指導を十分に理解し、かつ、習熟するように取り計らわなければならない。
- (d) 旅客を招集場所に集めるための確認は、汽笛又はサレンの連続する短音七回以上及びこれに続く長音一回とする。この信号は、旅客船においては、短国際航海に従事するもの場合には、二十四時間以内に行なわなければならない。
- (e) 船員が完全であることを確保するため点検を行なわなければならない。
- (f) 招集を行なった日は、主管庁が定める航海日誌に記録しなければならない。また、いずれかの月（旅客船の場合）又はいずれかの月（貨物船の場合）に招集の全部又は一部が行なわれなかつたときは、事情及び行なつた招集の程度を記入しなければならない。貨物船における端艇の艦装品の点検報告は、航海日誌に記入しなければならず、さらに、救命艇を(c)の規定に従つて振り出し、及びおろした場合には、その旨を記録しなければならない。

- 第二十七規則 救命艇、救命浮器及び救命浮力装置
- (a) 旅客船は、非常の際に用いるため、ダビットに取り付けた二隻の端艇（各艇に一隻ずつとする。）を積載しなければならない。これらの端艇は、承認された型式のものでなければならず、長さが二十八フィート（又は八・五メートル）以下でなければならない。これらの端艇は、この章の救命艇の要件に完全に適合するときは、(b)及び(c)の規定の適用上計算に入れることができ、また、さらに第九規則及び適当な場合には第十四規則の要件に完全に適合するときは、第八規則の規定の適用上計算に入れることができる。これらの端艇は、船舶が海上にある間、直ちに使用しうるようにしておかなければならぬ。救命艇の舷側に取り付けられた装置によつて第二十九規則(b)の要件が満たされている船舶においては、その装置は、この第二十七規則の要件を満たすため備える二隻の端艇には取り付けることを要しない。
- (b) 短国際航海以外の国際航海に従事する旅客船は、次のものと積載しなければならない。
- (i) 各般に、総乗船者数の半数を収容する合計能力の救命艇
- (ii) 総乗船者数の二十五パーセントを収容するため十分な救命艇を各舷に備えることを条件として、救命艇の代わりに、それと同じ合計能力の救命いかだを積載することを許可することができる。

- (a) 旅客船は、非常の際に用いるため、ダビットに取り付けた二隻の端艇（各艇に一隻ずつとする。）を積載しなければならない。これらの端艇は、承認された型式のものでなければならず、長さが二十八フィート（又は八・五メートル）以下でなければならない。これらの端艇は、この章の救命艇の要件に完全に適合するときは、(b)及び(c)の規定の適用上計算に入れることができ、また、さらに第九規則及び適当な場合には第十四規則の要件に完全に適合するときは、第八規則の規定の適用上計算に入れることができる。これらの端艇は、船舶が海上にある間、直ちに使用しうるようにしておかなければならぬ。各組のダビットには、一隻の救命艇を取り付けなければならず、これらの救命艇は、少くとも、C欄で要求される最小容積又は総乗船者を収容するため必要な容積がこれより小さいときはその容積を有しなければならない。
- (b) 短国際航海に従事する旅客船は、長さに応じて、この章の第二十八規則の表のA欄に定める組数のダビットを備えなければならぬ。各組のダビットには、一隻の救命艇を取り付けなければならず、これらの救命艇は、

- (c) (i) 短国際航海に従事する旅客船は、長さに応じて、この章の第二十八規則の表のA欄に定める組数のダビットを備えなければならぬ。各組のダビットには、一隻の救命艇を取り付けなければならず、これらの救命艇は、
- (ii) 各般に、総乗船者数の半数を収容する合計能力の救命艇
- (iii) 総乗船者数の二十五パーセントを収容するため十分な救命艇を各舷に備えることを条件として、救命艇の代わりに、それと同じ合計能力の救命いかだを積載することを許可することができる。

もつとも、主管庁は、短国際航海に従事する旅客船に第二十八規則の表のA欄で要求される組数のダビットを備えることが実行不可能又は不合理であると認める場合には、例外的な状況において、一層少ない組数のダビットを備えることを認めることができる。ただし、この組数は、表のB欄に定める最小数よりも少なくてはならず、かつ、当該船舶の救命艇の合計容積は、少なくとも、C欄で要求される最小容積又は総乗船者を収容するため必要な容積がこれより小さいときはその容積に等しいものとする。

(ii) このように備えた救命艇が総乗船者を収容するため十分でないときは、救命艇及び救命いかだが総乗船者を収容するため十分となるよう、ダビットに取り付けた追加の救命艇又は救命いかだを備えなければならない。

(iii) (iii)の規定にかかわらず、短国際航海に従事する船舶においては、輸送人員数は、(i)及び(ii)の規定に従つて備えられる救命艇の合計能力をこえてはならない。ただし、主管庁が交通量により必要と認める場合において、当該船舶が第二章第一規則(d)の規定に適合しているときは、この限りでない。

(iv) 主管庁は、(iii)の規定に基づき救命艇の収容能力をこえる数の人員の輸送を許可し、かつ、(ii)の規定に従つて積載する救命いかだを積み付けることを実行不

(1) 救命艇の数は、長さ百九十九フィート（又は五十八メートル）以上の船舶の場合には、四隻より少なくてはならず（各舷にその二隻ずつを積載するものとする。）、長さ百九十九フィート（又は五十八メートル）未満の船舶の場合には、二隻より少なくてはならず（各舷にその一隻ずつを積載するものとする。）、また、

(2) 救命艇及び救命いかだの数は、常に總乗船者数を収容するため十分でなければならぬ。

(v) 短国際航海に従事する各旅客船は、(c)の規定により要求される救命艇及び救命いかだのはかに、その船舶に積載される救命艇に収容される人員總数の十パーセントを収容するため十分な救命いかだを備えなければならぬ。

(vi) 短国際航海に従事する各旅客船は、また、總乗船者数の少なくとも五パーセントに対する救命浮器を積載しなければならない。

(vii) 主管庁は、短国際航海の証書を有する個々の船舶又はある種類の船舶が第二章第一規則(d)の規定に適合している場合において、乗船者数の七十五パーセントを収容する救命艇を積載し、その他(c)の規定に適合しているときは、それらの船舶に対

すことができる強さのものでなければならぬ。

な環又は長環を取り付けなければならぬ。

な環又は長環を取り付けなければならぬ。

ならない。この承認された進水装置は、実行可能な限り船舶の各舷に同数配置しなければならぬ。もつとも、この装置は、この章の第二十七規則(b)(ii)の規定により総乗船者数の二十五パーセントのために横載することを要求される追加の救命いかだに対しては備えることを要しないが、同規定に従つて横載する各救命いかだは、船舶に承認された進水装置が備えられていないが、同規定に従つて横載する各救命いかだは、船舶に承認された進水装置が備えられていればならない。

第二十九規則 救命艇、救 命いかだ及び 救命浮器

の積付け及 び取扱い

- (a) 救命艇及び救命いかだは、次のことを確保するような方法で、主管庁が十分と認めるように積み付けなければならない。(i) すべての救命艇及び救命いかだをできる限りの最短時間で、かつ、三十分をこえない時間で進水させることができること。
- (ii) 救命艇及び救命いかだ若しくは他の救命艇、救命いかだ若しくは救命浮器の迅速な取扱い、進水場所における乗船者の整理又はその乗込みをなんら妨害しないこと。
- (iii) 救命艇及び承認された進水装置を設けることを要求される救命いかだを、船舶の縦傾斜及びいずれの側への十五度の横傾斜と。
- (iv) 承認された進水装置を設けることを要求されない救命いかだも、水上におろすことができる。
- (b) 各救命艇は、それぞれ一組のダーピット、つり索、滑車その他傾斜という不利な状態においても、水上におろすことができる。
- (c) 救命艇は、下層の甲板における救命艇が上層の甲板に積み付けられ

- (d) 救命艇及び承認された進水装置を設けることを要求される救命いかだは、船舶の船首部に置いてはならない。これらの救命艇及び救命いかだは、プロペラからの距離及び船尾の著しい突出部特に考慮して、安全な進水が確保されるような位置に積み付けなければならない。
- (e) ダーピットは、承認された設計のものでなければならず、主管庁が十分と認めるように適当に設置しなければならない。ダーピットは、それに取り付けられた救命艇を安全におろすことができるように、一又は二以上の甲板に配置しなければならない。
- (f) ダーピットは、次のものでなければならない。

- (i) 振出し状態において二・二五トン(又は二千三百キログラム)をこえない重さの救命艇の操作のためには、ラッフィング型又は重力型のもの。
- (ii) 振出し状態において二・二五トン(又は二千三百キログラム)をこえない重さの救命艇の操作のためには、ラッフィング型又は重力型のもの。
- (g) 各救命艇は、そのすべての装置は、船舶のいずれの側への十五度の横傾斜という不利な状態においても、水上におろすことができる。

- (h) 各救命艇は、それぞれ一組のダーピット、つり索、滑車その他傾斜という不利な状態においても、水上におろすことができる。
- (i) 各救命艇は、そのすべての装置は、船舶のいずれの側への十五度の横傾斜及び十度の縦傾斜の場合にも、救命艇を進水装置を備えなければならない。これは、船舶が最小航海喫水においていずれの側に十五度横傾斜した場合にも水面に達するため十分な長さのものでなければならない。つり索の下部滑車には、承認された型式の離脱装置を備えない限り、

- (j) 救命艇を船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗艇することができるよう、他の適当な装置を備えなければならない。
- (k) 救命艇及びこの章の第二十七規則の規定により要求される非常端艇は、ワイヤ・ロープのつり索及び承認された型式のウインチによつて取り扱わなければならない。これらのウインチは、非常端艇の場合は、これらの端艇を迅速に揚収することができねばならぬ。例外的に、主管庁は、マニラ・ロープのつり索又は他の承認された材料のつり索を許容することができる。
- (l) 短国際航海以外の国際航海に従事する旅客船でこの章の第二十七規則(b)(i)の規定に従つて救命艇及び救命いかだを積載するものにあつては、救命艇との合計能力が総乗船者を収容するに足りるものであることを同規定に従つて要求される救命いかだに認められた数の人員を積載したまま当該装置により静穏な状態において三十分以内に水上におろすことができると主管庁が認める数をこえてはならない。

第三十規則 甲板、救命 艇、救命いか だ等の照明

- (1) 旅客船の各部分、特に救命艇及び救命いかだを積み付ける甲板における安全のためのすべての要件を満たすため十分な電気照明装置又は同等の照明装置を備えなければならない。第二章第二十五規則の規定により要求される自己起電の非常電源は、必要な場

より少なくなく、かつ、少なくとも救命艇についてこの章の規定により要求される浮力を積載することを許可する」とができる。

(ii) 魚工船として使用される各船

舶、魚類加工船又はかん詰工船として使用される各船舶及び捕鯨、

魚類加工又はかん詰加工に従事

する人員を輸送する各船舶は、

非常の際に用いるため、二隻の

端艇(各艇に一隻ずつとする。)を

積載しなければならない。これ

らの端艇は、承認された型式の

ものでなければならず、長さが

二十八フィート(又は八・五

メートル)以下でなければなら

ない。これらの端艇は、この章

の救命艇の要件に完全に適合す

るときは、(i)の規定の適用上計

算に入れることができ、また、

さらに第九規則及び適當な場合

には第十四規則の要件に適合す

るときは、第八規則の規定の適

用上計算に入れることができ

る。これらの端艇は、船舶が海

上にある間、直ちに使用しらる

ようにしておかなければならな

い。救命艇の舷側に取り付けた

装置によつて第三十六規則(g)の

要件が満たされている船舶にお

いては、その装置は、この第三

十五規則の要件を満たすため備

える二隻の端艇に取り付けるこ

とを要しない。

(c) 総トン数三千トン以上の各タン

カーは、四隻以上の救命艇を積載

しなければならない。二隻の救命

艇は船尾部に、他の二隻は中央部に積載しなければならず、中央部に船楼のないタンカーにおいては、すべての救命艇は、船尾部に積載しなければならない。もつとも、中央部に船楼のないタンカーの場合において四隻の救命艇を船尾部に積載することが実行不可能であるときは、主管庁は、その代わりに、各艇に一隻の救命艇を船尾部に積載することを許可することができる。この場合には、

(i) これらの各救命艇は、長さが二十六フィート(又は八メートル)をこえてはならず、

(ii) これらの各救命艇は、実行可

能な限り前方に、少なくとも救命

艇の後端が救命艇の長さの一・

五倍プロペラの前方にあるよ

うに積み付けなければならない、

各救命艇は、安全かつ実行可

能な限り海面に近く積み付けな

ければならず、また、

(iv) 貨物船においては、救命艇の

要件を満たすため十分な救命

艇を収容するため十分な救命

艇を積載しなければならない。

(iii) 第三十六規則ダビット及

び進水装置

命いかだは、主管庁が十分と認める

ように積み付けなければならない。

(b) 各救命艇は、それぞれ一組のダ

ビットに取り付けなければならない。

(c) 救命艇及び承認された進水装置

を設けることを要求される救命艇は、船舶の船首部に置いては

ならない。これらの救命艇及び救命いかだは、船舶の垂直な舷側を進水しうることを実行可能な限り確保するため、プロペラからの距離及び船尾の著しい突出部を特に考慮して、安全な進水が確保されるような位置に積み付けなければならない。

(d) ダビットは、承認された設計のものでなければならず、主管庁が十分と認めるように適当に設置しなければならない。

(e) 総トン数千六百トン以上のタン

カー、魚工船として使用される船

舶、魚類加工船又はかん詰工船と

して使用される船舶及び捕鯨、魚

類加工又はかん詰加工に従事する

船舶においては、

人員を輸送する船舶においては、

すべてのダビットは、重力型のもの

でなければならない。その他の

船舶においては、ダビットは、次

のものでなければならない。

その他の船舶においては、ダビット

のものでなければならない。

(i) 振出し状態において二・二五

トン(又は二千三百キログラム)

をこえない重さの救命艇の操作

のためには、ラッピング型又

は重力型のもの

(ii) 振出し状態において二・二五

トン(又は二千三百キログラム)

をこえない重さの救命艇の操作

のためには、重力型のもの

(f) ダビット・スパンには、少なく

とも二筋の救命索を取り付けなければならず、つり索及び救命索

は、船舶が最小航海喫水において

いずれの側に十五度横傾斜した場

合にも水面に達するため十分な長

さのものでなければならない。つ

り索の下部滑車には、承認された

型式の離脱装置を備えない限り、

つりかぎに取り付けるための適当な環又は長環を取り付けなければならぬ。

(g) 十五度の横傾斜に対しても救命艇の揚取のため動力機械装置を取り付けける場合には、効果的な手動装置をも備えなければならぬ。ダビットが動力によるつり索の作用により揚取される場合には、ワイヤ・ロープのつり索又はダビットの過応力を避けるため、自動的に動力をとめる安全装置を取付ければならない。

(h) 救命艇を船側に引き寄せ、かつ、人員が安全に乗艇することができるようこれを持続するための装置を備えなければならない。

(i) 救命艇は、ワイヤ・ロープのつり索及び承認された型式のウインチによつて取り扱わなければならぬ。常端艇は、ワイヤ・ロープのつり索によって取り扱わなければならぬ。常端艇の場合は、非常端艇の場合は、これらは、非常端艇を迅速に揚取することができなければならぬ。例外的に、主管庁は、マニラ・ロープのつり索又は他の索又は他の端艇を迅速に揚取することができなければならぬ。例外的に、主管庁は、マニラ・ロープのつり索又は他の承認された材料のつり索で十分であると認める場合には、ウインチによつて取り扱うことを要求される。ただし、非常端艇は、これらの端艇を迅速に揚取しなければならない。

(j) 救命艇を、同時にできる必要はないがすみやかに、取りはずすための措置を執らなければならぬ。救命艇をつり索に取り付ける位置は、救命艇をおろしていく時に安定性を確保するよう舷端より上の高さになければならない。

(k) 救命艇の揚取のため動力機械装置を取り付けける場合には、効果的な手動装置をも備えなければならぬ。ダビットが動力によるつり索の作用により揚取される場合には、ワイヤ・ロープのつり索又はダビットの過応力を避けるため、自動的に動力をとめる安全装置を取付ければならない。

(l) 救命艇の揚取のため動力機械装置を取り付けける場合には、効果的な手動装置をも備えなければならぬ。ダビットが動力によるつり索の作用により揚取される場合には、ワイヤ・ロープのつり索又はダビットの過応力を避けるため、自動的に動力をとめる安全装置を取付ければならない。

(m) 魚工船として使用される船舶、魚類加工船又はかん詰工船として使用される船舶及び捕鯨、魚類加工又はかん詰加工に従事する船舶においては、これらの救命艇及び救命いかだは、主管庁が十分と認めるように適当に設置しなければならない。

(n) 第三十五規則(b)(1)の規定に従つて救命いかだを積載するものにあつては、これらの救命いかだのためにには承認された進水装置を備えることを要しないが、この章の第三十五規則(b)(1)(2)の規定に従つて救命いかだを積載するものにあつては、これらの救命いかだに認められた數の人員を積載します。これらを静穏な状態において三十分以内に、水上におろすため十分であると主管庁が認めるものでな

昭和三十八年三月二十二日 柴議院会議録第十六号(その一)

(d) 無線電信士は、この第六規則の規定によつて無線電信遭難周波数で聴守することを要求される時間においては、スピリット頭掛受話器又は拡声器により聴守するところが実行不可能である場合のみ、他の周波数で通信を行なつてゐる間又は他の重要な無線通信業務を行なつてゐる間、聴守を中止することができる。聴守は、無線電信遭難周波数で一日に少なからずとも合計八時間の聴守をしてしなければならない。もつとも、主管庁は、総トン数千六百トン以上三千五百トン未満の貨物船について、この条約の効力発生の日から三年間、一日に合計二時間以上に限定された聴守時間を認めることができる。

(ii) この章の第四規則の規定に基づいて無線電信局を備える総トン数三百トン以上千六百トン未満の各貨物船は、無線電信自動警報機を備えるときは、(d)の規定に従うことを条件として、海上にある間、頭掛受話器又は拡声器を使用する無線電信遭難周波数で主管庁が定める時間の聴守をしなければならない。もつとも、主管庁は、一日に少なくとも合計八時間の聴守を実行可能となるまではいつでも要求することが望ましいことを考慮しなければならない。

(e) 無線電信自動警急機を備えるすべての船舶においては、この無線電信自動警急機は、船舶が海上にづく聴守をしていないときはいつでも、及び方向探知業務を行なつてゐる間実行不可能なときはいつでも、作動させておかなければならぬ。

(f) この第六規則の規定により聴守時間（主管庁が決定するものを含む。）は、なるべく、無線通信規則で定める無線電信業務のための時間中に維持されなければならぬ。

(i) 取守を絶続することによって船舶の安全な航行が妨害されるような状態にあると船長が認め
る場合

(a) 無線電信局は、無線信号の適正な受信に対し外部の機械的雜音その他の雜音による有害な妨害が生じないような位置になければならぬ。局は、可能な最高度の安全性を確保することができるよう、常に、船舶における実行可能な限り高い位置になければならない。

(b) 無線電信室は、主無線電信設備及び補助無線電信設備を有効に操作するため十分な大きさのもので、かつ、適当に通風されるものでなければならず、無線電信局の運用を妨害するようないかなる目的にも使用してはならない。

(c) 少なくとも一人の無線通信士の睡眠場所は、実行可能な限り無線電信室に近接して置かなければならぬ。新船においては、この睡眠場所は、無線電信室内にあつてはならない。

(d) 無線電信室と船橋及び、もしあれば、操船する他の一の場所との間に、効果的な相互式の呼出し及び通話の装置で、船内の主通信系統から独立したものと備えなければならない。

(e) 無線電信設備は、水又は極端な温度の有害な影響から保護されねばならない。

(f) (イ) 五インチ（又は十二・五センチメートル）以上の文字板及び同心の秒針を有し、かつ、無線電信の業務について無線通信規則で定める沈黙時間を示す確実な時計を備えなければならない。この時計は、無線通信士が無線電信の操作位置及び無線電信自動警急機の試験位置から容易にかつ正確に文字板全体を見ることができるよう、無線電信室内の位置に、確実に取付けなければならない。

(g) 無線電信室内には、主無線電信設備及び補助無線電信設備の操作装置並びに(f)の規定により要求される時計を十分に照明するよう、恒久的に取り付けた電燈からなる確実な非常燈を備えなければならない。新設備においては、この燈は、この章の第九規則(a)(ii)の規定により要求される補助電源から給電されるときは、無線電信室の配置上不适当でない限り、無線電信室の主入口の近くに、及び無線電信操作位置に置いた双方で操作しうるスイッチにより操作しなければならない。これらのスイッチは、その目的を示すため明白に標示しなければならない。

(h) この章の第九規則(a)(iii)の規定により要求される補助電源から給電され、かつ、適当な長さの柔軟な導線を取り付けた電気検査燈又は、懐中電燈のいずれかを無線電信室

(i) 無線電信局は、海上にある間無線電信設備を効果的な使用状態に維持するための予備品、工具及び試験器具を備えなければならぬ。この試験器具は、交流電圧、直流電圧及び抵抗を測定するための器具を含むものとする。

(j) 別個の非常用の無線電信室があるときは、(d)、(e)、(f)、(g)及び(h)の要件は、これに適用する。

第九規則 無線電信設備

(a) この第九規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、主設備は、電気的に分離しがつ相互に電気的に独立した主設備及び補助設備を含まなければならない。

(b) 主設備は、主送信機、主受信機及び主電源を含まなければならぬ。

(c) 補助設備は、補助送信機、補助受信機及び補助電源を含まなければならぬ。

(d) 主空中線及び補助空中線を備え、かつ、取り付けなければならぬ。ただし、主管庁は、補助空中線の備付けが実行不可能又は不合理であると認めるときは、船舶に対してこの補助空中線の備付けの省略を認めることができると、この場合には、直ちに取り替えることができるよう完全に組み立てた適当な予備の空中線を備えなければならない。さらに、すべての場合に、適当な空中線を張ることができるよう、十分な空中線の備

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

げるいざれの追加の負荷に対しても給電することができなければならぬ。

(注) 補助電源が供給する電気的負荷を決定するため、次の式を手引として推奨する。

ヤーメン(マーク)の添削

電流消費量の $\frac{1}{2}$ +ヤーマン

(スペース)の添削電流消費量

(ii) 補助電源は、補助設備及び電動

であるときは(i)に定める緊急自動

電機装置に給電するため使用する

ものとする。補助電源は、また、

次のものに給電するために使用す

ることがである。

(iii) 無線電信自動警急機

この章の第八規則(i)に規定す

る非常燈

方向探知機

(iv) 送信から受信に及びその反対

に切り替えるための無線通信規

則で定めるすべての装置(i)の規

定を留保して、補助電源は、こ

の(i)に定める目的以外の目的に

使用してはならない。

(v) (iv)の規定にかかわらず、主管庁

は、貨物船においては、端艇甲板

上の非常照明のよくななく船舶の

上部に限られている少數の低電力

の非常回路に補助電源を使用する

ことを、必要なときは容易に接続

を断つことができる」と及び電源

が追加の負荷に対しても給電するた

め十分な容量を有することを条件

として、認めることができる。

(o) 補助電源及びその配電盤は、船

における実行可能な限り高い位

置になければならず、かつ、無線

通信士が容易に近づくことができ

なければならない。配電盤は、で

きる限り無線室内に置かなければ

ならない。無線室内にないとき

は、配電盤は、照明されることが

できるものでなければならない。

(p) 船舶が海上にある間、蓄電池

は、主設備の一部であると補助設

備の一部であるとを問わず、毎日

通常の完全充電の状態にしなけれ

ばならない。

(q) 船内の電気機器その他の機器か

らの無線妨害の原因をできる限り

除去し、及びこれらの無線妨害を

抑制するためのすべての措置を執

らなければならない。必要なとき

は、放送受信機に接続する空中線

が無線電信設備の効果的かつ正確

な作動に妨害とならないことを確

保するため措置を執らなければな

らない。新船の設計においては、

この要件について特別の注意を払

わなければならない。

(r) 無線電信警急信号を手送する裝

置のほかに、無線電信警急信号を

送信するためには、主設備及び補助設

備を電鍵操作することができる警

急自動無線電信電鍵装置を備えな

ければならない。この装置は、送信

機を直ちに手動で操作することが

できるように、いつでも電鍵操作

を停止させることができなければ

ならない。この電鍵装置は、電動

であるときは、補助電源により操

作することができなければならな

(s) 海上において、補助送信機は、通信に使用しないときは、適当な擬似空中線を使用して毎日試験し、また、補助空中線を備えているときはこれを使用して各航海中に少なくとも一回試験しなければならない。補助電源も、また、毎日試験しなければならない。補助電信設備も、また、毎日試験しなければならない。

(t) 無線電信設備の一部を構成するすべての装置は、確実なものでなければならず、かつ、維持のため容易に近づきうるようにならなければならぬ。

(u) この章の第四規則の規定にかかるわらず、主管庁は、総トン数千六百トン未満の貨物船の場合には、この章の第八規則及びこの第九規則のすべての要件の適用を緩和することはできる。ただし、いかなる場合にも、無線電信局の標準は、これに無線電話局についてこの章の第十四規則及び第十五規則に定める標準を用いる限り、これと同等の標準より低いものであつてはならない。特に、総トン数三百トン以上五百トン未満の貨物船の場合には、主管庁は、次のものを要求することを要しない。

(v) 補助受信機

(vi) 現存設備における補助電源

(vii) 振動による破壊を防ぐための主空中線の保護

(viii) 七十五海里をこえる送信機の通達距離

第十規則 無線電信自動警急機

(a) この条約の効力発生の日の後に備えるいかなる無線電信自動警急機も次の最小要件に適合しなければならない。

(i) いかなる種類の妨害もない場

合には、無線通信規則に従つて操作する海岸局送信機、船舶非

常送信機又は救命用の端艇及び

いかだの送信機により無線電信遭難周波数で送信されるいかなる無線電信警急信号によつて

も、手動調整によらず作動する

ことができなければならない。

ただし、受信機入力における信

号の強さが百マイクロボルトをこえ一ボルト未満であることを

条件とする。

いかなる種類の妨害もない場

合には、線の長さが三・五秒以上である限り、六秒近くまで変化し、かつ、周隔の長さが一・五秒となるべく十ミリ秒以下

の、実行可能な最低値との間に

ある場合における三個又は四個

の連続する線で動作することが

できなければならない。

ただし、これらは無線電信室内に置かれなければならない。

電信室、無線通信士の睡眠場所

及び船橋において、連続可聴警報を発しなければならない。実

行可能なときは、警報は、全警

急受信系統のいずれの部分の故

障の場合にも発しなければなら

ない。警報を停止するためのスイッチは、一個に限るものとし、これを無線電信室内に置かなければならぬ。

(ii) 空電により又は無線電信警急信号以外の信号により作動して

できなければならない。ただし、これらの信号は許容限界内にある信号でないことを条件とする。

(iii) 無線電信自動警急機の選択度

(iv) 無線電信自動警急機の選択度

(v) 無線電信自動警急機の選択度

(vi) 無線電信自動警急機の選択度

(vii) 無線電信自動警急機の選択度

(viii) 無線電信自動警急機の選択度

の周波数外において、最良の技術的手段に従つてできる限りすみやかに減少する感度を有しなければならない。

実行可能なときは、無線電信信号を容易に識別しうる状態に合理的な短時間内に近づくよう

に、自動的にそれ自体を調整し

なければならない。

号がある場合には、無線電信警急機も次の最小要件に適合しなければならない。

(i) いかなる種類の妨害もない場

合には、無線通信規則に従つて操作する海岸局送信機、船舶非

常送信機又は救命用の端艇及び

いかだの送信機により無線電信遭難周波数で送信されるいかなる無線電信警急信号によつて

も、手動調整によらず作動する

ことができなければならない。

ただし、受信機入力における信

号の強さが百マイクロボルトをこえ一ボルト未満であることを

条件とする。

いかなる種類の妨害もない場

合には、線の長さが三・五秒以上

である限り、六秒近くまで変化し、かつ、周隔の長さが一・五秒となるべく十ミリ秒以下

の、実行可能な最低値との間に

ある場合における三個又は四個

の連続する線で動作することが

できなければならない。

ただし、これらは無線電信室内に置かなければならぬ。

電信室、無線通信士の睡眠場所

及び船橋において、連続可聴警報を発しなければならない。実

行可能なときは、警報は、全警

急受信系統のいずれの部分の故

障の場合にも発しなければなら

ない。警報を停止するためのスイッチは、一個に限るものとし、これを無線電信室内に置かなければならぬ。

(ii) 空電により又は無線電信警急信号以外の信号により作動して

できなければならない。ただし、これらの信号は許容限界内にある信号でないことを条件とする。

(iii) 無線電信自動警急機の選択度

(iv) 無線電信自動警急機の選択度

(v) 無線電信自動警急機の選択度

(vi) 無線電信自動警急機の選択度

(vii) 無線電信自動警急機の選択度

(viii) 無線電信自動警急機の選択度

の周波数外において、最良の技術的手段に従つてできる限りすみやかに減少する感度を有しなければならない。

実行可能なときは、無線電信信号を容易に識別しうる状態に合理的な短時間内に近づくよう

に、自動的にそれ自体を調整しなければならない。

号がある場合には、無線電信警急機も次の最小要件に適合しなければならない。

(i) いかなる種類の妨害もない場

合には、無線通信規則に従つて操作する海岸局送信機、船舶非

常送信機又は救命用の端艇及び

に耐え、かつ、そのような条件において連続して作動することができないなければならない。

(b) 主管庁は、新型式の無線電信自動警急機を承認する前に、実際に運用状態に等しい運用状態の下で行なわれる実地試験により、その装置が(a)の規定に適合することを確かめなければならない。

(c) 無線電信自動警急機を備える船においては、無線通信士は、海上にある間、少なくとも二十四時間に一回、その機能を試験しなければならない。無線電信自動警急機が可動状態にないときは、無線通信士は、その事実を船長又は船橋の当直士官に報告しなければならない。

(d) 無線通信士は、無線電信自動警急機がその通常の空中線と接続した状態で正しく機能を果たすかどうかを、信号の廻守及びこの信号と主設備により無線電信遭難周波数で受信した類似の信号との比較により、定期的に点検しなければならない。

(e) 無線電信自動警急機は、実行可能な限り、空中線に接続したときに方向探知機の精度に影響を与えてはならない。

(f) 第五章第十二規則の規定により自動警急機は、この条件の効力発生日から四年以内に、この要件に適合する無線電信自動警急機を取り替えなければならない。

第十一規則 方向探知機

要求される方向探知機は、効果的に運用されるべきである。

第五章第十二規則の規定により要求される方向探知機は、効果的でなければならず、また、最小限の

受信機雜音で信号を受信することができ、かつ、真方位及び方向を決定し得るような方位を測定することができる。

(b) 方向探知機は、無線電信規則で割り当てられた遭難及び方向探知機のための無線電信周波数並びに海上ラジオ・ビーコン用の無線電信周波数で信号を受信することができなければならない。

(c) 方向探知機は、無線電信規則で割り当てられた遭難及び方向探知機のための無線電信周波数並びに海上ラジオ・ビーコン用の無線電信周波数で信号を受信することができなければならない。

(d) 方向探知機は、実行可能な限り、方位の効果的な決定に対しても十分な感度を有しなければならない。

(e) 方向探知機は、実行可能な限り、方位の効果的な決定に対しても十分な感度を有する限り少なくするよう、方位の効果的な決定に対しても十分な感度を有しなければならない。

(f) 方向探知空中線系は、実行可能な限り、他の空中線、デリック、鋼索その他の大きな金属体がきわめて接近していることにより、方位の効果的な決定に対しても生ずる妨害をできる限り少なくするよう、設けなければならない。

(g) 方向探知機と船橋との間には、効果的な相互式の呼出し及び通話の装置を備えなければならない。

(h) すべての方向探知機は、最初に設置される時に、主管庁が十分と認めるように校正しなければならない。方向探知機の精度に感知する程度に影響する空中線又は甲板上の構造物の位置の変化があつたときは、校正は、方位

められなければならない。校正の詳細は、一年ごとに又はなるべくそれに近い間隔で点検しなければならない。較正及びその精度について行なう点検は、記録しておかなければならぬ。

第十二規則 発動機付救命艇に取り付けられる無線電信設備

(a) 第三章第十四規則の規定により要求される無線電信設備は、送信機、受信機及び電源を含まなければならぬ。この無線電信設備は、非常の際に未熟練者でも使用することができるよう設計しなければならない。

(b) 送信機は、無線電信遭難周波数のための無線電信規則で割り当てられた発射の種別を使用してその周波数で送信することができなければならぬ。送信機は、また、四千Kc/Sと二万七千五百Kc/Sとの間の周波数帯において救命用周波数で送信することができなければならぬ。送信機は、また、無線通信規則で割り当てられた周波数で送信することができ、かつ、このように割り当てられた周波数で送信することができる。このように割り当てられた周波数で送信することができ、かつ、このように割り当てられた周波数で送信することができる。このように割り当てられた周波数で送信することができ、かつ、このように割り当てられた周波数で送信することができ、

(c) 送信機は、無線通信規則で変調発射を定めているときは、七十分以上以上の変調の深さを有し、かつ、毎秒四百五十サイクルと毎秒千三百五十サイクルとの間の変調周波数を有しなければならない。

(d) 送信機は、手送用電鍵のほかに、無線電信警急信号及び無線電

(e) 送信機は、無線電信遭難周波数において、固定した空中線を使用して二十五海里の最小の通常通達距離（この章の第九規則）に明記するもの）を有しなければならない。（注）

第十三規則 救命用の端艇及びいかだの持運び式無線装置

(a) 第三章第十三規則の規定により要求される装置は、送信機、空中線及び電源を含まなければならぬ。この装置は、非常に簡単に未熟練者でも使用することができるよう設計しなければならない。

(b) 装置は、容易に持ち運ぶことができる、水密であり、海水に浮くことができ、かつ、損傷を与えないで海上に投下することができるものでなければならない。新装置は、実行可能な限り軽量かつ小型のものでなければならない。また、なるべく、救命艇及び救命いかだの両方に使用することができなければならぬ。

(c) 送信機は、無線電信遭難周波数のために無線電信規則で割り当てられた発射の種別を使用してその周波数で送信することができなければならぬ。また、四千Kc/Sと二万七千五百Kc/Sとの間の周波数において救命用の端艇及びいか

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その一) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

だのために無線通信規則で割り当てられた無線電信周波数で送信することができ、かつ、このように割り当てられた発射の種別を使用することができなければならぬ。

もつとも、主管庁は、送信機が四千Kc/Sと二万七千五百Kc/Sとの間の周波数帯において救命用の端艇及びいかだのために無線電信規則で割り当てられた無線通信規則で割り当てるべきである。

(g)

空中線は、自立する空中線又は周波数による送信に代わるものとして又はこれに加えて、無線電話遭難周波数で送信し、かつ、この周波数のために無線通信規則で割り当てるべきであることを許すことができる。

(e) 送信機は、無線通信規則で変調発射を定めているときは、七十分以上はこれに加えて、無線電話遭難周波数を有するものであることを許すことができる。

(f) 送信機は、手送用電鍵のほかに、無線電信警急信号及び無線電信遭難信号の送信のための自動電鍵装置を備えなければならない。送信機が無線電話遭難周波数で送信することができるときは、送信機には、無線電話警急信号を送信するため、この章の第十五規則(e)の要件に適合する自動装置を取り付けるなければならない。

(g) 受信機は、無線電信遭難周波数及びこの周波数のために無線通信規則で割り当てるべきである。

(i)

海上において、無線通信士又は無線電話通信士は、適当な擬似空中線を使用して一週間にごとに送信

話遭難周波数で送信することができるときは、受信機は、また、このものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(j)

この第十三規則の規定の適用上、「新装置」とは、この条約の効力発生の日の後に船舶に備える装置をいう。

第十四規則 無線電話局

(a) 無線電話局は、船舶の上部になればならず、かつ、通報及び信号の正確な受信を妨げるおそれがある雜音からできる限り保護されている位置になければならない。

(b) 無線電話局と船橋との間には、効果的な通信装置がなければならない。

(c) 確実な時計を、無線電話の操作位置から容易に文字板全体を見るに取り付けなければならない。

(d) 無線電話設備の通常の照明に給電する系統から独立した確実な非常燈を備え、無線電話設備の操作装置、(c)の規定により要求される時計及び(f)の規定により要求される指示表を十分に照明するようにならなければならない。

(注) 次の性能は、この第十三規則の目的に適合するものとみなすことができる。
最終段の陽極に少なくとも十ワットの入力又は一五オームの有効な抵抗と 100×10^{-6} ワット(A₂発射)の無線周波数出力。変調の深さは、少くとも七十パーセントでなければならぬ。

(e) 電源が電池で構成されるときには、無線電話局は、充電状態を計測する装置を備えなければならない。

(f) 無線電話遭難手続を明確にまとめた指示表を、無線電話操作位置から完全に見ることができるよう

機を試験しなければならぬ、電池が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

この第十三規則の規定の適用上、「新装置」とは、この条約の効力発生の日の後に船舶に備える装置をいう。

(a)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

送信機には、自動的な方法により無線電話警急信号を発生する装置を取り付けなければならない。

この装置は、遭難通報を直ちに送信しうるよう、いつでも操作を停止させることができなければならない。主管庁は、現存設備の場合には、この条約の効力発生の日から三年をこえない期間、この装置に関する要件の適用を延期することができる。

(b)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(c)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(d)

送信機には、自動的な方法により無線電話警急信号を発生する装置を取り付けなければならない。

この装置は、遭難通報を直ちに送信しうるよう、いつでも操作を

(e)

停止させることができなければならない。主管庁は、現存設備の場合には、この条約の効力発生の日から三年をこえない期間、この装置に関する要件の適用を延期することができる。

(f)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(g)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(h)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(i)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(j)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(k)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

機及び電源を含まなければならぬ。送信機が充電を必要とする型式のものであるときは、これを完全に周波数及び無線通信規則でこの周波数のために対し当てられた発射の種別に対し受信することができない。

(l)

送信機は、無線電話遭難周波数及び千六百五Kc/Sと二千八百五十Kc/Sとの間の周波数帯における海上未満の貨物船の場合には、送信機は、現存設備については、少なくとも七十五海里的最小の

(1) 船舶が海上にある間は、(c)の規定により要求される通常通達距離にわたつて設備を操作するため十分な主電源を常に利用することができなければならない。電池を備えるときは、電池は、送信機及び受信機を通常の使用状態において連続して少なくとも六時間操作するため十分な容量をすべての状況

(j)の規定にかかるらず、主管庁は、もしあれば、方向探知機に、及び端舷甲板上の非常照明のように全く船舶の上部に限られている少數の低電力の非常回路に補助電源を使用することを、追加の負荷を容易に断ち切ること及び電源を追加の負荷に対して給電するため十分な容量を有することを条件として、認めることができる。

(k) 次のものに給電するためのみ使用することができる。

(l) (i) 無線電話設備
この章の第十四規則(d)の規定により要求される非常燈
無線電話警急信号を発生するため(d)の規定により要求される

(m) 装置
補助電源を備えているときは、

序が航行の安全に関して必要と認めるその他の通信の無線電話による送信に使用するその他の周波数であつて、無線通信規則で割り当てられた発射の種別を使用するものに対して受信をすることができなければならぬ。受信機は、受信機入力が五十マイクロボルト程度低いときには拡声器によつて信号を起こすため十分な感度を有しなければならない。

(注) 千九百五十二年十一月十九日以後に取り付けられた総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船の設備においては、主電源が船舶の上部にない限り、補助電源を船舶の上部に備えなければならぬ。

(注) 六時間の保有容量を要求される電池により給電する電気的負荷を決定するため、次の式を参考として推奨する。

言語送信に必要な電流消費量の $\frac{1}{2}$ +受信機の電流消費量+通話又は非常の際にその他のものに給電するためののみ使用することができる。

(i) 補助電源を備えているときは、この章の第十四規則(d)の規定により要求される非常燈

(ii) 無線電話警急信号を発生するため(d)の規定により要求される装置

(iii) 補助電源を備えているときは、(j)の規定にかかわらず、主管庁は、もしあれば、方向探知機に及び端艇甲板上の非常照明のようなく船舶の上部に限られている少數の低電力の非常回路に補助電源を使用することを、追加の負荷を容易に断ち切ること及び電源を追加の負荷に対して給電するため十分な容量を有することを条件として、認めることができる。

(1) 海上にある間、備えているいかなる電池も、(1)の要件に適合するよう充電しておかなければならぬ。
（四）空中線を備え、かつ、取り付けなければならない。また、空中線が振動するおそれのある支持物の間に張られるときは、総トン数五百トン以上千六百トン未満の船舶の場合には、破断しないように保しなければならない。さらに、直ちに取り替えることができるよう完全に組み立てた予備の空中線を備えなければならない。これが実行不可能ないときは、予備の空中線を張ることができるように、十分な空中線の線条及び絕縁物を備えなければならない。空中線を張るため必要な工具も、また、備えなければならない。

D部 無線日記

第十六規則

(1) 海上にある間、備えているいかなる電池も、(1)の要件に適合するよう充電しておかなければならぬ。空中線を備え、かつ、取り付けなければならない。また、空中線が振動するおそれのある支持物の間に張られるときは、総トン数五百トン以上千六百トン未満の船舶の場合には、破断しないように保証しなければならない。さらに、直ちに取り替えることができるよう完全に組み立てた予備の空中線を備えなければならない。これが実行不可能ないときは、予備の空中線を張ることができるように、十分な空中線の綱索及び絶縁物を備えなければならない。空中線を張るために必要な工具も、また、備えなければならない。

(ii) 充電の記録を含む電池の維持の記録
この章の第九規則(s)の規定に基づいて行なわれた補助送信機及び補助電源の試験の詳細
この章の第九規則(P)の要件が満たされたことに關する毎日の記入する。

(iii) この章の第十二規則(i)の規定により要求される充電が行なわれるときの記録を含む。及び発動機付端艇及びいかだのための持運用救命艇に備える送信機に関する規定により要求される試験の詳細

(iv) この章の第十三規則(i)の規定により要求される充電が行なわれるときの記録を含む。この章の第四規則の規定に従つて無線電話局を備える船舶に対する無線通信規則が要求する無線日誌(無線業務日誌)は、聴守を維持する場所に備えておかなければならぬ。資格のある通信士及びこの章の第七規則の規定に従つて聽守を行なう船長、士官又は船員は、それぞれ、氏名及び聴守中に生じた無線業務に関連する事件で、海上における人命の安全にとって重要なあると思われるものの詳細を

(i) 無線通信規則により要する詳細

(ii) 船舶の出港時における開始時刻及び船舶の入港ける聽守の終了時刻

(iii) 中斷するときは、その時理由並びに聽守の再開時

(iv) 電池を備えているとき維持の詳細(この章の第則(i)の規定により要求され電の記録を含む。)

(v) 電池の維持の詳細(この第十三規則(i)の規定によされる充電を行なわれるその記録を含む)並びにの端艇及びいかだのためび式無線装置に關して同より要求される試験の詳定がない限り、軍艦並びに北アメリカの大湖並びにそれ統し及び附属する水域(カナベック州モントリオールのセンバート・ロックの下流側出端とする。)を航行する船舶をか、あらゆる航海に從事するの船舶に適用する。

第五章 航行の安全

第一規則
適用

(i) 無線通信規則により要する詳細

(ii) 船舶の出港時における開始時刻及び船舶の入港ける聽守の終了時刻

(iii) なんらかの理由により中斷するときは、その時理由並びに聽守の再開時維持の詳細（この章の第則(i)の規定により要求され電の記録を含む。）

(iv) 電池を備えているとき

(v) 電池の維持の詳細（この第十三規則(i)の規定によられる充電が行なわれるるその記録を含む。）並びにの端艇及びいかだのためび式無線装置に關して同より要求される試験の詳

(c) 無線日誌は、検閲する権管所によつて与えられた職閲ることができるようにしなければならない。

(a) 危険な水、危険な遺棄物その他
の航行に対する直接の危険若しくは
は熱帯性暴風雨に遭遇し、又は強
風を伴つて上部構造物にはげしい
着氷をもたらす氷結気温若しくは
暴風雨警報を受けていないピュー
フォート風力階級十以上の風に遭
遇した各船舶の船長は、利用する
ことができるすべての手段によ
り、附近にある船舶に対し、及び
通信ができる最初の海岸の地
点にある権限のある当局に対し、
情報を送らなければならない。情
報を送る形式は、任意である。情
報は、普通語(英語が望ましい)。
又は国際通信書のいずれかにより
送信することができます。情報は、
附近にあるすべての船舶に放送
し、かつ、適当な当局に転送する
ことの要請とともに、通信が可能
である最初の海岸の地点に向けて
送らなければならない。

(b) 各締約政府は、(a)に明記された
いすれかの危険に関する情報を受
けた場合に直ちにこれを関係者に
知らせ、かつ、他の関係政府に通
報することを確保するため、必要
なすべての措置を執るものとす
る。

(c) 明記された危険に関する通報の
送信は、関係船舶については無料
とする。

(d) (a)の規定に基づいて発せられる
すべての無線通報には、第四章第
二規則に定義する無線通信規則で
定める手続により、安全信号を先
行させなければならない。

第三規則 危険通報に必要
な情報

(a) 危険な水、危険な遺棄物その他
の航行に対する直接の危険若しくは
は熱帯性暴風雨に遭遇し、又は強
風を伴つて上部構造物にはげしい
着氷をもたらす氷結気温若しくは
暴風雨警報を受けていないピュー
フォート風力階級十以上の風に遭
遇した各船舶の船長は、利用する
ことができるすべての手段によ
り、附近にある船舶に対し、及び
通信ができる最初の海岸の地
点にある権限のある当局に対し、
情報を送らなければならない。情
報を送る形式は、任意である。情
報は、普通語(英語が望ましい)。
又は国際通信書のいずれかにより
送信することができます。情報は、
附近にあるすべての船舶に放送
し、かつ、適当な当局に転送する
ことの要請とともに、通信が可能
である最初の海岸の地点に向けて
送らなければならない。

(b) 各締約政府は、(a)に明記された
いすれかの危険に関する情報を受
けた場合に直ちにこれを関係者に
知らせ、かつ、他の関係政府に通
報することを確保するため、必要
なすべての措置を執るものとす
る。

(c) 明記された危険に関する通報の
送信は、関係船舶については無料
とする。

(d) (a)の規定に基づいて発せられる
すべての無線通報には、第四章第
二規則に定義する無線通信規則で
定める手続により、安全信号を先
行させなければならない。

第三規則 危険通報に必要
な情報

危険通報には、次の情報が要求さ
れる。

(a) 水、遺棄物又は危険
の種類

(ii) 最後に観測した時の水、遺棄
物又は危険の位置

(iii) 危険を最後に観測した日時
(グリニッジ平時)

(b) 热帯性暴風雨(西インド諸島に
おけるハリケーン、支那海における
サイクロン及び他の区域における
類似の性質の暴風雨)

(i) 热帯性暴風雨に遭遇した旨の
通報。この義務は、広く解釈す
るものとし、船長が附近に熱帶
性暴風雨が発達しつつあり、又
は存在すると信ずるための十分
な理由があるときはいつでも、
情報を送信しなければならない
い。

(ii) 観測を行なつた日時(グリ
ニッジ平時)及びその時の船舶
の位置

(iii) 次の情報を、実行可能な限り
多く、通報に含めなければならない
ない。

(d) ピューフォート風力階級十以上の
風

これは、(b)に規定する熱帯性暴
風雨以外の暴風雨を対象とする。

このような暴風雨に遭遇したとき
は、通報には、海面及びうねりに
関する詳細を除くほか、(b)に掲げ
る情報と類似の情報を含めなけれ
ばならない。

(e) 強風を伴つて上部構造物にはげ
い着氷をもたらす氷結気温
(リバール、インチ又はミリメー
トルのいずれによつているか及
び更正したかどうかを示すこと
と)

(i) 日時(グリニッジ平時)

(ii) 気温

(iii) 海水温度(実行可能なとき)

(iv) 風力及び風向

風力(ピューフォート風力階
級)

真風向

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。ほんと沈
んだ遺棄物を見た。四月二十一
日一六三〇GMT。四〇〇六N、
一二四三W、

TTT 航行。某燈船は、正
常の位置にない。一月三日一八
〇〇GMT。

TTT 航行に対する危険

TTT 航行。某燈船は、正
常の位置にない。一月三日一八
〇〇GMT。

TTT 暴風雨。八月十八日
〇〇三〇GMT。二二〇四N、
一一三四E。気圧計正九九
四ミリバール、傾向六ミリバ
ール下降。北西の風、風力九、強
いスコール。東の高いうねり。
針路〇六七、五ノット。

TTT 暴風雨。ハリケーン
の接近の兆候がある。九月十四
日一三〇〇GMT。二二一〇〇
N、七二三六W。気圧計正二
九・六四インチ、傾向〇・〇一
五インチ下降。北東の風、風力
八、ひんぱんな雨を伴うスコ
ール。針路〇三五、九ノット。

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。南西の風、風力
一一、順帆。針路二六〇、六
ノット。

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。一八一二N、一二六〇五

TTT 暴風雨。強いサイク
ロンが発生した模様である。

五月四日〇二〇〇GMT。一六
二〇N、九二〇三E。気圧計無
更正七五三ミリメートル、傾向
五ミリメートル下降。南微西の
風、風力五。針路三〇〇、八ノッ
ト。

TTT 暴風雨。南東にタイ
ブーン。六月十二日〇三〇〇G
MT。

ため十分な附加的情報を含む。)を毎日無線通信によつて発表すること、及び適当な天気図模写作成しつつ発行すること、及び、実行可能なときは、出港する船舶に対する情報として毎日の天気図を刊行しつつこれを利用に供するための措置を執ること。

(iv) 特定の船舶に、気象業務に使用するため検定を受けた測器(たとえば、気圧計、自記気圧計、湿度計及び海水温度を測定する適当な装置)を備えさせ、及び地上シノブチック観測の主標準時に(状況が許すときは、いつでも少なくとも日に四回)気象観測を行なわせる措置を執り、並びに、その他の船舶に対する船内に、各種の公の気象業務のために無線通信によつて観測の結果を通報させるとともに附近の船舶のためにその情報を繰り返させること。船舶に対し、熱帶性暴風雨又はそれと推測されるものの附近にあるときは、実行可能なときはいつでも一層ひんぱんに觀測を行ない、かつ、その結果を通報すること(ただし、船舶士官の暴風雨中における航行上優先するものとすると)を奨励しなければならない。

(v) 海岸無線局が気象通報について船舶からの受信及び船舶への送信を行なう措置を執ること。海岸と直接に通信することができない船舶に対しては、その気象通報を海洋気象觀測船又は海岸と連絡があるその他の船舶を中心として送信することを奨励しなければならない。

(vi) すべての船長に対し、五十級十(ピューフォート風力階級)以上の風に遭遇したときはいつでも、附近的船舶及び海岸局に通報するよう奨励すること。

(vii) すでに明記した国際的な気象業務について画一的な手続を採用し、かつ、実行可能な限り世界気象機関の技術規則及び同機関が行なう勧告に従うように努力すること。締約政府は、この条約の実施に際して生ずる気象上の問題を研究及び助言のため同機関に付託することができること。

(c) この第四規則に規定する情報は、無線通信規則で定める送信の形式で提供し、かつ、同規則で定める優先順位で送信しなければならず、また、気象情報、予報及び警報を「すべての局あて」に送信している間は、すべての船舶局は、無線通信規則の規定に従わなければならない。

(d) 船舶のための予報、警報、実況報その他の気象報は、関係締約政府が行なつた相互的取極に従つて、各種の帯域及び区域を担当するため最も適した位置にある国家

機関が発表し、かつ、通報しなければならない。

(e) 第五規則 水の監視の業務
(a) 締約政府は、北大西洋における氷の監視並びに氷の状態の調査及び観測の業務を継続することを約束する。ニューファウンドランドのグランド・バンクス附近の氷山区域の南東、南及び南西の境界は、この危険区域の範囲を通過船舶に通報し、氷の全般的な状態を調査し、並びに監視船の作業区域内において援助を必要としている船舶及び船員に援助を与えるために、氷の季節の全期間中、監視されなければならない。その他の季節中は、氷の状態の調査及び観測は、必要に応じて維持するものとする。

(b) 分担政府の船舶の総合計数トン数中に占める比率により決定される額を、毎年、分担することを約束する。特別に利害関係を有する非締約政府は、同一の基準により、これらの業務の維持及び遂行の経費を分担することができる。管理政府は、毎年、各分担政府に対し、氷の監視の維持及び遂行の経費を分担することができる。管理政府は、各分担政府は、その分担を変更し、又は中止する権利を有し、また、他の関係政府は、経費の分担を引き受けることができる。この権利行使する分担政府は、その分担を変更し、又は中止する意思を通告した日の後の最初の九月一日まで、引き続きその時の分担を引き受ける義務を負う。この権利行使するためには、その分担政府は、前記の九月一日より少なくとも六箇月前に、管理政府に対し通告をしなければならない。

(c) いずれかの時に、合衆国政府がこれらの業務を中止することを希望するとき、又はいずれかの分担政府が分担金に対する責任を免れ、若しくはその分担を変更することについて希望を表明するとき、若しくは他の締約政府が経費を分担することを約束する。これららの業務の維持及び遂行の経費を分担することを約束する。これらの業務に特別に同意する。これらの業務に特別に利害関係を有する締約政府は、水の監視機関が監視する区域を通過する各分担政府の合計総トン数を基準とする。

(d) 第六規則 水の監視並びに管理及び経費
(a) アメリカ合衆国政府は、氷の監視の業務の管理並びに氷の状態の調査及び観測(これらから得た情報の通報を含む)を統続することに同意する。これらの業務に特別に同意する。これらの業務に特別に利害関係を有する締約政府は、水の監視機関が監視する区域を通過する各分担政府の合計総トン数を基準とする。

(b) 第七規則 水の附近における速力
(a) 各船舶の船長は、針路又はその附近に氷があるという報告を受けたときは、夜間においては、適度の速力を進行し、又は危険区域を十分に避けるように針路を変更しなければならない。

(b) 第八規則 北大西洋航路
(a) 北大西洋を両方向に横断する認めた航路及び特に北大西洋の両岸の船舶が集中する区域における

(a) 船舶又は人が発した遭難信号に対する救命施設又は海上救助隊の応答

信 号 号

昼間 オレンジ色発煙信号又は約一分の間隔で発射される三つの単

信号で構成する光と音響の組合せ信号（サンダーライト）

夜間 約一分の間隔で発射される三個の単信号で構成する白色星火

ロケット

(b) 遭難船員又は遭難者を乗せた小艇を誘導するための上陸地信号

必要なときは、昼間信号を夜間に、夜間信号を昼間に使用することができる。

信 号 号

昼間 白旗若しくは両腕の上下運動、緑色星火信号の発射又は発光

若しくは音響信号装置による信号符号「K」（一・一）の信号

夜間 白色の燈火若しくは炎火の上下運動、緑色星火信号の発射又

は発光若しくは音響信号装置による信号符号「K」（一・一）の信号

の信号。見通し（方向指示）は、安定した白色の燈火又は炎火

を低く、かつ、観察者と直線上にあるように置くことによつて

示すことができる。

昼間 白旗若しくは水平に伸ばした両腕の水平運動、赤色星火信号

の発射又は発光若しくは音響信号装置による信号符号「S」（・・・）の信号

夜間 白色の燈火若しくは炎火の水平運動、赤色星火信号

又は発光若しくは音響信号による信号符号「S」（・・・）の信号

昼間 白旗を水平に動かし、次にその白旗を地上に置き、示すべき

方向に他の白旗を持つて行くこと、赤色星火信号を垂直に発射

し、続いて上陸好適地の方向に白色星火信号を発射すること、

又は信号符号「S」（・・・）を信号し、続いて、遭難舟艇の

(d) 捜索及び救助業務に従事してい

る航空機が遭難航空機、遭難船舶

又は遭難者の方へ船舶を誘導する

ために使用する信号（（注）の説明

参照）。

(i) 航空機が順次行なう次の動作

は、遭難航空機又は遭難船舶の

方へ船舶を誘導していることを

意味する。

(1) 船舶の上空を少なくとも一

回旋回すこと。

(2) 船舶のすぐ前方でその針路

を低空で横切り、スロットル

意 味

「認めた。至急救助する。」（この信号の模倣返しは、同じ意味を表わす。）

夜間 白色の燈火若しくは炎火を水平に動かし、次にその白色の燈火若しくは音響信号装置による信号符号「R」（・・・）を信号する。

（・・・）を信号することができる。

意 味

「ここが上陸に最適の

地点である。」

意 味

「ここに上陸するの

は、非常に危険である。」

ための上陸好適地が接近の方向よりさらに右側にある場合に

は信号符号「R」（・・・）を、また、遭難舟艇のための上陸好適地が接近の方向よりさらに左側にある場合には信号符号「L」

（・・・）を信号すること。

夜間 白色の燈火若しくは炎火を水平に動かし、次にその白色の燈火若しくは炎火を地上に置き、示すべき方向に他の白色の燈火若しくは炎火を持つて行くこと、赤色星火信号を垂直に発射し、続いて上陸好適地の方向に白色星火信号を発射すること、

又は信号符号「S」（・・・）を信号し、続いて、遭難舟艇の

ための上陸好適地が接近の方向よりさらに右側にある場合には信号符号「R」（・・・）を信号し、続いて、遭難舟艇の

適地が接近の方向よりさらに左側にある場合には信号符号「L」（・・・）を信号すること。

適地が接近の方向よりさらに左側にある場合には信号符号「L」（・・・）を信号すること。

（・・・）を信号すること。

沿岸の救命設備の使用に関連して用いる信号

信 号 号

昼間 白旗若しくは両腕の上下運動又は緑色星火信号の発射

（注）これらの信号の変更の予告

夜間 白色の燈火若しくは炎火の水平運動又は赤色星火信号の発射

（注）これららの信号の変更の予告

は、必要に応じて機関が行なう。

第六章 穀類の運搬

第一規則 魚用

第一規則適用

この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、この規則が適用されるすべての船舶における穀類の運搬に適用する。

二規則 定義

は、小麦、とう

(d) 適正に取り付けた一本のマン・ロープ及び安全索を、必要に応じ直ちに使用しうるよう用意しなければならない。

(e) 次のとおり措置しなければならない。

(ii) (i) はしごの装着及び水先人の乗下船については、船舶の責任のある士官が監督すること。
水先人がはしごの頂部から船

内又は甲板上に安全にかつ容易

に移ることを助けるためのハン

ドホールドを備えること。

(f) 必要に応じ、はしごのねじれを

防ぐことができるような間隔で横

木を備えなければならぬ。

(g) 夜間は、船側を照明する燈を利

用することができなければなら

す、かつ、これを使用しなければ

ならない。また、水先人が乗船す

る位置の甲板は、十分に照明され

なければならない。

(h) 防舷帯を有する船舶その他はし

ごは各階段が船側に確実に接する

ような場所に取り付けなければな

らないという規定に完全に適合す

ることが構造上不可能な船舶は、

この規定に、できる限り、適合し

なければならない。

なげればならぬ

第六章 製類の運搬 第一規則 適用

この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、この規則が適用され定するすべての船舶における製類の運搬に適用する。

第二規則 定義 「製類」には、小麦、とうもろこし、えん麦、ライ麦、大麦、米、豆及び種子を含む。

第三規則 荷繰り 製類を船舶に積載するときは、製類の移動を防止するためすべての必要かつ合理的な予防手段を講じなければならない。ばら積み製類を船倉又は区画室に満載する場合には、製類は、ビーム間並びに両翼部及び両端部のすべての空間を満たすように荷繰りしなければならない。

第四規則 満載の船倉及び区画室に対する積付け

ばら積み製類をいずれかの船倉又は区画室に満載する場合には、この章の第六規則の規定を留保して、その船倉又は区画室は、船舶の中心線上若しくは船舶の中心線から船舶の型幅の五パーセント以内の位置にある一の縦通隔壁若しくは荷止板により、又は船舶の中心線から離れた二以上の縦通隔壁若しくは荷止板であつて、相互の間隔が船舶の型幅の六десятパーセント以下で二メートル)以下の間隔で、適当な寸法の数個のトリミング・ハッチを方向に二十五フィート(又は七・六

リミング・ハッチは、横置隔壁から十二フィート(又は三・六六メートル)以下の位置に配置しなければならない。いずれの場合にも、縦通隔壁又は荷止板は、適正に造らなければならず、かつビーム間に適当な充填材を用いて製類が漏れないよう内では、この縦通隔壁又は荷止板は、甲板の下面から下方に船倉の深さの少なくとも三分の一又は八フィート(又は二・四四メートル)のうち大きい方の距離まで達していなければならない。いずれの場合にも、縦通隔壁又は荷止板は、これを備えている船倉又は区画室に対するフィーダーの頂部まで達していなければならない。

もつとも、亞麻種子以外のばら積み製類を積載している船舶においては、全航海を通じてメタセント高さ(タンク内の液体の自由表面の影響を修正したもの)が一層甲板船又は二層甲板船では十二インチ(又は〇・三一メートル)以上、その他の船舶では十四インチ(又は〇・三六メートル)以上に維持される場合に、縦通隔壁又は荷止板は、次に掲げる場所に設けることを要しない。

(a) 一のフィーダー又は一区画室に同時に補給するすべてのフィーダーの容量がこれらのフィーダーに於けるとき、フィーダー(ハッチの部分にあるものに限る)の直下

(b) (a)の要件に適合するフィーダー簡所
ト(又は二・一二メートル)以内の
であつて、これらにより補給される
る区画室の容積の一パーセントの
穀類の沈下及び水平面に対し十二
度の角度の穀類の自由表面の移動
を許容した後における穀類の自由
表面が全航海を通じてこれらの
フィーダー内にとどまるようすは、
法のものの内部。この場合には、
フィーダー内の穀類の自由表面の
前記の移動により生ずることがある
る影響は、前記のメタセンタ高さ
の計算に当たつて考慮しなければ
ならない。

(c) ハツチの部分であつて、この
ハツチの直下のばら積み穀類が、
ハツチをこえて甲板下面まで一ぱ
いに皿の形になるように荷繩りさ
れており、かつ、この皿の中心でば
ら積み穀類の頂部の上方六フィ
ト(又は一・八三メートル)以上の
高さ(甲板線から下方を測る。)の
袋入り穀類その他の適当な袋入り
貨物で押えられているところ。
の袋入り穀類その他の適当な袋入
り貨物は、ハツチ及びその直下の
皿を満たさなければならず、かつ、
甲板下面、縦隔離壁、ハツチ・ビー
ム並びにハツチの側縁材及び端
縁材まで密に積み付けなければ
ならない。

(a) 船倉又は区画室は、船舶の中心線上若しくは船舶の中心線から船舶の型幅の五パー・セント以内の位置にある一の縦通隔壁若しくは荷止板により、又は船舶の中心線から離れた二以上の縦通隔壁若しくは荷止板であつて、相互の間隔が船舶の型幅の六十パー・セント以下であるものにより仕切らなければならぬ。いずれの場合にも、縦通隔壁又は荷止板は、適正に造らなければならず、かつ、場合に応じ船倉の底部又は甲板からばら積み穀類の表面の上方二フィート(又は〇・六一メートル)以上の高さまで達していなければならぬ。

もつとも、ばら積み亞麻種子を部分的に積載している船倉を除くほか、全航海を通じてメタセンタ高さ(タンク内の液体の自由表面の影響を修正したもの)が一層甲板船又は二層甲板船では十二インチ(又は〇・三三メートル)以上、その他の船舶では十四インチ(又は〇・三六メートル)以上に維持される場合には、縦通隔壁又は荷止板は、ハッチの部分に設けることを要しない。

(b) ばら積み穀類は、平らにならざなければならず、かつ、縦通隔壁又は荷止板で仕切られている場所ではばら積み穀類の頂部の上方四フィート(又は一・一二三メートル)以上、そのように仕切られないない場所では五フィート(又は一・五二メートル)以上の高さまで達す

る密に積み付けた袋入り穀類その他の適当な貨物で押さえなければならぬ。この袋入り穀類その他に適當な貨物は、ばら積み穀類の全表面にわたり敷かれている適當な敷台の上にささえなければならぬ。この敷台は、四フィート（又は一・二二メートル）以下の間隔に配置した受け材とその上に四インチ（又は〇・一〇メートル）以下の間隔に配置した一インチ（又は二十五ミリメートル）の板で構成し、又は十分に重ね合わせた強い仕切用の布で構成しなければならない。

第六規則 締通隔壁の要件

(a) 下部船倉(一層甲板船における
この章の第四規則及び第五規則の
規定に適合する総通隔壁又は荷止板
は、次の場所には設けることを要求
されない。

(ii) 各フィーダーの容量は、これにより補給される船倉又は区画室の部分に積載される穀類の量の二パーセント以上でなければならぬ。ただし、この章の第四規則(a)に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(b) 本来液体の積載のために造られたディープ・タンクであつて、この章の第六規則(c)の規定が適用されるもの又は穀類が漏れないよう取り付けた一若しくは二以上の常設鋼製縫通仕切で仕切られているものにばら積み穀類を積載する場合において、タンク及びタンクのハッチが完全に満たされており、かつ、ハッチ・カバーが確実に閉じられているときは、このタンクには、フィーダーを省略することができる。

(ii) 各フィーダーの容量は、これにより補給される船倉又は区画室の部分に積載される穀類の量の二ペーセント以上でなければならぬ。ただし、この章の第四規則(c)に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(b) 製類の十分な流動を確保するため、すべての場所は、この章の第九規則の要件に適合しなければならず、かつ、最上層甲板直下の甲板の両翼部でハッチ端の前方及び後方に、ハッチと組み合わせることにより、最大補給距離が船首尾方向に測つて八フィート（又は二・四四メートル）となるように必要とな開口を設けなければならない。

(b) 通場所の上部で合計深さの三分の一に当たる部分に対し取り付けなければならない。
（b） 載穀類の十分な流動を確保するため、すべての場所は、この章の第九条の規則の要件に適合しなければならず、かつ、最上層甲板直下の甲板の両翼部でハッチ端の前方及び後方に、ハッチと組み合わせるにより、最大補給距離が船首尾方指向に測つて八フィート（又は二・四四メートル）となるように必要な開口を設けなければならない。

(a) 最大の復原性を確保するように構成された船体は、
み付けなければならない。すべての場合において、
全航海を通じて、
メタセントラル高さ（タンク内の液位）
の自由表面の影響を修正したため
の）が一層甲板船若しくは二層甲板船
板船では十二インチ（又は〇・三
一メートル）以上、その他の船舶では
十四インチ（又は〇・三六メートル）
以上に維持され、又はこれ
に替えて、船舶が全航海を通じて、
十分な復原性を有すると船長が認
める場合には甲板上、二層甲板船
の甲板間若しくは二層をこえる幾
の甲板を有する船舶の最上甲板被
に積載するばら積み穀類その他の
貨物の合計重量がこれらの甲板間
の下方の貨物の合計重量の二千五
パーセントをこえないようにな
ければならない。この二十八パー
セントの限度は、甲板上又は最上
甲板間に積載する穀類がえん麦、
大麦又は綿種子である場合には、
適用しない。

(a) ばら積み穀類その他の貨物は、最大の復原性を確保するように構成された場合において、全航海を通じて、メタセンタ高さ（タンク内の液位による）が一層甲板船若しくは二層甲板船では十二インチ（又は〇・三メートル）以上、その他の船舶では十四インチ（又は〇・三六メートル）以上に維持され、又は、これに替えて、船舶が全航海を通じて十分な復原性を有すると船長が認める場合には、甲板上、二層甲板船の甲板間若しくは二層をこえる数の甲板を有する船舶の最上甲板間

他の適当な貨物で完全に満たさざる場合は、運送のための積載を止めるべきである。

他の通常な貨物で完全に満たさなければならない。
第十一規則 部分積載の制限
倉及び区画室の数

昭和三十八年二月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

五五六

は傾斜した縦通仕切を取り付けた船舶は、これらの規則に定める要件によらないで、次の条件でどちらも運搬することができる。

(i) できる限り多数の船倉及び区画室を十分に荷造りして満載にすること。

(ii) 指定されたいかなる積付配置についても、船舶が、次の場合に、航海のいかなる段階においても五度以上の角度に横傾斜しないこと。

(1) 荷造りして満載にした船倉又は区画室において、穀類表面が、船倉又は区画室の境界面で水平面と三十度以上の傾斜を有しないすべてのもの下方において、最初の表面から容積で二パーセントだけ沈下し、かつ、その表面と十二度の角度まで移動する場合

(2) 部分積載の船倉又は区画室において、穀類の自由表面が、(1)にいとうように沈下しがち移動し、又は主管庁若しくは主管庁に代わる締約政府が必要と認める一層大きい角度まで移動する場合及びこの章の第五規則の規定に従つて上積みがなされているときは最初の平らにならされた表面と八度の角度まで移動する場合。

(iii) 規定の適用上、荷止板は、取り付けられているときは、穀類表面の横移動を制限するものとみなす。

採用する積付配置に関する穀類積載図及び復原性に関する小

冊子であつて、いずれも主管庁又は主管庁に代わる締約政府により承認され、かつ、(ii)の計算の基礎となる復原性の条件を示すものを船長に提供すること。

(b) 主管庁又は主管庁に代わる締約政府は、(a)の規定に従つて設計された、かつ、(a)(ii)及び(iii)の要件を満たす船舶について、他のすべての積載状態において移動に対し講すべき予防手段を定めなければならない。

(c) 主管庁又は主管庁に代わる締約政府は、(a)(ii)及び(iii)の要件を満たす他のいかなる設計の船舶についても、移動に対し講すべき予防手段を定めなければならない。

第十三規則 水バラスト・タンク

ばら積み穀類を積載する船舶において復原性の要件を満たすために使用される二重底タンクは、その長さの二分の一箇所で測つたタンクの幅が船舶の型幅の六十五パーセント以下である場合を除くほか、十分な水密縦通仕切を有しなければならない。

第十四規則 袋入り穀類

袋入り穀類は、正常な袋に入れて積載しなければならず、袋は、十分に満たし、かつ、確実に閉じなければならない。

第十五規則 穀類積載図

(a) 主管庁又は主管庁に代わる締約政府が船舶に対して承認した穀類積載図は、その船舶が、この積載図に従つて積載する場合に、この要件又は第一章第五規則の規定により容認された同等の配置に

(b) この積載図は、この章の要件、その他の規則(経験による)の規定並びに船舶の復原性を考慮して承認されなければならない。

(c) この積載図は、貨物の移動を防止するため使用される取付物の主要要目を示さなければならない。

(d) この積載図は、一又は二以上の国語で記載しなければならない。

(e) この積載図は、(i)良好な造りの用語でなければならぬ。

(f) この積載図を一部船長に提供しなければならず、船長は、要求されたときは、積載を行なう港の当局による検査のために、これを提示しなければならない。

(g) この積載図を一部船長に提供し、(i)の積載図を一部船長に提供しなければならず、船長は、要求されたときは、積載を行なう港の当局による検査のために、これを提示しなければならない。

(h) この積載図を一部船長に提供し、(i)の積載図を一部船長に提供しなければならず、船長は、要求されたときは、積載を行なう港の当局による検査のために、これを提示しなければならぬ。

(i) この章の規定に従う場合を除くほか、危険物の運搬は、禁止されなければならない。

(j) 各締約政府は、この章の規定を補足するため、特定の危険物又はある種類の危険物の安全な包装及び積付けに関する詳細な指示(他の貨物と関連して必要な予防手段を含む)を行ない、又は行なわせなければならない。

第二規則 分類

危険物は、次のように分類する。

第一類 火薬類

(a) 第二類 ガス(圧縮ガス、液化ガス又は高圧溶解ガス)

(b) 第三類 引火性液体

(c) 第四類 可燃性固体

(d) 第五類 酸化性物質

(e) 第六類 毒物

主管庁又は主管庁に代わる締約政府は、航海の保護された性質及び状況によりこの章の第三規則から第十五回規則までのいずれかの要件の適用が不合理又は不要であると認めるときは、個別の船舶又はある種類の船舶に対し、これらの特定の要件を免除することができる。

第七章 危険物の運搬

第一規則 適用

(a) この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、この規則が適用されるすべての船舶における危険物の運搬に適用する。

(b) この章の規定は、船舶の貯蔵品及び機器について又はタンカーのよだな船舶の全体が特定の貨物を運搬するため特に建造され若しくは改造された船舶に積載するそのような貨物については、適用しない。

(c) この章の規定に従う場合を除くほか、危険物の運搬は、禁止されなければならない。

(d) 各締約政府は、この章の規定を補足するため、特定の危険物又はある種類の危険物の安全な包装及び積付けに関する詳細な指示(他の貨物と関連して必要な予防手段を含む)を行ない、又は行なわせなければならない。

(e) 容器に入れられた液体を包装する場合に吸収材又は緩衝材を使用することが通常であるときは、これら(1)その液体が引き起こす危険を最小にすることができなければならない。

(f) 容器の移動を防ぎ、かつ、常に容器を取り巻いているように配置しなければならず、かつ、(ii)可能なときは、容器が破損しても液体を十分吸収することができるのはだけの量のものでなければならない。

(g) 危険な液体を充填する容器は、通常の運搬中における最高温度に對して十分な空間を、充填時において、有しなければならない。

(h) 高圧ガス用のシリンダー又は容器は、適当に造られ、試験され、及び維持され、かつ、正しく充填されなければならない。

(外) 告 白

Ⅳ この船舶が、火災探知装置及び消火設備について規則の要件に適合し、かつ、航行用の燈及び形象、水先人用はしご並びに音響信号及び遭難信号の装置を規則の規定及び国際海上衝突予防規則の規定に従つて備えていること。

Ⅴ 他のすべての事項について、この船舶が規則の要件に、これらの要件が適用される限り、適合していること。

この証書は、政府の権限に基づいて発行する。この証書は、まで効力を有する。

(次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。)

(印章)

(公の印章)

1960年の海上における人命の安全のための国際条約の規定に基づいて発行する。

船名	船舶番号 又は信号符号	船舶港	総トン数	キールを据え付けた日 (下記注参照)

(署名)

(国名)

(印)

(注)

(署名する場合には、次の項を附加する。)
署名者は、この証書の発行について前記の政府によって正当に権限を有していることを宣

言する。

(署名)
の海上における人命の安全のための国際条約が効力を生じた年については、実際の日を記入する。

(貨物船に対する安全設備証書の様式)

貨物船安全設備証書

(公の印章)

(署名)

(印)

(注)

昭和11年1月1日 来電報本部第十六号(ふの1) 十九時十分の海上における人命の救助のための国際条約の趣旨について確認する。

四六〇。

る。において19 年 月 日に発行した。

(注) キールを据え付けた年を記入すれば十分である。ただし、1952年について及び1960年の海上における人命の安全のための国際条約が効力を生じた年については、実際の日を記入する。

(印)

(署名する場合には、次の項を附加する。)
署名者は、この証書の発行について前記の政府によつて正當に権限を与えられていることを宣言する。

(署名)

(注) キールを据え付けた年を記入すれば十分である。ただし、1952年について及び1960年の海上における人命の安全のための国際条約が効力を生じた年については、実際の日を記入する。

(貨物船に対する安全無線電話証書)

(貨物船安全無線電話証書)

(印)

(公の印章)
貨物船安全無線電話証書

(国名)

1960年の海上における人命の安全のための国際条約の規定に基づいて発行する。

船名	船舶番号 又は信号符号	船籍港	総トン数	キールを据え付けた 日(下記注参照)

(国名) 政府は、次のことを証明する。

I 前記の船舶が無線電信について前記の条約に附屬する規則の規定に適合していること。

規則の要件	実際の措置

(公の印章)

(国名)

I 前記の船舶が無線電信について前記の条約に附屬する規則の規定に適合していること。

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(署名)

(印)

規則の要件	実際の措置

(免除証書の様式)

免除 証書

(国名)

(公の印章)
1960年の海上における人命の安全のための国際条約の規定に基づいて発行する。

船名	船舶番号 又は信号符号	船舶港	総トン数

(国名) 政府
署名者 (氏名) は、

前記の船舶が、前記の条約に附屬する規則の第 章第 規則によつて与えられた権限に基づき、前記の条約の (注) の要件を、 に至る航海について免除されたことを明示する。

この免除証書を条件付きて発行する。この証書は、 まで効力を有する。
発行するときは、ことにその

この証書は、政府の権限に基づいて発行する。この証書は、 まで効力を有する。
において19 年 月 日に発行した。
(次にこの証書を発行する機関の印章又は署名を置く。)

(印章)

(署名)者は、この証書の発行について前記の政府によつて正當に権限を与へられてゐることを宣言する。

(注) 章及び規則の番号を、特定の項を明示して、ことに記入する。

(原子力旅客船に対する安全証書の様式)

原子力旅客船安全証書

(国名)

(公の印章)
1960年の海上における人命の安全のための国際条約の規定に基づいて発行する。

船名	船舶番号 又は信号符号	船舶港	総トン数	規定に基づいて許可された 航海の場合にはその細目	キーを据 え付けた日 (下記参照)

(国名) 政府 は、次のことを証明する。
署名者 (氏名)

I 前記の船舶が前記の条約の規定に従つて適正に検査されたこと。

II 原子力船であるこの船舶がこの条約の第8章のすべての要件に適合し、かつ、この船舶について承認された安全説明書に合致していること。

III 検査の結果、この船舶が次の事項について前記の条約に附屬する規則の要件に適合していることが明らかであること。

- (1) 船体、主ボイラ、補助ボイラその他の圧力容器及び機関
- (2) 水密区画の配置及び詳細
- (3) 次の区画構造と水線

指定された船の中央に沿 て標示される区画構 造と水線 (第2章第11規則)	フリーボード	他の用途に使用されることがあ る次の場所が旅客を収容する場合に適用する。
C. 1	-----	-----
C. 2	-----	-----
C. 3	-----	-----

IV 救命設備を総計 人について備えていること。すなわち、

隻の救命艇 (一隻の発動機付救命艇を含む) で 人を収容しうるもの。 隻の無線電信設備及び探照燈を取り付けた発動機付救命艇 (前記の救命艇の総数に含まれる) 並びに 隻の探照燈のみを取り付けた発動機付救命艇 (前記の救命艇の総数に含まれる) 人の資格のある救命艇手を必要とする。

個の承認された進歩装置を必要とする救命いかだ 人を収容しうるもの 個の承認された進歩装置を必要としない救命いかだで 人を収容しうるもの 個の救命浮環 個の救命浮環

個の救命浮衣

V 救命艇及び救命いかだが規則の規定に従つて備装されていること。

VI この船舶が規則の規定に従つて救命索発射器並びに救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置を備えていること。

VII この船舶が無線電信設備について次のとおり規則の要件に適合していること。

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----
自動警急機の有無	-----	-----
主設備の有無	-----	-----
補助設備の有無	-----	-----
主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているかの別	-----	-----
方向探知機の有無	-----	-----
認められた旅客数	-----	-----

■ 発動機付救命艇の無線電信設備又は救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置を備える場合には、それらの機能が規則の規定に適合していること。

K この船舶が、火災探知装置及び消火設備について規則の要件に適合し、かつ、航行用の燈及び形象、水先人用はしご並びに音響信号及び遭難信号の装置を規則の規定及び国際海上衝突予防規則の規定に従つて備えていること。

X 他のすべての事項について、この船舶が規則の要件に、これらの要件が適用される限り、適合していること。 政府の権限に基づいて発行する。この証書は、まで効力を有する。

(次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。)

(印鑑)

(署名する場合には、次の項を附加する。) 署名者は、この証書の発行について前記の政府によつて正当に権限を与えていたことを宣言する。

(注) キールを据え付けた年を記入すれば十分である。ただし、1960年の海上における人命の安全のための国際条約が効力を生じた年について、実際の日を記入する。

第2章第1規則(b)(i)に定めるところに従つて改造される船舶の場合には、改造工事に着手した日を記入する。

(原子力貨物船に対する安全証書の様式)

原子力貨物船安全証書

(公の印章)

(国名)

1960年の海上における人命の安全のための国際条約の規定に基づいて発行する。

船名	船支番号	船籍港	総トン数	(キールを据え付けた日 (下記注参照))

(国名) 政府は、次のことを証明する。

I 前記の船舶が前記の条約の規定に従つて適正に検査されたこと。

II 原子力船であるこの船舶がこの条約の第8章のすべての要件に適合し、かつ、この船舶について承認された安全説明書に合致していること。

III 検査の結果、この船舶が船体、機関及び設備について前記の条約の第1章第10規則に規定する要件を満たし、かつ、第2章の関係要件に適合していることが明らかであること。

IV 救命設備を含む、人について備えていること。すなわち、隻の左舷側救命艇で、人を収容しうるもの

隻の発動機付救命艇(前記の救命艇の総数に含まれる)。隻の無線電信設備及び探照燈を取り付けた発動機付救命艇並びに隻の探照燈のみを取り付けた発動機付救命艇を含む。

個の承認された進水装置を必要とする救命いかだで人を収容しうるもの、個の承認された進水装置を必要としない救命いかだで人を収容しうるもの、個の救命浮環

個の救命胴衣

この船舶が規則の規定に従つて救命素発射器並びに救命用の端艇及びいかだのための持ち運び式無線装置を備えていること。

VII この船舶が無線電信設備について次のとおり規則の要件に適合していること。

規則の要件	実際の措置
通信士の配置時間	
自動警報機の有無	
主設備の有無	
補助設備の有無	
主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別	
方向探知機の有無	

■ 発動機付救命艇の無線電信設備又は救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置を備える場合には、それらの機能が規則の規定に適合していること。

K 検査の結果、この船舶が消火設備について前記の条約の要件に適合し、かつ、航行用の燈及び形象、水先人用はしご並びに音響信号及び遭難信号の装置を規則の規定及び国際海上衝突予防規則の規定に従つて備えていることが明らかであること。

X 他のすべての事項について、この船舶が規則の要件に、これらの要件が適用される限り、適合していること。

この証書は、政府の権限に基づいて発行する。この証書は、まで効力を有する。

において19年月日に発行した。

(次にこの証書を発行する権限を有する機関の印章又は署名を置く。)

(印鑑)

(署名する場合には、次の項を附加する。)

署名者は、この証書の発行について前記の政府によつて正当に権限を与えていることを宣言する。

(注) キールを据え付けた年を記入すれば十分である。ただし、1960年の海上における人命の安全のための国際条約が効力を生じた年については、実際の日を記入する。

国際連合の特権及び免除に関する
条約の締結について承認を求める

の件
右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

第一条 法人格

第一項 国際連合は、法人格を有
し、次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及
び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

(d) 第二条 財産、基金及び資
産

第二項 国際連合並びに、所在地及
び占有者のいかんを問わず、その
財産及び資産は、免除を明示的に
放棄した特別の場合を除き、あら
ゆる形式の訴訟手続の免除を享有
する。もつとも、免除の放棄は、
執行の措置には及ばないものと了
解される。

第三項 国際連合の権内は、不可侵
とする。国際連合の財産及び資産
は、所在地及び占有者のいかんを
問わず、執行上、行政上、司法上
又は立法上の措置のいずれかによ
る捜索、徴発、没収、公用その他
の形式の干渉を免除される。

第四項 国際連合の記録及び一般に
国際連合憲章第五百五条は、この機
構がその任務の遂行及び目的的達成
のために必要な法律上の能力を各加
盟国の領域において享
しているので、また、
第五項 国際連合は、財政上のいか
なる種類の管理、規制又はモラト
リアムによつても制限されること
なく、

(a) 基金、金又はいかなる通貨を
も保持し、及びいかなる通貨の
勘定をも設けることができる。
(b) 基金、金又は通貨を一国から
他国へ又は一国内において移動
し、及びその保持する通貨を他

の通貨と交換することができ
る。

第六項 国際連合は、第五項の規定
に基づく権利行使するに当たつ
て、国際連合の利益を害すること
なくこの申入れを実施することが
できると考へる限り、妥当な考慮
を払わなければならない。

第七項 国際連合及びその資産、收
入その他の財産は、
(a) すべての直接税を免除され
る。もつとも、国際連合は、事
業上公益事業の使用料に過ぎな
い税の免除は要求しないものと
了解される。

(b) 国際連合がその公用のために
輸入し、又は輸出する物品に関
しては、関税並びに輸入及び輸
出に対する禁止及び制限を免除
される。もつとも、この免除を
受けて輸入した物品は、輸入さ
れた国の政府と合意した条件に
よるのでなければ、その国では
売却しないものと了解される。

(c) 国際連合の刊行物に関して
は、関税並びに輸入及び輸出に
対する禁制及び制限を免除され
る。もつとも、この免除を受けて
輸入した物品は、輸入された
部としての輸入貨物を除く。に
対する関税又は消費税若しくは
取引税の免除を要求する権利
は、有しない。

第八項 国際連合は、原則として消
費税並びに動産及び不動産の売却
に対する税でその価格の一部をな
すものの免除を要求しない。もつ
とも、加盟国は、国際連合が公用
のために財産の重要な購入を行な
うに際しこれに前記の税を課し、
又は課することができる場合に
は、可能な限り税額の減免又は還

付のため適当な行政的措置を執る
ものとする。

第九項 国際連合は、その公用通信
に關して、各加盟国の領域におい
て、郵便、海底線電報、有線電
報、無線電報、写真電報、電話そ
の他の通信に対する優先権、料金
及び課金について、並びに新聞及
びラジオの情報のための報道料金
について、その加盟国の政府が他
の国の政府（外交使節団を含む）
に与える待遇よりも不利でない待
遇を享有する。国際連合の公用信
書その他の公用通信は、検閲して
はならない。

第十項 国際連合は、暗号を使用
し、かつ、その信書を伝書使又は
封印袋により発送し、及び接受す
る権利を有する。伝書使及び封印
袋は、外交伝書使及び外交封印袋
と同一の免除及び特権を有する。

第十一項 国際連合の主要機関及び
補助機関に対する加盟国の代表者
並びに国際連合が招集した会議に
対する加盟国の代表者は、その任
務の遂行中及び会合地への往復の
旅行中、次の特権及び免除を享有
する。

(a) 手荷物に關して、外交使節に
与えられる免除及び便益と同一
の免除及び便益

(b) 外交使節が享有するその他の
特権、免除及び便益で前各号の
規定に矛盾しないもの。

ただし、輸入貨物（手荷物の一
部としての輸入貨物を除く。）に
対する関税又は消費税若しくは
取引税の免除を要求する権利
は、有しない。

第十二項 国際連合の主要機関及び
補助機関に対する加盟国の代表者
並びに国際連合が招集した会議に
対する加盟国の代表者は、完全な
言論の自由及び任務の遂行に當た
つての独立を保障するために、任
務の遂行に當たつて行なつた口頭又
は書面による陳述及びすべての
行動に関する訴訟手続の免除は、
それらの者が加盟国の代表者でな
くなつた場合にも、引き続き与え
なければならない。

(c) 暗号を使用し、及び伝書使又
は封印袋により書類又は信書を
受けする権利

(d) 自己及び配偶者に關して、そ
の任務の遂行のため入國し、又
は通過する国において、出入國
制限、外國人登録又は国民的服
役義務の免除

(e) 通貨又は為替の制限に關し
て、一時的な公的任務を有する
外国政府の代表者に与えられる
便益と同一の便益

(f) 手荷物に關して、外交使節に
与えられる免除及び便益と同一
の便益

(g) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷
物の押収の免除並びに、代表者
としての資格で行なつた口頭又
は書面による陳述及びすべての
行動に関する訴訟手続の免除は、
それらの者が加盟国の代表者でな
くなつた場合にも、引き続き与え
なければならない。

第十三項 なんらかの形式の課税上
の取扱いが居住を条件とする場合
には、国際連合の主要機関及び補
助機関に対する加盟国の代表者並

除を享有すると規定しているので、
この機構の職員がこの
機構に關する自己の任務を独立
して行なうために必要な特権及び免
除を同様に、国際連合加盟
国に代表者及びこの機構の職員がこ
の機構に關する自己の任務を独立
して行なうために必要な特権及び免
除を承認し、かつ、国際連合
の各加盟国による加入のために提案
する。

びに国際連合が招集した会議に対する加盟国の代表者がその任務の遂行のために一国に滞在する期間は、居住期間と認めない。

第十四項 特権及び免除は、加盟国の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、国際連合に関連する任務を独立しての遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、加盟国は、自国の代表者に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができるとして判断する場合には、その免除を放棄する権利を有するばかりでなく、これを放棄する義務を負う。

(a) 書面による陳述及びすべての行動に關して、訴訟手続を免除される。
(b) 國際連合が支払った給料及び手当に対する課税を免除される。
(c) 國民的服役義務を免除される。

(d) 配偶者及び扶養親族とともに、出入國制限及び外国人登録を免除される。
(e) 為替の便益に關して、當該国政府に派遣されている外交使節に屬する外交官で自己の地位と同等のものに与えられる特權と同一の特權を与えられる。
(f) 配偶者及び扶養親族とともに、国際的危機の場合に外交使節に与えられる帰国の便益と同一の便益を与えられる。

(g) 異常に家具及び携帯品を無税で輸入する権利を有する。

(h) 異常に当該国で最初にその地位に於ける事務次長は、自己、配偶者及び特権のほか、事務総長及びすべての事務次長は、自己、配偶者及び未未成年の子に關して、国際法に従つて外交使節に与えられる特権、免除及び便益を与えられる。

(i) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除

(j) 任務の遂行中に前記の者が行なつた口頭又は書面による陳述及び行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除。この訴訟手続の免除は、その者が国際連合の任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えなければならない。

(k) すべての書類及び文書の不可侵

(l) 國際連合との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

及び義務を有する。事務総長の場合は、安全保謢理事会がその免除を放棄する権利を有する。

第二十一項 國際連合は、裁判の正当運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの条に掲げる特権、免除及び便益に關する濫用の発生を防止するために、加盟国の関係当局と常に協力しなければならない。

第二十二項 國際連合のための任務を遂行する専門家(第五条の範囲に属する職員を除く。)は、その任務に關する旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を独立して遂行するためには必要な特権及び免除を与えられる。この専門家は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

第二十三項 特権及び免除は、國際連合の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に与えられる便益と同一の便益と同一の便益

(f) 手荷物に關して、外交使節に与えられる免除及び便益と同一の免除及び便益

(g) 國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えられる。

第二十四項 國際連合は、その職員に対し國際連合通行証を發給することができる。加盟国の当局は、第二十五項の規定を考慮し、この通行証を有効な旅行證明書と認めること。

(h) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、国際連合を当事者とするもの

(i) 公的地位により免除を享有する国際連合の職員に関する紛争。ただし、事務総長がその免除を放棄していない場合に限る。

(j) この条の規定は、國際連合憲章第六十三条の規定に基づいて連携関係のために締結された協定が規定する場合には、専門機関の同等の地位にある職員に適用することができる。

第二十五項 これの条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

第二十六項 専門家その他の者で、國際連合通行証を所持していないが國際連合の用務で旅行している当事者により最終的なものとして受諾される。

第二十七項 國際連合の用務で国際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えられる。

第二十八項 この条の規定は、國際連合憲章第六十三条の規定に基づいて連携関係のために締結された協定が規定する場合には、専門機関の同等の地位にある職員に適用することができる。

第八条 紛争の解決

第二十九項 國際連合は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならぬ。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、国際連合を当事者とするもの

(b) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

(c) から生ずるすべての紛争は、当事者が他の解決方法によることを合意する場合を除き、國際司法裁判所に付託する。紛争が国際連合と加盟国との間に生じた場合には、紛争に含まれる法律問題について

(d) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

(e) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

(f) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

(g) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

(h) この条の規定は、國際連合通行証を携帶して旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便益と同一の便益を与えなければならない。

第十五項 第十一項、第十二項及び第十三項の規定は、代表者とその代表者が国民である國又はその代表者が代表する若しくは代表した國の當局との間には、適用しない。

第十六項 この条において「代表者」とは、代表団のすべての代表、代表者

表代理、顧問、技術専門家及び書記を含むものとする。

第十七項 事務総長は、この条及び第七条の規定の適用を受ける職員の種類を定める。事務総長は、この種類を總会に提出する。この種類は、その後、すべての加盟国に政府に通知される。この種類に含まれる職員の氏名は、隨時加盟国

の政府に通知される。

第十八項 國際連合の職員は、

公的資格で行なつた口頭又は

書面による陳述及びすべての行

動に關して、訴訟手續を免除さ

れる。

第十九項 第十八項に定める免除及

く際に家具及び携帯品を無税で

輸入する権利を有する。

第二十項 特権及び免除は、国際連

合の利益のために職員に与えられ

るものであつて、職員個人の一身

上の便宜のために与えられるもの

ではない。事務総長は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害

するものであり、かつ、国際連合

の利益を害することなくこれを放

棄することができると判断する場

合には、その免除を放棄する権利

を受ける権利

最終条項

第三十一項 この条約は、国際連合のすべての加盟国に対し加入のため提案する。

第三十二項 加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することにより行なう。この条約は、各加盟国の加入書が寄託された日にその加盟国について効力を生ずる。

第三十三項 事務総長は、各加入書の寄託を国際連合のすべての加盟国に通報する。

第三十四項 加入書が加盟国のために寄託されたときは、その加盟国は、自国の法令に基づいてこの条約の規定を実施することができる。

第三十五項 この条約は、国際連合と加入書を寄託したすべての加盟国との間で、同加盟国が国際連合加盟国である限り、又はこの条約の改正が総会により承認され、かつ、同加盟国がその改正条約の当事国となるまで、引き続き効力を有する。

第三十六項 事務総長は、この条約の規定を調整する補足的協定を二以上以上の加盟国との間に、これららの加盟国に関する限りにおいて、締結することができる。この補足的協定は、各場合に総会の承認を受けなければならない。

第三十七項 事務総長は、この条約七十九(II)号により、次の条約を承認し、かつ、受諾のため専門機関に対し並びに加入のため国際連合の各加盟国及び一又は二以上の専門機関の他の各加盟国に対し提案する。

第三十八項 定義及び適用範囲専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬一郎殿

専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際連合食糧農業機関

国際連合教育科学文化機関

国際民間航空機関

国際通貨基金

国際復興開発銀行

世界保健機関

万国郵便連合

国際電気通信連合

その他国際連合憲章第五十

七条及び第六十三条の規定に基

従つて国際連合と連携関係を

有する機関

(j) (i) (h) (g) (f) (e) (d) (c) (b)

国際連合食糧農業機関

国際連合教育科学文化機関

国際民間航空機関

国際通貨基金

国際復興開発銀行

世界保健機関

万国郵便連合

国際電気通信連合

その他国際連合憲章第五十

七条及び第六十三条の規定に基

従つて国際連合と連携関係を

有する機関

(k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)

専門機関が招集した国際会

議

(3)

専門機関の委員会

(4)

「事務局長」とは、「事務局長」の委員会

(vii)

「事務局長」とは、「事務局長」の名称のいかんを問はず当該専門機関の事務局職員の長をいう。

第二項 第三十七項の規定に従いこの条約の適用を受ける専門機関のいずれかに関するこの条約の各当事国は、その専門機関に対し又はその専門機関に關連して、基準条項に定める特権及び免除を同条項に定める条件の下に与えなければならぬ。その基準条項は、第三十六項及び第三十八項の規定に従つて送付されたその専門機関に関する附屬書の最終本文（又はその改正本文）によつて修正されたものとする。

第三項 第三十九項及び第四十

条の規定に従つて送付した附屬書の最終本文（又はその改正本文）によつて修正された基準条項をいう。

第四項 第五条及び第七条の規定の適用上、「加盟国の代表者」とは、代理團のすべての代表者、代理記を含むものとする。

(iv)

第三条の規定の適用上、「財産及び資産」とは、専門機関がその基本的文書に定める任務の遂行のために管理する財産及び基金をも含む。

(v)

第五条及び第七条の規定の適用上、「加盟国の代表者」とは、代理團のすべての代表者、代理記を含むものとする。

(vi)

第三条 財産、基金及び資

(vii)

第三条 財産、基金及び資

(viii)

第三条 財産、基金及び資

(ix)

第三条 財産、基金及び資

(x)

第三条 財産、基金及び資

(xi)

第三条 財産、基金及び資

(xii)

第三条 財産、基金及び資

(xiii)

第三条 財産、基金及び資

(xiv)

第三条 財産、基金及び資

(xv)

第三条 財産、基金及び資

(xvi)

第三条 財産、基金及び資

(xvii)

第三条 財産、基金及び資

(xviii)

第三条 財産、基金及び資

(xix)

第三条 財産、基金及び資

(xx)

第三条 財産、基金及び資

(xxi)

第三条 財産、基金及び資

(xxii)

第三条 財産、基金及び資

執行の措置には及ばないものと了解される。専門機関の構内は、不可侵とする。専門機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、所在のいかんを問わず、執行上、行政上、司法上又は立法上の措置のいずれかによる搜索、徵發、没収、收用その他の形式の干渉を免除される。

第六項 専門機関の記録及び一般の種類の管理、規制又はモラトリアムによつても制限されることなく、専門機関が所有し、又は保管する文書は、所在のいかんを問わず、不可侵とする。

第七項 専門機関は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリアムによつても制限されることなく、専門機関が持つ、及びかかる通貨を一國から他国へ又は一国内において移動勘定をも設けることができる。

(b) 基金、金又は通貨を一國から

も保持し、及びかかる通貨の通貨と交換することができない。

(a) 基金、金又はいかなる通貨を

も保持し、及びかかる通貨の通貨と交換することができない。

執行の措置には及ばないものと了解される。専門機関の構内は、不可侵とする。専門機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、その利益を害すことなく、その申入れを実施することができる。ただし、妥当な考慮を払わなければならぬ。

第九項 専門機関及びその資産、取扱いの他の財産は、

すべての直接税を免除され

る。もともと、免除の放棄は、(1) 専門機関の総会及び理事会(2) 専門機関の基本的文書に定める委員会(3) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(4) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(5) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(6) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(7) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(8) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(9) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(10) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(11) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(12) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(13) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(14) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(15) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(16) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(17) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(18) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(19) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(20) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(21) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(22) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(23) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(24) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(25) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(26) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(27) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(28) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(29) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(30) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(31) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(32) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(33) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(34) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(35) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(36) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(37) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(38) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(39) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(40) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(41) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(42) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(43) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(44) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(45) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(46) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(47) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(48) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(49) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(50) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(51) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(52) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(53) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(54) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(55) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(56) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(57) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(58) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(59) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(60) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(61) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(62) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(63) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(64) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(65) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(66) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(67) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(68) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(69) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(70) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(71) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(72) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(73) 専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件(74) 専門機関の特権

その専門機関の利益を害することなくこれを放棄することができる

と判断するときは、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第二十三項 各専門機関は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの条に掲げる特権、免除及び便益に関連する濫用の発生を防止するため

に、加盟国の関係当局と常に協力しなければならない。

第七条 特権の濫用

第二十四項 この条約のいずれかの当事国がこの条約によつて与えられた特権又は免除の濫用があつた場合には、濫用があつたと認める場合には、濫用が繰り返されないことを確保

(I) **加盟国の代表者又は第二十**
一項の規定に基づき外交使節の免労を享有する者は、その國に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続に従う場合のほか、その國からの退去を要求されることはないと認めた場合に、その國と関係専門機関との間で協議を行なわなければならぬ。この協議によりその國及び当該関係専門機関にとつて満足な結果が得られなかつた場合には、特権又は免除の濫用があつたと認めたところの問題は、第三十二項の規定に従つて国際司法裁判所に付託するものとする。国際司法裁判所がその濫用があつたと認めたときは、その國と関係専門機関との間で協議を行なわなければならぬ。この協議によつて影響を受けたこの条約の当事国は、当該専門機関に通告した後、その専門機関に對して退去に關する手続が執られる場合には、その専門機関の事務局長は、その手続が執られない。職員に対しても退去に關する手続が執られる場合には、その専門機関の事務局長は、その手続が執られない。職員に代わつてこれに参加する職員に代わつてこれに参加する権利を有する。

1 専門機関が招集した会合における加盟国の代表者でその任務

の遂行中及び会合地への往復の旅行中のもの並びに第十八項に掲げる職員は、公的資格による活動を理由として、その任務を遂行している國から退去するよ

うその地域の当局によつて要求されることはない。もつとも、

その國における公的任務以外の活動のためこれらの代表者又は職員が滞在の特権を濫用した場合には、その國の政府は、2の規定に従うことを条件として、これらの者に退去を要求するこ

とができる。

第二十六項 専門機関の職員は、国際連合事務総長と専門機関の権限のある当局との間に締結される行政的取締に従い、国際連合通行証を使用する権利を有する。この通行証を発給する特別の権限は、専門機関に委任することができる。

国際連合事務総長は、このようにして締結された行政的取締をこの条約の各当事国に通告する。

第二十七項 この条約の当事国は、専門機関の職員に対して発給される国際連合通行証を有効な旅行証明書と認める。

第二十八項 国際連合通行証を所持する専門機関の職員からその専門機関の用務で旅行しているという証明書を添附して査証の申請(その必要がある場合)があつたときは、なるべくすみやかに処理しなければならない。さらに、この所持者には、すみやかに旅行することができるよう便益を与えないければならない。

第二十九項 専門家その他の者で、国際連合通行証を所持していないが専門機関の用務で旅行しているという証明書を有するものには、

第三十項 専門機関の用務で国際連合通行証を携帯して旅行する専門機関の事務局長、事務次長、部長

行の便益と同一の便益を与える。第九条 紛争の解決

第三十一項 各専門機関は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、専門機関を当事者とするもの

(b) 公的地位により免除を享有する専門機関の職員に関する紛争。ただし、その免除が第二十二項の規定に従つて放棄されていない場合に限る。

第三十二項 この条約の解釈又は適用から生ずるすべての紛争は、当事者が他の解決方法によることを合意する場合を除き、国際司法裁判所に付託する。紛争が専門機関と加盟国との間に生じた場合には、紛争に含まれる法律問題については、国際連合憲章第九十六条及び規定並びに国際連合と当該専門機関との間に締結される協定の関係規定に従つて勧告的意見を要請する。裁判所が与えた意見は、関係当事者により最終的なものとして受諾される。

第三十三項 この条約は、各専門機関が、国際連合事務総長に対し、関係附属書の最終本文を送付し、された基準条項の受諾並びに第八項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第三十一項、第三十二項、第四十二項及び

第三十四項 この条約の規定は、各

がその基本的文書により与えられている任務に照らして解釈しなければならない。

第三十五項 附屬書IからKまでの草案は、その草案中に記載する専門機関に対して勧告される。第一項に名称が掲げられていない専門機関に対しては、国際連合事務総長は、経済社会理事会が勧告する附屬書草案を送付する。

第三十六項 各附屬書の最終本文は、関係専門機関がその基本的文書に定める手続に従つて承認したものでなければならない。各専門機関が承認した附屬書の謄本は、当該専門機関によつて国際連合事務総長に送付され、かつ、第三十

五項に掲げる草案に代わるものとする。

第三十七項 この条約は、各専門機関が、国際連合事務総長に対し、関係附属書の最終本文を送付し、された基準条項の受諾並びに第八

九項、その最終本文に従つて修正された基準条項の受諾並びに第

四十五項の規定(ただし、附属書の最終本文を専門機関の基本的文書に一致させるために必要と認められる第三十二項の規定の修正を行

なうこと)を妨げない。並びに専門機関に義務を課している附屬書の規定を実施する約束を通報した時に、それぞれその専門機関に適用する。事務総長は、国際連合のすべての加盟国及び専門機関のその他の加盟国に対し、この項の規定

(II) **第二十一項の規定の適用を受ける職員は、その国外へ派遣されない職員は、その国外の外務大臣の承認がある場合のほか、その國からの退去を命令されることはない。**

第三十項 専門家その他の者で、国際連合通行証を所持していないが専門機関の用務で旅行しているという証明書を有するものには、

第三十一項 専門機関に対する適用基準条項、第三十六項及び第三十八項に定める便益と同様の便益を与えるなければならない。

第三十二項 基準条項、第三十六項及び第三十八項に定める各専門機関に關する附屬書の最終本文(又はその改正本文)に規定する修正及び第三十九項に規定する修正に従うことを条件として、当該専門機関に適用する。

第三十三項 この条約の規定は、各

加盟国に於ける専門機関の用務で国際連合通行証を携帯して旅行する専門機関の事務局長、事務次長、部長

その他部長より低くない地位にある職員は、外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる旅

行の便益と同一の便益を与える。

第三十項 この条約の規定は、各

専門機関について、その専門機関

に基づいて送付されるすべての附屬書の最終本文及び第三十八項の規定に基づいて送付されるその改正本文の認証謄本を送付する。

第三十八項 専門機関が第三十六項の規定に基づいて附屬書の最終本文を送付した後にその基本的文書に定める手続に従つてその最終本文の改正を承認したときは、専門機関は、その改正本文を国際連合事務総長に送付する。

第三十九項 この条約の規定は、いかなる意味においても、いかなる国の専門機関が現に与えているか、又は今後与える特権及び免除を制限し、又は害するものではない。この条約は、この条約の規定を調整し、又はこの条約により与えられる特権はこの条約により与えられた専門機関との間に締結することを妨げるものと解してはならない。

第四十項 第三十六項の規定に基づいて専門機関が国際連合事務総長に送付する附屬書の最終本文（又は第三十八項の規定に基づいて送付するその改正本文）によつて修正される基準条項は、当該専門機関の現行の基本的文書の規定に合致するものとする。また、基準条項に合致させるために基本的文書

の改正が必要であるときは、その改正は、当該専門機関の基本的文書に定める手続に従つて附屬書の最終本文（又はその改正本文）の交付前に効力を生じるものとする。

この条約は、専門機関の基本的文書のいかなる規定又は別にその専門機関有りし、取得し、若しくは負担するいかなる権利若しくは義務をも廢棄し、又は害するよう適用してはならない。

第十二条 最終規定

第四十一項 国際連合加盟国及び専門機関の加盟国（ただし、第四十二項の規定を除く。）のこの条約への加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することにより行なわれ、その寄託の日に効力を生ずる。

第四十二項 関係各専門機関は、その加盟国であつて国際連合加盟国でないものに対し、関係附属書とともにこの条約の本文を通報し、かつ、当該専門機関に関するこの条約への加入書を国際連合事務総長に通報する。

第四十三項 この条約の各当事国は、その加入書において、この条約の規定を適用することを約束する。又は二以上の専門機関を指定

するものとする。この条約の各当事国は、その後も、国際連合事務総長に対する文書による通告によつて修正されたこの条約の規定を自己の法令に基づいて実施することができるものと了解される。

第四十七項

1 2及び3の規定を留保して、告は、事務総長がその通告書を受領した日に効力を生ずる。

第四十四項 この条約は、この条約が第三十七項の規定に従つていずれかの専門機関に適用され、かかる専門機関に適用され、かつ、自分が改正条約又は附属書の改正条約又は附属書の改正本文がその

第四十五項 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国、専門機関のすべての加盟国及び専門機関の事務局長に対し、第四十一項の規定に基づいて受領した各加入書及び第四十三項の規定に基づいて受領したその後の通告書の寄託書を通報する。専門機関の事務局長は、国際連合事務総長及びその専門機関の加盟国に対し、第四十二項の規定に基づいて寄託された加入書の寄託を通報する。

第四十六項 加入書又はその後の通告書がいずれかの国のために寄託されたときは、その国は、その加入書において、この条約の規定を適用することを約束する。又は二以上の専門機関を指定

するものとする。この条約の各当事国は、その後も、国際連合事務総長に対する文書による通告によつて修正されたこの条約の規定を自己の法令に基づいて実施することができるものと了解される。

第四十九項

1 2及び3の規定を留保して、

第四十八項 国際連合事務総長は、

第四十九項 国際連合事務総長は、

第五十項 国際連合事務総長は、

第五十一項 国際連合事務総長は、

第五十二項 国際連合事務総長は、

第五十三項 国際連合事務総長は、

第五十四項 国際連合事務総長は、

第五十五項 国際連合事務総長は、

第五十六項 国際連合事務総長は、

第五十七項 国際連合事務総長は、

第五十八項 国際連合事務総長は、

第五十九項 国際連合事務総長は、

第六十項 国際連合事務総長は、

第六十一項 国際連合事務総長は、

第六十二項 国際連合事務総長は、

第六十三項 国際連合事務総長は、

第六十四項 国際連合事務総長は、

第六十五項 国際連合事務総長は、

第六十六項 国際連合事務総長は、

第六十七項 国際連合事務総長は、

第六十八項 国際連合事務総長は、

第六十九項 国際連合事務総長は、

第七十項 国際連合事務総長は、

第七十一項 国際連合事務総長は、

第七十二項 国際連合事務総長は、

第七十三項 国際連合事務総長は、

第七十四項 国際連合事務総長は、

第七十五項 国際連合事務総長は、

第七十六項 国際連合事務総長は、

第七十七項 国際連合事務総長は、

第七十八項 国際連合事務総長は、

第七十九項 国際連合事務総長は、

第八十項 国際連合事務総長は、

第八十一項 国際連合事務総長は、

第八十二項 国際連合事務総長は、

第八十三項 国際連合事務総長は、

第八十四項 国際連合事務総長は、

第八十五項 国際連合事務総長は、

第八十六項 国際連合事務総長は、

第八十七項 国際連合事務総長は、

第八十八項 国際連合事務総長は、

第八十九項 国際連合事務総長は、

第九十項 国際連合事務総長は、

第九十一項 国際連合事務総長は、

第九十二項 国際連合事務総長は、

第九十三項 国際連合事務総長は、

第九十四項 国際連合事務総長は、

第九十五項 国際連合事務総長は、

第九十六項 国際連合事務総長は、

第九十七項 国際連合事務総長は、

第九十八項 国際連合事務総長は、

第九十九項 国際連合事務総長は、

第一百項 国際連合事務総長は、

第一百一項 国際連合事務総長は、

第一百二項 国際連合事務総長は、

第一百三項 国際連合事務総長は、

第一百四項 国際連合事務総長は、

第一百五項 国際連合事務総長は、

第一百六項 国際連合事務総長は、

第一百七項 国際連合事務総長は、

第一百八項 国際連合事務総長は、

第一百九項 国際連合事務総長は、

第一百十項 国際連合事務総長は、

第一百十一項 国際連合事務総長は、

第一百十二項 国際連合事務総長は、

第一百十三項 国際連合事務総長は、

第一百十四項 国際連合事務総長は、

第一百十五項 国際連合事務総長は、

第一百十六項 国際連合事務総長は、

第一百十七項 国際連合事務総長は、

第一百十八項 国際連合事務総長は、

第一百十九項 国際連合事務総長は、

第一百二十項 国際連合事務総長は、

第一百二十一項 国際連合事務総長は、

第一百二十二項 国際連合事務総長は、

第一百二十三項 国際連合事務総長は、

第一百二十四項 国際連合事務総長は、

第一百二十五項 国際連合事務総長は、

第一百二十六項 国際連合事務総長は、

第一百二十七項 国際連合事務総長は、

第一百二十八項 国際連合事務総長は、

第一百二十九項 国際連合事務総長は、

第一百三十項 国際連合事務総長は、

第一百三十一項 国際連合事務総長は、

第一百三十二項 国際連合事務総長は、

第一百三十三項 国際連合事務総長は、

第一百三十四項 国際連合事務総長は、

第一百三十五項 国際連合事務総長は、

第一百三十六項 国際連合事務総長は、

第一百三十七項 国際連合事務総長は、

第一百三十八項 国際連合事務総長は、

第一百三十九項 国際連合事務総長は、

第一百四十項 国際連合事務総長は、

第一百四十一項 国際連合事務総長は、

第一百四十二項 国際連合事務総長は、

第一百四十三項 国際連合事務総長は、

第一百四十四項 国際連合事務総長は、

第一百四十五項 国際連合事務総長は、

第一百四十六項 国際連合事務総長は、

第一百四十七項 国際連合事務総長は、

第一百四十八項 国際連合事務総長は、

第一百四十九項 国際連合事務総長は、

第一百五十項 国際連合事務総長は、

第一百五十一項 国際連合事務総長は、

第一百五十二項 国際連合事務総長は、

第一百五十三項 国際連合事務総長は、

第一百五十四項 国際連合事務総長は、

第一百五十五項 国際連合事務総長は、

第一百五十六項 国際連合事務総長は、

第一百五十七項 国際連合事務総長は、

第一百五十八項 国際連合事務総長は、

第一百五十九項 国際連合事務総長は、

第一百六十項 国際連合事務総長は、

第一百六十一項 国際連合事務総長は、

第一百六十二項 国際連合事務総長は、

第一百六十三項 国際連合事務総長は、

第一百六十四項 国際連合事務総長は、

第一百六十五項 国際連合事務総長は、

第一百六十六項 国際連合事務総長は、

第一百六十七項 国際連合事務総長は、

第一百六十八項 国際連合事務総長は、

第一百六十九項 国際連合事務総長は、

第一百七十項 国際連合事務総長は、

第一百七十一項 国際連合事務総長は、

第一百七十二項 国際連合事務総長は、

第一百七十三項 国際連合事務総長は、

第一百七十四項 国際連合事務総長は、

第一百七十五項 国際連合事務総長は、

第一百七十六項 国際連合事務総長は、

第一百七十七項 国際連合事務総長は、

第一百七十八項 国際連合事務総長は、

第一百七十九項 国際連合事務総長は、

第一百八十項 国際連合事務総長は、

第一百八十一項 国際連合事務総長は、

第一百八十二項 国際連合事務総長は、

第一百八十三項 国際連合事務総長は、

第一百八十四項 国際連合事務総長は、

第一百八十五項 国際連合事務総長は、

第一百八十六項 国際連合事務総長は、

第一百八十七項 国際連合事務総長は、

第一百八十八項 国際連合事務総長は、

第一百八十九項 国際連合事務総長は、

第一百九十項 国際連合事務総長は、

第一百九十一項 国際連合事務総長は、

第一百九十二項 国際連合事務総長は、

第一百九十三項 国際連合事務総長は、

第一百九十四項 国際連合事務総長は、

第一百九十五項 国際連合事務総長は、

第一百九十六項 国際連合事務総長は、

第一百九十七項 国際連合事務総長は、

第一百九十八項 国際連合事務総長は、

第一百九十九項 国際連合事務総長は、

第二百項 国際連合事務総長は、

第二百一項 国際連合事務総長は、

第二百二項 国際連合事務総長は、

第二百三項 国際連合事務総長は、

第二百四項 国際連合事務総長は、

第二百五項 国際連合事務総長は、

第二百六項 国際連合事務総長は、

第二百七項 国際連合事務総長は、

第二百八項 国際連合事務総長は、

第二百九項 国際連合事務総長は、

第二百十項 国際連合事務総長は、

第二百十一項 国際連合事務総長は、

第二百十二項 国際連合事務総長は、

第二百十三項 国際連合事務総長は、

第二百十四項 国際連合事務総長は、

第二

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 専門

附錄書IV

基準条項は、次の規定に従うこととを条件として、国際連合教育科学文化機関（以下「機関」という。）に適用する。

- 第五条並びに第七条第二十五項
1及び2(1)の規定は、機関の総会の
議長並びに執行委員会の委員、そ
の代理者及び顧問にも適用する。
ただし、執行委員会の委員、及
び未未成年の子は、国際法に従つて
外交使節に与えられ、かつ、第六
条第二十一項の規定が各専門機関
の事務局長に保証する特権、免除
及び便益を享有する。

2 機関の事務次長、その配偶者及
び未未成年の子は、国際法に従つて
外交使節に与えられ、かつ、第六
条第二十一項の規定が各専門機関
の事務局長に保証する特権、免除
及び便益を享有する。

3 (i) 機関の委員会の職務を遂行
し、又は機関のための任務を遂
行する専門家（第六条の範囲に
属する職員を除く。）は、その委
員会の職務又は任務の効果的な
遂行（これらの職務又は任務に
関連する旅行に費やす時間を含
む。）のために必要である限り、
次の特権及び免除を与えられ
る。

(a) 身柄の逮捕又は手荷物の押
収の免除

(b) 公的任務を遂行中に前記の
者が行なつた口頭又は書面に
による陳述及び行動に關して、

63

〔1〕 特権及び免除は、機関の利益のために機関の専門家に与えられるものであつて、専門個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができる。と判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有す。

- (ii) 特権及び免除は、機関の利益のために機関の専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することとなくこれを放棄することができる」と判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

附屬書Ⅳ

国際通貨基金

この条約(この附屬書を含む。)は、次の規定に従うことを条件として、国際通貨基金(以下「基金」という。)に適用する。

卷之三

た、基金又はその加盟国、総務、理事、代理、職員若しくは使用人に対し基金協定により又は基金の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令その他によつて与えられる権利、特權又は免除を害し、又は制限するものではない。

- 国際復興開発銀行
この条約の附屬書を含む。)は、
次の規定に従うことと条件として、
国際復興開発銀行(以下「銀行」と
いふ。)に適用する。

國際復興

この条約（この附屬書を含む。）は、
次の規定に従うことを条件として、
国際復興開発銀行（以下「銀行」と
いふ。）に適用する。

- 「銀行に対する訴えは、銀行の加盟国で、その領域内において銀行が事務所を有しているか、訴訟に関する送達若しくは告知を受けたため代理人を任命しているか、又は証券の発行若しくは保証を行なつたものの管轄裁判所においてのみ提起することができる。もつとも、加盟国若しくはその代理人又は加盟国から請求権を承継した者は、訴え提起してはならない

國際通貨

この条約(この附屬書を含む。)は、
次の規定に従うことを条件として、
国際通貨基金(以下「基金」という。)

- に適用する。
1 基準条項の第三十二項の規定
は、基金がもつぱらこの条約に基
づいて享有する特権及び免除で、
基金が基金協定その他に基づいて

世界保健機関
附屬書VII（改正本文）

附屬書VI（改正本文）

- 第五条並びに第七条第二十五項
1及び2(1)の規定は、機関の執行理事会の理事、その代理及び顧問にも適用する。ただし、これらの者に関する免除の第十六項の規定に

世界保健機関
附屬書VII（改正本文）

〔機関――上、下。〕に適用する。

- 第五条並びに第七条第二十五項
1及び2(1)の規定は、機関の執行理事会の理事、その代理及び顧問にも適用する。ただし、これらの者に関する免除の第十六項の規定に

い。銀行の財産及び資産は、所在

基づく放棄は、執行理事会が行な

2
i) 幾つかの委員会の職務を遂行

機関の運営上の取扱いを進行し、又は機関のための任務を遂行する専門家（第六条の範囲に属する職員と余り）は、その委

- 員会の職務又は任務の効果的な遂行（これらの職務又は任務に関連する旅行に費やす時間を含む。）のために必要である限り、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除

(b) 公的任務を遂行中に前記の者が行なつた口頭又は書面による陳述及び行動に関する類似の訴訟手続の免除。この免除は、その者が機関の委員会の職務を遂行しなくなつた場合又はその機関のための任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えられる。

(c) 通貨及び為替の制限並びに手荷物に関する、一時的な公的任務を有する外國政府の公務員に与えられる便益と同一の便益

(d) すべての書類及び文書の不可侵

(e) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

び占有者のいかんを問わず、協会に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は執行を免除される。」

2 基準条項の第三十二項の規定は、協会がこの条約に基づいて享有する特権及び免除で、協会が協会協定その他に基づいて要求することができる特権及び免除に含まれないものの解釈又は適用から生ずる紛争についてのみ適用する。

3 この条約(この附屬書を含む)の規定は、協会協定を修正し、又は改正するものではなく、また、その修正又は改正を要求するものではない。これらの規定は、また、協会又はその加盟国、総務、理事、代理、職員若しくは使用人に対し協会協定により又は協会の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令そのによつて与えられる権利、特権又は免除を害し、又は制限するものではない。

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月十一日

参議院議長 重宗 雄二
衆議院議長 清瀬一郎殿

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号たゞし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定

第一項 この協定において、
(i) 「機関」とは、国際原子力機関をいう。
(ii) 第三条の規定の適用上、「財産及び資産」とは、機関がその憲章に定める任務を遂行するために保管し、又は管理する財産及び基金を含む。

第二項 機関並びに、所在地及び占有者のいかんを問わず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特別の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、執行の措置には及ばないものと了解される。

第三項 機関並びに、所在地及び占有者のいかんを問わず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特別の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、執行の措置には及ばないものと了解される。

第四項 機関の構内は、不可侵とする。機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、執行上、行政上、司法上又は立法上の措置のいずれかによる捜索、徴発、没収、収用その他の形式の干渉を免除される。

第五項 機関の記録及び一般に機関が所有し、又は保管する文書は、所在のいかんを問わず、不可侵とする。

第六項 機関は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリームによつても制限されることなく、勘定をも設けることができる。

(a) 基金、金又はいかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) 基金、金又は通貨を一国から他国へ又は一国内において移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができ

きは、これを受諾するよう要請する。

第一項 この協定において、
(i) 「機関」とは、国際原子力機関をいう。
(ii) 第三条の規定の適用上、「財産及び資産」とは、機関がその憲章に定める任務を遂行するため

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。
(c) 訴えを提起すること。

第三項 財産、基金及び資産を提出すること。

第四項 機関並びに、所在地及び占有者のいかんを問わず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特別の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、執行の措置には及ばないものと了解される。

第五項 機関がその公用のために輸入し、又は輸出する物品は、輸入税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

(a) すべての直接税を免除され
る。もつとも、機関は、事実上公益事業の使用料に過ぎない税の他の財産は、

第六項 機関は、第六項の規定に基づく税並びに動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部をなすもの免除を要求しない。もつと

第七項 機関は、第六項の規定に基づく税並びに動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部をなすもの免除を要求しない。もつと

第八項 機関及びその資産、収入その他の財産は、

(a) すべての直接税を免除され
る。もつとも、機関は、事実上

公益事業の使用料に過ぎない税の他の財産は、

第九項 機関の刊行物に關しては、閑

禁止及び輸入及び輸出に対する税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

る。もつとも、この免除を受けた輸入した物品は、輸入された

国は、關税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

る。もつとも、この免除を受けた輸入した物品は、輸入された

国は、關税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

る。もつとも、この免除を受けた輸入した物品は、輸入された

国は、關税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

る。もつとも、この免除を受けた輸入した物品は、輸入された

国は、關税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除され

る。

第十項 機関の当事国は、機関が

公用のために財産の重要な購入を

し、又は譲り取ることができる場合

には、可能な限り税額の減免又は

還付のため適當な行政措置を執るものとする。

第十項 機関は、その公用通信に関して、この協定の各当事国の領域において、かつ、その国が当事国である國際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、並びに新聞及びラジオの情報のための報酬料金について、その国の政府が他の國の政府(外交使節団を含む)に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十一項 機関の公用信書その他の公用通信は、検閲してはならない。

機関は、暗号を使用し、かつ、その信書その他の公用通信を伝書使又は封印袋により発送し、及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交機関は、暗号を使用し、かつ、その信書その他の公用通信を伝書使又は封印袋により発送し、及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、同一の免除及び特權を有する。

この項の規定は、この協定の当事国と機関との間の合意により定める適當な安全保障上の措置を執ることを妨げるものと解してはならない。

第五条 加盟国の代表者

第十二項 機関が招集した会合における加盟国の代表者は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特權及び免除を享有する。

(a) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除並びに、公的資本の取扱いが居住を条件とする場合には、機関が招集した会合における。

格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

第四条 通信に関する便益

(b) すべての書類及び文書の不可侵

(c) 暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利

(d) 自己及び配偶者に關して、その任務の遂行のため入国し、又は通過する國において、出入國制限、外國人登録又は国民的服役義務の免除

(e) 通貨又は為替の制限に關して、一時的な公的任務を有する外國政府の代表者に与えられる便益と同一の便益

(f) 手荷物に關して、外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる免除及び便益と同一の免除及び便益

(g) 機関が招集した会合における加盟国の代表者に完全な言論の自由及び任務の遂行に当たつての完全な独立を保障するために、任務の遂行に當つて行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関する訴訟手続の免除

は、それらの者が任務の遂行に從事しなくなつた場合にも、引き続

き与えなければならない。

第十四項 なんらかの形式の課税上の取扱いが居住を条件とする場合には、機関が招集した会合における。

る加盟国の代表者がその任務の遂行のために加盟国に滞在する期間は、居住期間と認めない。

第十五項 特權及び免除は、加盟国

の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、機関に關連する任務を獨立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、加盟国は、自國の代表者に与えられる免

除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなく、これを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利を有するばかりでなく、それを放棄する義務を負う。

第十六項 第十二項、第十三項及び第十七項

第十四項の規定は、代表者が国民である國又はその代表者が代表する若しくは代表した國の當局については、適用しない。

第六条 職員

第十八項

(a) 機関の職員は、

(i) 公的資格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關して、訴訟手続を免除される。

(ii) 機関が支払つた給料及び手当に關して、國際連合の職員が享有する課税の免除と同一の課税の免除を同一の条件下に、出入國制限及び外國人登記を免除される。

第十九項 機関の職員は、国民的服務を免除される。ただし、この免除は、その職員が國民である

に、出入口に與えられる特權と同様に、配偶者及び扶養親族とともに、外交官に与えられる帰國の便益と同一の便益を享受する。

第二十項 第十八項及び第十九項に定める特權及び免除のほか、機関の事務局長(その不在の間これに代わつて行動する職員を含む)に、國際的危機の場合に外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる特權と同一の特權を享受する。

(iii) 配偶者及び扶養親族とともに、外交官に与えられる帰國の便益と同一の便益を享受する。

(iv) 為替の便益に關して、外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる特權と同一の特權を享受する。

(v) 配偶者及び扶養親族とともに、國際的危機の場合に外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる帰國の便益と同一の便益を享受する。

(vi) 当該國で最初にその地位につく際に家具及び携帯品を無税で輸入する権利を有する。

(vii) 機関の職員は、機関憲章第十二条の規定に基づく視察員の任務又は同憲章第十二条の規定に基づく計画審査員の任務の遂行中及びそれらの任務の遂行に当たつて公的資格で行なう往復の旅行中、それらの任務を効果的に遂行するため必要である限り、第七条に掲げるその他の特権及び免除を享受する。

第二十一項 特權及び免除は、機関の職員に対しても与えられる。

第二十二項 機関は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守

つ、當該國が承認した表にその者の任務により氏名が記載されているものに限る。

機関のその他の職員が國民的服務に招集されたときは、當該職員の要請に基づき、これらの職員の招集に対し、重要な事業の繼續に支障をきたさないために必要な一時的猶予を与えないければならない。

第二十三項 第二十二項に規定する職員に対しても、當該職員の利益のためにのみ職員に与えられるものであつて、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害するところなくこれを放棄することができる」と判断する場合に、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第二十四項 機関は、裁決の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守

を確保し、並びにこの条に掲げる特権、免除及び便益に関連する溢用の發生を防止するために、加盟國の關係當局と常に協力しなければならない。

第七条 機関のための任務

を行なう専門家

第二十三項 機関の委員会の職務を遂行し、又は機関のための任務

(機関憲章第十二条の規定に基づく視察員としての任務及び同憲章第十一条の規定に基づく計画審査員としての任務を含む。)を遂行する専門家(第六条の範囲に属する職員を除く。)は、その委員会の職務又は任務の効果的な遂行(これらの職務又は任務に関連する旅行に費やす時間を含む。)のために必要である限り、次の特権及び免�除を与えられる。

- (b) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除
- (c) 公的任務を遂行中に前記の者が行なつた口頭又は書面による陳述及び行動に関する種類の訴訟手続の免除。この免除は、その者が機関の職務を遂行しなくなつた場合又は機関のための任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えられる。
- (d) すべての書類及び文書の不可侵
- (e) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印

袋により書類及び信書を受ける権利

- (f) 通貨及び為替の制限に関して、一時的な公的任務を有する外國政府の代表者に与えられる便益と同一の便益

(手荷物に関して、外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる免除及び便益と同一の免除及び便益)

第二十四項 第二十三項(c)及び(d)の規定は、この協定の当事國と機関との間の合意により定める適当な安全保障上の措置を執ることを妨げるものと解してはならない。

第二十五項 特権及び免除は、機関の利益のために機関の専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第二十七項 機関が招集した会合における加盟國の代表者でその任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中のもの並びに第一項(v)に掲げる職員は、公的資格による活動の遂行によつて要求される理由として、その任務を遂行している國から退去するようその地域の當局によつて要求されることはないと想定される。

第二十八項 機関の職員は、機関の事務局長と國際連合事務総長との間に締結される行政的取極に従い、國際連合通行証を使用する権利を有する。機関の事務局長は、このようにして締結された行政的取極をこの協定の各当事國に通告する。

第三十項 この協定の当事国は、機関の職員に対して發給される國際連合通行証を有効な旅行証明書に掲げる免除を享有する者は、その國に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続で旅行しているという証明書添付して査証の申請(その必要がある場合)があつたときは、なるべくす

議を行なわなければならない。この協議によりその國及び機関にとつて満足な結果が得られなかつた場合には、特権又は免除の濫用があつたかどうかの問題は、第三十四項の規定に従つた手続によつて解決しなければならない。濫用があつたと認められたときは、濫用によつて影響を受けたこの協定の当事國は、機関に通告した後、機関に対し、濫用された特権又は免除の許可を停止する権利を有する。もつとも、特権又は免除の停止は、機関の主要な活動に干渉し、又は機関の主要な任務の遂行を阻害してはならない。

第二十九項 この協定のいすれかの当事国がこの協定によつて与えられる特権又は免除の濫用があつたと認める場合には、濫用があつたかどうかを決定するため、及び濫用があつたと決定したときはその濫用が繰り返えされないことを確保するため、その國と機関との間で協

退去を要求されることはない。

(b) 第二十項の規定の適用を受けない職員は、その國の外務大臣の承認がある場合のほか、その地域の當局によつてその國からの退去を命令されることはない。その承認は、機関の事務局長と協議した後でなければ与えられない。職員に対して退去に

が機関の用務で旅行しているといふやかに旅行することができるよう便益を与えるなければならない。

第三十一項 専門家その他の者で、國際連合通行証を所持していない職員は、機関の用務で旅行しているといふやかに旅行することができるよう便益を与えるものには、第三十項に定める便益と同様の便益を与えなければならない。

第三十二項 機関の用務で國際連合通行証を携帯して旅行する機関の事務局長、事務次長その他部長より低くない地位にある職員は、外交使節団中の同等の地位にある外交官に与えられる旅行の便益と同一の便益を与えられる。

第三十三項 機関は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争で、機関を当事者とするもの

(b) 公的的地位により免除を享有する機関の職員又は専門家に関する紛争。ただし、その免除が第二十一項又は第二十五項の規定に従つて放棄されていない場合に限る。

第三十四項 この協定の解釈又は適用から生ずるすべての紛争は、当事者が他の解決方法によることを

- (a) 加盟國の代表者又は第二十項に掲げる免除を享有する者は、その國に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続で旅行しているという証明書添付して査証の申請(その必要がある場合)があつたときは、なるべくす

業の継続的実行可能性及び健全性に關し、又はこの協定に基づく政府の責任の履行に關して特別基金が要請することがある文書(会計記録、明細書その他の関係情報)を特別基金に対して提供するものとする。

2 特別基金はこの協定に基づき実施される事業に関する活動の進捗状況について政府が常に通報されているようによることを約束する。いずれの一方の当事者も、この協定に基づき行なわれるすべての活動の進捗状況を隨時観察する権利を有する。

3 政府は、事業の完了後において、特別基金に対し、その要請に基づき、事業から得られた利益及び事業の目的を促進するために行なわれた活動に関する情報を提供するものとし、かつ、特別基金によるこのための観察を許すものとする。

4 政府は、また、実施機関に対する事業の実施のための必要又は適当な事業に関するすべての情報を提供し、事業の実施のために必要又は適当な事業に関するすべての情報を提供し、並びに事業から得られた利益及び事業の目的を促進するために行なわれた活動の事業完了後における評価のために必要又は適当なすべての情報を提供するものとする。

5 両当事者は、事業又は事業から得られた利益に関する情報を適宜公表することについて相互に協議するものとする。

第六条 特別基金及び実施機関に対し政府が提供する現地便益

1 政府は、事業の実施に当たり、作業計画の達成のために必要な、かつ、実行計画中に定められる次の現地便益に対し支払を行ない、又は行なわせることにより特別基金及び実施機関が日本国内に配置する専門家の現地生活費、翻訳者及びこれらに関連した補助を含む現地の事務的役務、国内における人員、需品及び備品の輸送

(d) 公用のための郵便及び電気通信信
2 この条の規定に基づき支払われる金額は、特別基金に対し支払われ、かつ特別基金の関係財政規則に基づいて管理されるものとする。

3 1に掲げる現地の役務及び便益で、政府が特別基金に対しその支払を行なわないものは、実行計画中に定められる限度において政府が現物で提供しなければならない。

4 政府は、また、次の現地の役務

1 政府は、実施機関、その財産、基金及び資産並びにその職員に対する事業に從事する専門家のための適当な医療の便益及び役務の適宜表示しなければならない。

2 政府は、この協定に基づいて日本に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供することを約束する。

3 政府は、特別基金、実施機関及びその職員をこの協定に基づく活動を妨げるような規則又はその他に規定の適用から除外するため必要な措置をとらなければならず、かつ、事業の迅速かつ効果的な実施に必要なその他の便益を与えることを約束する。

4 政府は、相互に及び実施機関と協議しながら場合には、すべての源泉から政府が受領する援助を効果的に調整し、かつ、利用するため、当事者はいかなる取扱いによっても変更されないものとする。

第七条 援助の利用

政府は、特別基金及び実施機関が与える援助を最も効果的に使用するため最善の努力を払い、かつ、この援助を、それが与えられた目的のために使用しなければならない。政府は、このために実行計画中に定められた措置をとらなければならない。

第八条 便益、特権及び免除

1 政府は、国際連合及びその機関(特別基金を含む)、その財産、基金及び資産並びにその職員に対する特権及び免除に関する条約の規定を適用するものとし、かつ、この協定に基づく活動に起因する請求又は責任については、特別基金、実施機関及び前記の者によるものとする。

2 この協定は、特別基金事務局長が政府からこの協定を受諾する旨の通告を受けた日に効力を生じ、3に基づき終了するまで引き続き効力を有する。

第九条 紛争の解決

この協定から生じ、又はこの協定に關連する政府と特別基金との間の紛争で、交渉又はその他の解決方法によつて解決することができないものは、いかなる他の当事者が要請するときは仲裁に付託するものとする。各当事者は、それぞれ仲裁人一人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人が第三の仲裁人を任命し、この仲裁人が議長となる。仲裁が要請された後三十日以内に任命された後十五日以内に第三の仲裁人が任命されない場合には、いかなる仲裁人が仲裁人の任命を要請することができる。仲裁手続は仲裁人が決定し、かつ、仲裁の費用は仲裁人の負担するところにより当事者が負担する。仲裁判断にはその判断の基礎となつた理由が付されなければならず、かつ、その判断は、当事者により紛争の最終判決として受諾されるものとする。

第十条 一般規定

1 この協定は、特別基金事務局長が政府からこの協定を受諾する旨の通告を受けた日に効力を生じ、3に基づき終了するまで引き続き効力を有する。

2 國連事項であつてこの協定に規定するものとする。

第三条 事業の実施における政府の参加及び寄与

1 政府は、この協定に基づく事業の実施に参加し、かつ、協力する

ものとする。政府は、特に、国内で入手することができる資材、備品、需品、労務及び専門的役務の提供を含め、実行計画において要求されるすべての措置を履行しなければならない。政府は、事業の場所に、それが特別基金及び実施機関が援助する事業であることを示す適當な標識を適宜表示しなければならない。

第五条 特別基金及び実施機関に対し政府が提供する現地便益

(a) 必要な事務所用場所並びにその他の土地及び建物

(b) 事業に從事する専門家のための適当な医療の便益及び役務

(c) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(d) 本国に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(e) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(f) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(g) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(h) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(i) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(j) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(k) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(l) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(m) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(n) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(o) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(p) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(q) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(r) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(s) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(t) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(u) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(v) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(w) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(x) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(y) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(z) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(aa) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(bb) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(cc) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(dd) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ee) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ff) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(gg) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(hh) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ii) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(jj) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(kk) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ll) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(mm) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(nn) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(oo) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(pp) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(qq) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(rr) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ss) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(tt) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(uu) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(vv) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ww) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(xx) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(yy) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(zz) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(aa) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(bb) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(cc) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(dd) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ee) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ff) 本邦に配置される専門家用の適当な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(gg) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(hh) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ii) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(jj) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(kk) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ll) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(mm) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(nn) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(oo) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(pp) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(qq) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(rr) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ss) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(tt) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(uu) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(vv) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ww) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(xx) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(yy) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(zz) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(aa) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(bb) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(cc) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(dd) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ee) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ff) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(gg) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(hh) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ii) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(jj) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(kk) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ll) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(mm) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(nn) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(oo) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(pp) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(qq) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(rr) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ss) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(tt) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(uu) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(vv) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ww) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(xx) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(yy) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(zz) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(aa) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(bb) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(cc) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(dd) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ee) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ff) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(gg) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(hh) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ii) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(jj) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(kk) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ll) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(mm) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(nn) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(oo) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(pp) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(qq) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(rr) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ss) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(tt) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(uu) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(vv) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(ww) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(xx) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(yy) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

(zz) 本邦に配置される専門家用の適當な住宅施設を発見するために、与えることができる助力を提供する

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

1月額表

甲 表

(—)

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

イ 月 類 表
甲 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
27,100	27,500	1,030	260	30	0	0	0	0	0	0	0	3,312	
27,500	28,100	1,070	290	60	0	0	0	0	0	0	0	3,388	
28,100	28,700	1,120	330	100	0	0	0	0	0	0	0	3,502	
28,700	29,300	1,170	370	140	0	0	0	0	0	0	0	3,616	
29,300	29,900	1,220	410	170	0	0	0	0	0	0	0	3,730	
29,900	30,500	1,270	450	210	0	0	0	0	0	0	0	3,853	
30,500	31,100	1,310	480	250	20	0	0	0	0	0	0	3,993	
31,100	31,700	1,360	520	290	60	0	0	0	0	0	0	4,185	
31,700	32,300	1,410	560	330	90	0	0	0	0	0	0	4,377	
32,300	32,900	1,460	600	370	130	0	0	0	0	0	0	4,569	
32,900	33,500	1,510	640	400	170	0	0	0	0	0	0	4,761	
33,500	34,100	1,580	680	440	210	0	0	0	0	0	0	4,938	
34,100	34,700	1,660	730	480	250	20	0	0	0	0	0	5,106	
34,700	35,300	1,740	780	530	290	60	0	0	0	0	0	5,266	
35,300	35,900	1,820	840	570	340	100	0	0	0	0	0	5,425	
35,900	36,500	1,900	890	610	380	150	0	0	0	0	0	5,584	
36,500	37,100	1,980	940	660	420	190	0	0	0	0	0	5,743	
37,100	37,700	2,060	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0	5,902	
37,700	38,300	2,140	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0	6,061	
38,300	38,900	2,220	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0	6,220	
38,900	39,500	2,300	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0	6,379	
39,500	40,100	2,390	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0	6,538	
40,100	40,700	2,470	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0	6,697	
40,700	41,300	2,550	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0	6,856	
41,300	41,900	2,630	1,380	1,090	790	540	300	70	0	0	0	7,015	
41,900	42,500	2,710	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0	7,174	
42,500	43,100	2,790	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	7,333	
43,100	43,700	2,870	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0	7,511	
43,700	44,300	2,950	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0	7,730	
44,300	44,900	3,030	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0	7,949	
44,900	45,500	3,110	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0	8,168	
45,500	46,500	3,220	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	8,387	
46,500	47,500	3,360	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0	8,752	
47,500	48,500	3,490	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0	9,117	
48,500	49,500	3,630	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0	9,482	
49,500	50,500	3,760	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	9,847	
50,500	51,500	3,900	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	50	10,212	
51,500	52,500	4,030	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	10,577	
52,500	53,500	4,170	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	10,942	
53,500	54,500	4,300	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	260	11,307	
54,500	55,500	4,440	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	11,672	
55,500	56,500	4,570	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	410	12,037	
56,500	57,500	4,710	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	240	
57,500	58,500	4,840	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	320	
58,500	59,500	4,980	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	
59,500	60,500	5,120	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	470	
60,500	61,500	5,280	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	550	
61,500	62,500	5,480	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	630	
62,500	63,500	5,680	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	720	
63,500	64,500	5,880	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	820	

イ 月額表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第一項第五 号の規定による税 額	
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											
64,500	65,500	6,080	4,560	4,120	3,680	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	920 15,550	
65,500	66,500	6,280	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	1,020 15,950	
66,500	67,500	6,480	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	1,120 16,350	
67,500	68,500	6,680	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	1,220 16,750	
68,500	69,500	6,880	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	1,320 17,150	
69,500	70,500	7,080	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420 17,550	
70,500	71,500	7,280	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	1,520 17,950	
71,500	72,500	7,480	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	1,670 18,350	
72,500	73,500	7,680	5,930	5,350	4,880	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	1,820 18,750	
73,500	74,500	7,880	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	1,970 19,150	
74,500	75,500	8,080	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	2,120 19,550	
75,500	76,500	8,280	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	2,270 19,950	
76,500	78,000	8,530	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	2,460 20,350	
78,000	79,500	8,830	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690 20,950	
79,500	81,000	9,130	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	2,910 21,550	
81,000	82,500	9,430	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140 22,150	
82,500	84,000	9,730	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	3,360 22,750	
84,000	85,500	10,030	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590 23,350	
85,500	87,000	10,350	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	3,810 24,042	
87,000	88,500	10,730	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	4,040 24,733	
88,500	90,000	11,100	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	4,260 25,408	
90,000	91,500	11,480	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920	4,490 26,083	
91,500	93,000	11,850	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	4,710 26,758	
93,000	94,500	12,230	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	4,940 27,433	
94,500	96,000	12,600	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	5,160 28,108	
96,000	97,500	12,980	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	5,430 28,783	
97,500	99,000	13,350	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	5,730 29,458	
99,000	100,500	13,730	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	6,030 30,133	
100,500	102,000	14,100	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	6,330 30,808	
102,000	103,500	14,480	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	6,630 31,483	
103,500	105,000	14,850	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	6,930 32,158	
105,000	106,500	15,230	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820	7,230 32,832	
106,500	108,000	15,600	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	8,280	8,700	8,120	7,530 33,508	
108,000	109,500	15,980	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420	7,830 34,183	
109,500	111,000	16,350	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720	8,130 34,858	
111,000	112,500	16,730	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,900	10,180	9,600	9,020	8,430 35,533	
112,500	114,000	17,100	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320	8,730 36,208	
114,000	115,500	17,480	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,650	10,920	10,200	9,620	9,030 36,908	
115,500	117,000	17,850	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920	9,330 37,733	
117,000	118,500	18,230	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,400	11,670	10,940	10,220	9,630 38,558	
118,500	120,000	18,610	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580	9,930 39,383	
120,000	122,000	19,130	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020	10,290 40,167	
122,000	124,000	19,730	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520	10,790 41,167	
124,000	126,000	20,330	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290 42,167	
126,000	128,000	20,930	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520	11,790 43,167	
128,000	130,000	21,530	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020	12,290 44,167	
130,000	132,000	22,130	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520	12,790 45,167	
132,000	134,000	22,730	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020	13,290 46,167	
134,000	136,000	23,330	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520	13,790 47,167	
136,000	138,000	23,930	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020	14,290 48,167	

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月額表
甲 表
(四)

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶養 親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額												
円 138,000 140,000 142,000 144,000 146,000 148,000 150,000 152,000 154,000 156,000 158,000 160,000 162,000 164,000 166,000 168,000 170,000 172,000 174,000 176,000 178,000 180,000 182,000 184,000 186,000 188,000 190,000 192,000 194,000 196,000 198,000 200,000 円	円 24,530 25,130 25,730 26,330 26,930 27,530 28,130 28,730 29,330 29,930 30,530 31,130 31,730 32,330 32,930 33,530 34,220 34,920 35,620 36,320 37,020 37,720 38,420 39,120 39,820 40,520 41,220 41,920 42,620 43,320 44,020 44,370 41,310 40,290 39,270 38,250 37,230 36,210 35,190 34,170 33,210 32,330	円 21,910 22,510 23,110 23,710 24,310 24,910 25,510 26,110 26,710 27,310 27,910 28,510 29,110 29,710 30,310 30,910 31,510 32,110 32,710 33,310 33,960 34,660 35,360 36,060 36,760 37,460 38,160 38,860 39,560 40,260 40,960 41,660 42,360 43,060 43,760 44,020 44,370 41,310 40,290 39,270 38,250 37,230 36,210 35,190 34,170 33,210 32,330	円 21,030 21,630 22,230 22,830 23,430 24,030 24,630 25,230 25,830 26,430 27,030 27,630 28,230 28,830 29,430 30,030 30,630 31,230 31,830 32,430 33,030 33,640 34,340 35,040 35,740 36,440 37,140 37,840 38,540 39,240 39,940 38,920 38,250 37,230 36,210 35,190 34,170 33,210 32,330	円 20,160 20,760 21,360 21,960 22,560 23,160 23,760 24,360 24,960 25,560 25,280 25,880 26,480 27,080 27,680 28,280 28,880 29,480 30,080 30,680 31,280 31,880 32,480 34,020 34,720 35,420 36,120 36,820 37,520 38,220 39,920 38,920 38,250 37,230 36,210 35,190 34,170 33,210 32,330	円 19,280 19,880 20,480 21,080 21,680 22,280 22,880 23,480 24,080 24,680 24,410 25,010 25,610 26,210 26,810 27,410 28,010 28,610 29,210 29,810 30,410 31,010 31,610 32,210 32,810 33,410 34,080 34,780 35,480 36,180 37,900 36,880 35,860 34,860 33,660 32,530 31,410 30,280 29,150 28,020 26,890 25,760 24,630 23,500 22,370 21,240 20,110 19,980 18,850 17,720 16,590 15,460 14,330 13,200 12,070 10,940 9,810 8,680 7,550 6,420 5,290 4,160 3,030 1,900 800	円 18,440 19,010 19,610 20,210 20,810 21,410 22,010 22,610 23,210 23,810 23,530 24,130 24,730 25,330 26,810 27,430 28,030 28,630 29,230 29,830 30,430 31,030 31,630 32,230 32,830 33,430 34,030 34,730 35,430 36,130 36,830 37,530 38,230 38,930 39,630 39,330 38,030 37,730 37,430 37,130 36,830 36,530 36,230 35,930 35,630 35,330 35,030 34,730 34,430 34,130 33,830 33,530 33,230 32,930 32,630 32,330 32,030 31,730 31,430 31,130 30,830 30,530 30,230 30,030 29,730 29,430 29,130 28,830 28,530 28,230 28,030 27,730 27,430 27,130 26,830 26,530 26,230 26,030 25,730 25,430 25,130 24,830 24,530 24,230 23,930 23,630 23,330 23,030 22,730 22,430 22,130 21,830 21,530 21,230 20,930 20,630 20,330 20,030 19,730 19,430 19,130 18,830 18,530 18,230 17,930 17,630 17,330 17,030 16,730 16,430 16,130 15,830 15,530 15,230 14,930 14,630 14,330 14,030 13,730 13,430 13,130 12,830 12,530 12,230 11,930 11,630 11,330 11,030 10,730 10,430 10,130 9,830 9,530 9,230 8,930 8,630 8,330 8,030 7,730 7,430 7,130 6,830 6,530 6,230 5,930 5,630 5,330 5,030 4,730 4,430 4,130 3,830 3,530 3,230 2,930 2,630 2,330 2,030 1,730 1,430 1,130 800	円 17,710 18,210 18,710 19,210 19,710 20,530 21,130 21,730 22,330 22,930 23,530 24,130 24,730 25,330 26,810 27,430 28,030 28,630 29,230 29,830 30,430 31,030 31,630 32,230 32,830 33,430 34,030 34,730 35,430 36,130 36,830 37,530 38,230 38,930 39,630 39,330 38,030 37,730 37,430 37,130 36,830 36,530 36,230 35,930 35,630 35,330 35,030 34,730 34,430 34,130 33,830 33,530 33,230 32,930 32,630 32,330 32,030 31,730 31,430 31,130 30,830 30,530 30,230 30,030 29,730 29,430 29,130 28,830 28,530 28,230 28,030 27,730 27,430 27,130 26,830 26,530 26,230 26,030 25,730 25,430 25,130 24,830 24,530 24,230 23,930 23,630 23,330 23,030 22,730 22,430 22,130 21,830 21,530 21,230 20,930 20,630 20,330 20,030 19,730 19,430 19,130 18,830 18,530 18,230 17,930 17,630 17,330 17,030 16,730 16,430 16,130 15,830 15,530 15,230 14,930 14,630 14,330 14,030 13,730 13,430 13,130 12,830 12,530 12,230 11,930 11,630 11,330 11,030 10,730 10,430 10,130 9,830 9,530 9,230 8,930 8,630 8,330 8,030 7,730 7,430 7,130 6,830 6,530 6,230 5,930 5,630 5,330 5,030 4,730 4,430 4,130 3,830 3,530 3,230 2,930 2,630 2,330 2,030 1,730 1,430 1,130 800	円 16,980 17,480 17,980 18,480 18,980 19,480 19,980 20,480 20,980 21,480 21,980 22,480 22,980 23,480 23,980 24,480 24,980 25,480 25,980 26,480 26,980 27,480 27,980 28,480 28,980 29,480 29,980 30,480 30,980 31,480 31,980 32,480 32,980 33,480 33,980 34,480 34,980 35,480 35,980 36,480 36,980 37,480 37,980 38,480 38,980 39,480 39,980 40,480 40,980 41,480 41,980 42,480 42,980 43,480 43,980 44,480 44,980 45,480 45,980 46,480 46,980 47,480 47,980 48,480 48,980 49,480 49,980 50,480 50,980 51,480 51,980 52,480 52,980 53,480 53,980 54,480 54,980 55,480 55,980 56,480 56,980 57,480 57,980 58,480 58,980 59,480 59,980 60,480 60,980 61,480 61,980 62,480 62,980 63,480 63,980 64,480 64,980 65,480 65,980 66,480 66,980 67,480 67,980 68,480 68,980 69,480 69,980 70,480 70,980 71,480 71,980 72,480 72,980 73,480 73,980 74,480 74,980 75,480 75,980 76,480 76,980 77,480 77,980 78,480 78,980 79,480 79,980 80,480 80,980 81,480 81,980 82,480 82,980 83,480 83,980 84,480 84,980 85,480 85,980 86,480 86,980 87,480 87,980 88,480 88,980 89,480 89,980 90,480 90,980 91,480 91,980 92,480 92,980 93,480 93,980 94,480 94,980 95,480 95,980 96,480 96,980 97,480 97,980 98,480 98,980 99,480 99,980 100,480 100,980 101,480 101,980 102,480 102,980 103,480 103,980 104,480 104,980 105,480 105,980 106,480 106,980 107,480 107,980 108,480 108,980 109,480 109,980 110,480 110,980 111,480 111,980 112,480 112,980 113,480 113,980 114,480 114,980 115,480 115,980 116,480 116,980 117,480 117,980 118,480 118,980 119,480 119,980 120,480 120,980 121,480 121,980 122,480 122,980 123,480 123,980 124,480 124,980 125,480 125,980 126,480 126,980 127,480 127,980 128,480 128,980 129,480 129,980 130,480 130,980 131,480 131,980 132,480 132,980 133,480 133,980 134,480 134,980 135,480 135,980 136,480 136,980 137,480 137,980 138,480 138,980 139,480 139,980 140,480 140,980 141,480 141,980 142,480 142,980 143,480 143,980 144,480 144,980 145,480 145,980 146,480 146,980 147,480 147,980 148,480 148,980 149,480 149,980 150,480 150,980 151,480 151,980 152,480 152,980 153,480 153,980 154,480 154,980 155,480 155,980 156,480 156,980 157,480 157,980 158,480 158,980 159,480 159,980 160,480 160,980 161,480 161,980 162,480 162,980 163,480 163,980 164,480 164,980 165,480 165,980 166,480 166,980 167,480 167,980 168,480 168,980 169,480 169,980 170,480 170,980 171,480 171,980 172,480 172,980 173,480 173,980 174,480 174,980 175,480 175,980 176,480 176,980 177,480 177,980 178,480 178,980 179,480 179,980 180,480 180,980 181,480 181,980 182,480 182,980 183,480 183,980 184,480 184,980 185,480 185,980 186,480 186,980 187,480 187,980 188,480 188,980 189,480 189,980 190,480 190,980 191,480 191,980 192,480 192,980 193,480 193,980 194,480 194,980 195,480 195,980 196,480 196,980 197,480 197,980 198,480 198,980 199,480 199,980 200,480 200,980 201,480 201,980 202,480 202,980 203,480 203,980 204,480 204,980 205,480 205,980 206,480 206,980 207,480 207,980 208,480 208,980 209,480 209,980 210,480 210,980 211,480 211,980 212,480 212,980 213,480 213,980 214,480 214,980 215,480 215,980 216,480 216,980 217,480 217,980 218,480 218,980 219,480 219,980 220,480 220,980 221,480 221,980 222,480 222,980 223,480 223,980 224,480 224,980 225,480 225,980 226,480 226,980 227,480 227,980 228,480 228,980 229,480 229,980 230,480 230,980 231,480 231,980 232,480 232,980 233,480 233,980 234,480 234,980 235,480 235,980 236,480 236,980 237,480 237,980 238,480 238,980 239,480 239,980 240,480 240,980 241,480 241,980 242,480 242,980 243,480 243,980 244,480 244,980 245,480 245,980 246,480 246,980 247,480 247,980 248,480 248,980 249,480 249,980 250,480 250,980 251,480 251,980 252,480 252,980 253,480 253,980 254,480 254,980 255,480 255,980 256,480 256,980 257,480 257,980 258,480 258,980 259,480 259,980 260,480 260,980 261,480 261,980 262,480 262,980 263,480 263,980 264,480 264,980 265,480 265,980 266,480 266,980 267,480 267,980 268,480 268,980 269,480 269,980 270,480 270,980 271,480 271,980 272,480 272,980 273,480 273,980 274,480 274,980 275,480 275,980 276,480 276,980 277,480 277,980 278,480 278,980 279,480 279,980 280,480 280,980 281,480 281,980 282,480 282,980 283,480 283,980 284,480 284,980 285,480 285,980 286,480 286,980 287,480 287,980 288,480 288,980 289,480 289,980 290,480 290,980 291,480 291,980 292,480 292,980 293,480 293,980 294,480 294,980 295,480 295,980 296,480 296,980 297,480 297,980 298,480 298,980 299,480 299,980 300,480 300,980 301,480 301,980 302,480 302,980 303,480 303,980 304,480 304,980 305,480 305,980 306,480 306,980 307,480 307,980 308,480 308,980 309,480 309,980 310,480 310,980 311,480 311,980 312,480 312,980 313,480 313,980 314,480 314,980 315,480 315,980 316,480 316,980 317,480 317,980 318,480 318,980 319,480 319,980 320,480 320,980 321,480 321,980 322,480 322,980 323,480 323,980 324,480 324,980 325,480 325,980 326,480 326,980 327,480 327,980 328,480 328,980 329,480 329,980 330,480 330,980 331,480 331,980 332,480 332,980 333,480 333,980 334,480 334,980 335,480 335,980 336,480 336,980 337,480 337,980 338,480 338,980 339,480 339,980 340,480 340,980 341,480 341,980 342,480 342,980 343,480 343,980 344,480 344,980 345,480 345,980 346,480 346,980 347,480 347,980 348,480 348,980 349,480 349,980 350,480 350,980 351,480 351,980 352,480 352,980 353,480 353,980 354,480 354,980 355,480 355,980 356,480 356,980 357,480 357,980 358,480 358,980 359,480 359,980 360,480 360,980 361,480 361,980 362,480 362,980 363,480 363,980 364,480 364,980 365,480 365,980 366,480 366,980 367,480 367,980 368,480 368,980 369,480 369,980 370,480 370,980 371,480 371,980 372,480 372,980 373,480 373,980 374,480 374,980 375,480 375,980 376,480 376,980 377,480 377,980 378,480 378,980 379,480 379,980 380,480 380,980 381,480 381,980 382,480 382,980 383,480 383,980 384,480 384,980 385,480 385,980 386,480 386,980 387,480 387,980 388,480 388,980 389,480 389,980 390,480 390,980 391,480 391,					

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

イ 月額表
甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額											
	扶養親族等の数																						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人												
以上未満	税額																						
228,000円	54,170	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010	42,120	93,600円											
228,000円をこえる353,000円に満たない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											93,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
353,000円	104,170	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010	92,130	156,100円											
353,000円をこえる520,000円に満たない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											156,100円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
520,000円	179,320	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160	167,280	247,950円											
520,000円をこえる金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											247,950円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																							
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額																							

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(イ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円

(イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。

(イ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。)には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(1)の(1)の(2)及び(3)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
19,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19,500	19,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
19,900	20,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0	
20,300	20,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	
20,700	21,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	
21,100	21,500	110	0	0	0	0	0	0	0	0	
21,500	21,900	140	0	0	0	0	0	0	0	0	
21,900	22,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	
22,300	22,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	
22,700	23,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	
23,100	23,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	
23,500	23,900	260	30	0	0	0	0	0	0	0	
23,900	24,300	290	60	0	0	0	0	0	0	0	
24,300	24,700	310	80	0	0	0	0	0	0	0	
24,700	25,100	340	110	0	0	0	0	0	0	0	
25,100	25,500	370	130	0	0	0	0	0	0	0	
25,500	25,900	390	160	0	0	0	0	0	0	0	
25,900	26,300	420	180	0	0	0	0	0	0	0	
26,300	26,700	440	210	0	0	0	0	0	0	0	
26,700	27,100	470	230	0	0	0	0	0	0	0	
27,100	27,500	490	260	30	0	0	0	0	0	0	
27,500	28,100	530	290	60	0	0	0	0	0	0	
28,100	28,700	560	330	100	0	0	0	0	0	0	
28,700	29,300	600	370	140	0	0	0	0	0	0	
29,300	29,900	640	410	170	0	0	0	0	0	0	
29,900	30,500	680	450	210	0	0	0	0	0	0	
30,500	31,100	730	480	250	20	0	0	0	0	0	
31,100	31,700	780	520	290	60	0	0	0	0	0	
31,700	32,300	830	560	330	90	0	0	0	0	0	
32,300	32,900	870	600	370	130	0	0	0	0	0	
32,900	33,500	920	640	400	170	0	0	0	0	0	
33,500	34,100	970	680	440	210	0	0	0	0	0	
34,100	34,700	1,020	730	480	250	20	0	0	0	0	
34,700	35,300	1,070	780	530	290	60	0	0	0	0	
35,300	35,900	1,130	840	570	340	100	0	0	0	0	
35,900	36,500	1,180	890	610	380	150	0	0	0	0	
36,500	37,100	1,240	940	660	420	190	0	0	0	0	
37,100	37,700	1,290	1,000	710	470	230	0	0	0	0	
37,700	38,300	1,340	1,050	760	510	280	40	0	0	0	
38,300	38,900	1,400	1,110	820	550	320	90	0	0	0	
38,900	39,500	1,450	1,160	870	600	360	130	0	0	0	
39,500	40,100	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	0	
40,100	40,700	1,590	1,270	980	690	450	220	0	0	0	
40,700	41,300	1,670	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	
41,300	41,900	1,750	1,380	1,090	790	530	300	70	0	0	
41,900	42,500	1,830	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	
42,500	43,100	1,920	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	
43,100	43,700	2,000	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	
43,700	44,300	2,080	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	
44,300	44,900	2,160	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	
44,900	45,500	2,240	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	

昭和三十八年三月二十二日

来議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月額表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,500	46,500	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0
46,500	47,500	2,480	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0
47,500	48,500	2,620	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60
48,500	49,500	2,750	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	120
49,500	50,500	2,890	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210
50,500	51,500	3,020	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280
51,500	52,500	3,160	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350
52,500	53,500	3,290	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420
53,500	54,500	3,430	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490
54,500	55,500	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570
55,500	56,500	3,700	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640
56,500	57,500	3,830	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720
57,500	58,500	3,970	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810
58,500	59,500	4,100	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900
59,500	60,500	4,250	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000
60,500	61,500	4,400	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100
61,500	62,500	4,550	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200
62,500	63,500	4,700	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300
63,500	64,500	4,850	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400
64,500	65,500	5,000	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500
65,500	66,500	5,150	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650
66,500	67,500	5,320	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800
67,500	68,500	5,520	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950
68,500	69,500	5,720	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100
69,500	70,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250
70,500	71,500	6,120	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400
71,500	72,500	6,320	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550
72,500	73,500	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700
73,500	74,500	6,720	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850
74,500	75,500	6,920	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000
75,500	76,500	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150
76,500	78,000	7,370	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340
78,000	79,500	7,670	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,580
79,500	81,000	7,970	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790
81,000	82,500	8,270	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010
82,500	84,000	8,570	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240
84,000	85,500	8,870	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460
85,500	87,000	9,170	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690
87,000	88,500	9,470	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910
88,500	90,000	9,770	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140
90,000	91,500	10,070	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400
91,500	93,000	10,400	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700
93,000	94,500	10,770	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000
94,500	96,000	11,150	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300
96,000	97,500	11,520	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600
97,500	99,000	11,900	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900
99,000	100,500	12,270	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200
100,500	102,000	12,650	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500
102,000	103,500	13,020	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800
103,500	105,000	13,400	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100

イ 月額表
乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
105,000	106,500	13,770	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820
106,500	108,000	14,150	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120
108,000	109,500	14,520	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420
109,500	111,000	14,900	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720
111,000	112,500	15,270	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,890	10,180	9,600	9,020
112,500	114,000	15,650	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320
114,000	115,500	16,020	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,640	10,920	10,200	9,620
115,500	117,000	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920
117,000	118,500	16,770	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,390	11,670	10,940	10,220
118,500	120,000	17,150	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580
120,000	122,000	17,580	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020
122,000	124,000	18,080	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520
124,000	126,000	18,580	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020
126,000	128,000	19,180	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520
128,000	130,000	19,780	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020
130,000	132,000	20,380	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520
132,000	134,000	20,980	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020
134,000	136,000	21,580	20,710	19,330	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520
136,000	138,000	22,180	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020
138,000	140,000	22,780	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520
140,000	142,000	23,380	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020
142,000	144,000	23,980	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520
144,000	146,000	24,580	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020
146,000	148,000	25,180	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520
148,000	150,000	25,780	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020
150,000	152,000	26,380	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520
152,000	154,000	26,980	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110
154,000	156,000	27,580	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710
156,000	158,000	28,180	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310
158,000	160,000	28,780	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910
160,000	162,000	29,380	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510
162,000	164,000	29,980	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110
164,000	166,000	30,580	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710
166,000	168,000	31,180	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310
168,000	170,000	31,780	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910
170,000	172,000	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510
172,000	174,000	32,980	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110
174,000	176,000	33,580	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710
176,000	178,000	34,280	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310
178,000	180,000	34,980	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910
180,000	182,000	35,680	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510
182,000	184,000	36,380	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110
184,000	186,000	37,080	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710
186,000	188,000	37,780	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310
188,000	190,000	38,480	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910
190,000	192,000	39,180	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510
192,000	194,000	39,880	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110
194,000	196,000	40,580	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710
196,000	198,000	41,280	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310
198,000	200,000	41,980	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910

昭和三十八年三月二十二日
 衆議院会議録第十六号(その二)
 所得税法の一部を改正する法律案

イ 月額表
乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
200,000円	42,330	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210										
200,000円をこえ 228,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額																			
228,000円	52,130	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010										
228,000円をこえ 353,000円に満た ない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額																			
353,000円	102,130	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010										
353,000円をこえ 520,000円に満た ない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額																			
520,000円	177,280	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160										
520,000円をこえ る金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一つに該当することに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (1) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (2) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日額表
甲 表
(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額			
	扶養親族等の数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以上	未満	税額											円	円		
460	円未満	円0	円0	円0	円0											
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0		
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0		
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0		
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0		
500	510	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0		
510	520	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0		
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0		
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0		
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0		
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0		
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0		
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0		
580	590	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0		
590	600	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0		
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0		
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0		
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0		
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0		
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0		
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0		
660	670	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0		
670	680	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0		
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0		
690	700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0		
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0		
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0		
740	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0		
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0		
780	800	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0		
800	820	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
820	840	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0		
840	860	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0		
860	880	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0		
880	900	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0		
900	920	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0		
920	940	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	0		
940	960	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0		
960	980	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	121	0		
980	1,000	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0		
1,000	1,020	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0		
1,020	1,040	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0		
1,040	1,060	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	141	0		
1,060	1,080	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	148	0		
1,080	1,100	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	154	0		
1,100	1,120	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,120	1,140	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	166	0		

昭和三十八年二月二十一日

衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

五八九

口 日額表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第一項第五 号の規定 による税額	丙 第三 十八条第一項第六 号の規定 による税額	
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
円 1,140	円 1,160	円 55	円 25	円 15	円 10	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 172	円 0
1,160	1,180	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	177	0
1,180	1,200	60	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	183	0
1,200	1,220	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	188	0
1,220	1,240	65	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	193	0
1,240	1,260	70	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	199	0
1,260	1,280	70	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	204	0
1,280	1,300	75	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	209	0
1,300	1,320	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	214	0
1,320	1,340	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0	220	0
1,340	1,360	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0	225	0
1,360	1,380	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0	230	0
1,380	1,400	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0	236	0
1,400	1,440	90	50	40	30	20	10	5	0	0	0	0	241	0
1,440	1,480	95	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	253	3
1,480	1,520	100	60	45	35	25	15	10	0	0	0	0	267	5
1,520	1,560	105	65	50	40	30	20	10	5	0	0	0	282	8
1,560	1,600	110	70	55	45	35	25	15	5	0	0	0	296	10
1,600	1,640	120	75	60	45	35	25	20	10	0	0	0	311	13
1,640	1,680	125	80	65	50	40	30	20	15	5	0	0	326	16
1,680	1,720	130	85	70	55	45	35	25	15	10	0	0	340	19
1,720	1,760	135	90	75	60	45	35	30	20	10	5	0	355	22
1,760	1,800	140	95	80	65	50	40	30	20	15	5	0	369	25
1,800	1,840	145	100	85	70	55	45	35	25	15	10	0	384	28
1,840	1,880	150	105	90	75	60	50	40	30	20	10	5	399	30
1,880	1,920	155	110	95	80	70	55	40	30	20	15	5	413	34
1,920	1,960	160	115	100	90	75	60	45	35	25	20	10	428	38
1,960	2,000	165	125	110	95	80	65	50	40	30	20	15	442	41
2,000	2,040	175	130	115	100	85	70	55	45	35	25	15	457	45
2,040	2,080	180	135	120	105	90	75	60	50	40	30	20	474	48
2,080	2,120	190	140	125	110	95	80	65	55	40	30	20	490	52
2,120	2,160	195	145	130	115	105	90	75	60	45	35	25	506	56
2,160	2,200	205	155	140	125	110	95	80	65	50	40	30	522	59
2,200	2,240	215	160	145	130	115	100	85	70	55	45	35	538	63
2,240	2,280	220	165	150	135	120	105	90	75	60	50	40	554	66
2,280	2,320	230	170	155	140	125	110	95	85	70	55	40	570	71
2,320	2,360	235	180	160	145	135	120	105	90	75	60	45	586	77
2,360	2,400	245	185	170	155	140	125	110	95	80	65	50	602	82
2,400	2,440	255	195	175	160	145	130	115	100	85	70	55	618	87
2,440	2,480	260	200	185	165	150	135	120	105	90	75	65	634	93
2,480	2,520	270	210	190	170	155	140	125	115	100	85	70	650	98
2,520	2,560	275	220	200	180	165	150	135	120	105	90	75	666	104
2,560	2,600	285	225	205	185	170	155	140	125	110	95	80	682	109
2,600	2,640	295	235	215	195	175	160	145	130	115	100	85	698	114
2,640	2,700	305	245	225	205	185	170	155	140	125	110	95	714	120
2,700	2,760	315	255	235	215	200	180	160	145	130	120	105	738	128
2,760	2,820	325	270	250	230	210	190	170	155	140	125	110	762	137
2,820	2,880	340	280	260	240	220	200	180	165	150	135	120	786	146
2,880	2,940	355	290	275	255	235	215	195	175	160	145	130	815	155
2,940	3,000	370	305	285	265	245	225	205	185	170	155	140	842	164

口 日額表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八 条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八 条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額												
3,000	3,060	385	315	295	275	260	240	220	200	180	165	150	869	173
3,060	3,120	400	330	310	290	270	250	230	210	190	170	155	896	182
3,120	3,180	415	340	320	300	280	260	240	225	205	185	165	923	191
3,180	3,240	430	355	335	315	295	275	255	235	215	195	175	950	200
3,240	3,300	445	370	345	325	305	285	265	245	225	210	190	977	209
3,300	3,360	460	385	360	335	320	300	280	260	240	220	200	1,004	218
3,360	3,420	475	400	375	350	330	310	290	270	250	230	210	1,031	227
3,420	3,480	490	415	390	365	340	320	300	285	265	245	225	1,058	236
3,480	3,540	505	430	405	380	355	335	315	295	275	255	235	1,085	247
3,540	3,600	520	445	420	395	370	345	325	305	285	270	250	1,112	259
3,600	3,660	535	460	435	410	385	360	340	320	300	280	260	1,139	271
3,660	3,720	550	475	450	425	400	375	355	330	310	290	270	1,166	283
3,720	3,780	565	490	465	440	415	390	370	345	325	305	285	1,193	295
3,780	3,840	580	505	480	455	430	405	385	360	335	315	295	1,220	307
3,840	3,900	595	520	495	470	445	420	400	375	350	330	310	1,252	319
3,900	3,960	610	535	510	485	460	435	415	390	365	340	320	1,285	331
3,960	4,020	625	550	525	500	475	450	430	405	380	355	330	1,318	343
4,020	4,080	640	565	540	515	490	465	445	420	395	370	345	1,349	355
4,080	4,140	660	580	555	530	505	480	460	435	410	385	360	1,379	367
4,140	4,200	680	595	570	545	520	495	475	450	425	400	375	1,409	379
4,200	4,260	695	610	585	560	535	510	490	465	440	415	390	1,439	391
4,260	4,320	715	625	600	575	550	525	505	480	455	430	405	1,469	403
4,320	4,380	730	645	615	590	565	540	520	495	470	445	420	1,499	415
4,380	4,440	750	660	635	605	580	555	535	510	485	460	435	1,529	427
4,440	4,500	770	680	650	620	595	570	550	525	500	475	450	1,559	439
4,500	4,580	790	700	670	640	615	590	565	540	515	490	465	1,589	451
4,580	4,660	815	725	695	665	635	610	585	560	535	510	485	1,629	469
4,660	4,740	835	750	720	690	660	630	605	580	555	530	505	1,669	489
4,740	4,820	860	775	745	715	685	655	625	600	575	550	525	1,709	509
4,820	4,900	885	795	770	740	710	680	650	620	595	570	545	1,749	529
4,900	4,980	910	820	790	760	735	705	675	645	615	590	565	1,789	549
4,980	5,060	935	845	815	785	755	730	700	670	640	610	585	1,829	569
5,060	5,140	955	870	840	810	780	750	720	695	665	635	605	1,869	589
5,140	5,220	980	895	865	835	805	775	745	715	685	660	630	1,909	609
5,220	5,300	1,005	915	890	860	830	800	770	740	710	680	655	1,949	629
5,300	5,380	1,030	940	910	880	855	825	795	765	735	705	675	1,989	649
5,380	5,460	1,055	965	935	905	875	850	820	790	760	730	700	2,029	669
5,460	5,540	1,075	990	960	930	900	870	840	815	785	755	725	2,069	689
5,540	5,620	1,100	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	750	2,109	709
5,620	5,700	1,125	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	775	2,149	729
5,700	5,780	1,155	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	795	2,186	749
5,780	5,860	1,180	1,085	1,055	1,025	995	970	940	910	880	850	820	2,222	769
5,860	5,940	1,210	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	845	2,258	789
5,940	6,020	1,240	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	870	2,300	809
6,020	6,100	1,265	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	895	2,344	829
6,100	6,180	1,295	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	915	2,388	850
6,180	6,260	1,320	1,220	1,185	1,150	1,115	1,090	1,060	1,030	1,000	970	940	2,432	874
6,260	6,340	1,350	1,250	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	2,476	898
6,340	6,420	1,380	1,275	1,240	1,205	1,175	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	990	2,520	922
6,420	6,500	1,405	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,015	2,564	946

昭和三十八年三月二十二日 衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得稅法の一部を改正する法律案

口 日額表
甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額		
	扶養親族等の数														
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上未満	税額											以上未満	以上未満		
6,500円	1,420	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055	1,025	2,608	970		
6,500円をこえ 7,590円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											2,608円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	970円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額		
7,590円	1,800	1,695	1,665	1,630	1,595	1,560	1,525	1,495	1,465	1,435	1,405	3,098	1,350		
7,590円をこえ 11,750円に満 たない金額	7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,098円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,350円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額		
11,750円	3,465	3,360	3,330	3,295	3,260	3,225	3,190	3,160	3,130	3,100	3,070	5,178	3,015		
11,750円をこ え17,310円に 満たない金額	11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,178円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,015円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額		

口 日額表
甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額												
	扶養親族等の数																								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人														
以上未満	税額																								
17,310円	5,965	5,860	5,830	5,795	5,760	5,725	5,690	5,660	5,630	5,600	5,570	8,236	5,515												
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,236円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	5,515円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(ア) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(イ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ア) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(ア) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

昭和三十八年三月二十二日
衆議院会議録第十六号(その二)
所得稅法の一部を改正する法律案

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ア)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労務者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(ア)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

口 日 類 表

乙 表 (控除対象配偶者がない、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(→)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶養親族の数										
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額									
円 700円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
740	760	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
820	840	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
840	860	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
860	880	15	5	0	0	0	0	0	0	0	
880	900	15	5	0	0	0	0	0	0	0	
900	920	15	10	0	0	0	0	0	0	0	
920	940	15	10	0	0	0	0	0	0	0	
940	960	20	10	5	0	0	0	0	0	0	
960	980	20	10	5	0	0	0	0	0	0	
980	1,000	20	15	5	0	0	0	0	0	0	
1,000	1,020	20	15	5	0	0	0	0	0	0	
1,020	1,040	25	15	10	0	0	0	0	0	0	
1,040	1,060	25	15	10	0	0	0	0	0	0	
1,060	1,080	25	20	10	0	0	0	0	0	0	
1,080	1,100	30	20	10	0	0	0	0	0	0	
1,100	1,120	30	20	15	5	0	0	0	0	0	
1,120	1,140	30	20	15	5	0	0	0	0	0	
1,140	1,160	35	25	15	10	0	0	0	0	0	
1,160	1,180	35	25	15	10	0	0	0	0	0	
1,180	1,200	35	25	20	10	5	0	0	0	0	
1,200	1,220	40	30	20	10	5	0	0	0	0	
1,220	1,240	40	30	25	15	5	0	0	0	0	
1,240	1,260	40	30	25	15	5	0	0	0	0	
1,260	1,280	45	35	25	15	10	0	0	0	0	
1,280	1,300	45	35	25	20	10	0	0	0	0	
1,300	1,320	50	40	30	20	10	5	0	0	0	
1,320	1,340	50	40	30	20	15	5	0	0	0	
1,340	1,360	50	40	30	20	15	5	0	0	0	
1,360	1,380	55	45	35	25	15	10	0	0	0	
1,380	1,400	55	45	35	25	15	10	0	0	0	
1,400	1,440	60	50	40	30	20	10	5	0	0	
1,440	1,480	65	50	40	30	20	15	5	0	0	
1,480	1,520	70	60	45	35	25	15	10	0	0	
1,520	1,560	80	65	50	40	30	20	10	0	0	
1,560	1,600	85	70	55	45	35	25	15	0	0	
1,600	1,640	90	75	60	45	35	25	20	0	0	
1,640	1,680	95	80	65	50	40	30	20	5	0	
1,680	1,720	100	85	70	55	45	35	25	15	0	
1,720	1,760	105	90	75	60	45	35	30	20	0	
1,760	1,800	110	95	80	65	50	40	30	20	15	

昭和三十八年三月二十二日 来議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日額表
乙 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上未満	税額									
円 1,800	円 1,840	円 115	円 100	円 85	円 70	円 55	円 45	円 35	円 25	円 15
1,840	1,880	120	105	90	75	60	50	40	30	20
1,880	1,920	125	110	95	80	70	55	40	30	20
1,920	1,960	130	115	100	90	75	60	45	35	25
1,960	2,000	135	125	110	95	80	65	50	40	30
2,000	2,040	145	130	115	100	85	70	55	45	35
2,040	2,080	150	135	120	105	90	75	60	50	40
2,080	2,120	155	140	125	110	95	80	65	55	40
2,120	2,160	160	145	130	115	105	90	75	60	45
2,160	2,200	165	155	140	125	110	95	80	65	50
2,200	2,240	175	160	145	130	115	100	85	70	55
2,240	2,280	180	165	150	135	120	105	90	75	60
2,280	2,320	190	170	155	140	125	110	95	85	70
2,320	2,360	200	180	160	145	135	120	105	90	75
2,360	2,400	205	185	170	155	140	125	110	95	80
2,400	2,440	215	195	175	160	145	130	115	100	85
2,440	2,480	220	200	185	165	150	135	120	105	90
2,480	2,520	230	210	190	170	155	140	125	115	100
2,520	2,560	240	220	200	180	165	150	135	120	105
2,560	2,600	245	225	205	185	170	155	140	125	110
2,600	2,640	255	235	215	195	175	160	145	130	115
2,640	2,700	265	245	225	205	185	165	155	140	125
2,700	2,760	275	255	235	215	195	180	160	145	130
2,760	2,820	290	270	250	230	210	190	170	155	140
2,820	2,880	300	280	260	240	220	200	180	165	150
2,880	2,940	310	290	275	255	235	215	195	175	160
2,940	3,000	325	305	285	265	245	225	205	185	170
3,000	3,060	335	315	295	275	255	240	220	200	180
3,060	3,120	350	330	310	290	270	250	230	210	190
3,120	3,180	365	340	320	300	280	260	240	225	205
3,180	3,240	380	355	335	315	295	275	255	235	215
3,240	3,300	395	370	345	325	305	285	265	245	225
3,300	3,360	410	385	360	335	315	300	280	260	240
3,360	3,420	425	400	375	350	330	310	290	270	250
3,420	3,480	440	415	390	365	340	320	300	285	265
3,480	3,540	455	430	405	380	355	335	315	295	275
3,540	3,600	470	445	420	395	370	345	325	305	285
3,600	3,660	485	460	435	410	385	360	340	320	300
3,660	3,720	500	475	450	425	400	375	355	330	310
3,720	3,780	515	490	465	440	415	390	370	345	325
3,780	3,840	530	505	480	455	430	405	385	360	335
3,840	3,900	545	520	495	470	445	420	400	375	350
3,900	3,960	560	535	510	485	460	435	415	390	365
3,960	4,020	575	550	525	500	475	450	430	405	380
4,020	4,080	590	565	540	515	490	465	445	420	395
4,080	4,140	605	580	555	530	505	480	460	435	410
4,140	4,200	620	595	570	545	520	495	475	450	425
4,200	4,260	635	610	585	560	535	510	490	465	440
4,260	4,320	655	625	600	575	550	525	505	480	455
4,320	4,380	675	645	615	590	565	540	520	495	470

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

口 日額表
乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額											
	扶養親族の数											
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額										
4,380	4,440	円 690	円 660	円 635	円 605	円 580	円 555	円 535	円 510	円 485	円 460	
4,440	4,500	710	680	650	620	595	570	550	525	500	475	
4,500	4,580	730	700	670	640	615	590	565	540	515	490	
4,580	4,660	755	725	695	665	635	610	585	560	535	510	
4,660	4,740	780	750	720	690	660	630	605	580	555	530	
4,740	4,820	800	775	745	715	685	655	625	600	575	550	
4,820	4,900	825	795	770	740	710	680	650	620	595	570	
4,900	4,980	850	820	790	760	735	705	675	645	615	590	
4,980	5,060	875	845	815	785	755	725	700	670	640	610	
5,060	5,140	900	870	840	810	780	750	720	695	665	635	
5,140	5,220	920	895	865	835	805	775	745	715	685	660	
5,220	5,300	945	915	890	860	830	800	770	740	710	680	
5,300	5,380	970	940	910	880	855	825	795	765	735	705	
5,380	5,460	995	965	935	905	875	845	820	790	760	730	
5,460	5,540	1,020	990	960	930	900	870	840	815	785	755	
5,540	5,620	1,040	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	
5,620	5,700	1,065	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	
5,700	5,780	1,090	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	
5,780	5,860	1,115	1,085	1,055	1,025	995	965	940	910	880	850	
5,860	5,940	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	
5,940	6,020	1,170	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	
6,020	6,100	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	
6,100	6,180	1,225	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	
6,180	6,260	1,255	1,220	1,185	1,150	1,115	1,085	1,060	1,030	1,000	970	
6,260	6,340	1,280	1,245	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	
6,340	6,420	1,310	1,275	1,240	1,205	1,170	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	
6,420	6,500	1,340	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	
6,500 円		1,350	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055	
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35 %に相当する金額を加算した金額											
7,590 円		1,730	1,695	1,665	1,630	1,595	1,560	1,525	1,495	1,465	1,435	
7,590 円をこえ 11,750 円に満た ない金額	7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる 金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											
11,750 円		3,395	3,360	3,330	3,295	3,260	3,225	3,190	3,160	3,130	3,100	
11,750 円をこえ 17,310 円に満た ない金額	11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる 金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

口 日額表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額																			
	扶養親族の数																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人										
以上未満	税額																			
17,310円	5,895	5,860	5,830	5,795	5,760	5,725	5,690	5,660	5,630	5,600										
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (1) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (2) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の規定の適用がある場合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
等の数										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
6人	7人	8人	9人	10人以上						以上	未満
除後の給与の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,500	34,400	35,100	37,200	37,700	39,900	40,300	42,700	42,900	45,400	2,500	4,500
34,400	36,600	37,200	39,500	39,900	42,400	42,700	45,300	45,400	48,100	4,500	7,000
36,600	39,000	39,500	42,100	42,400	45,200	45,300	48,100	48,100	50,800	7,000	9,500
39,000	43,800	42,100	46,700	45,200	48,700	48,100	50,500	50,800	53,200	9,500	12,500
43,800	49,200	46,700	51,400	48,700	53,700	50,500	55,900	53,200	58,200	12,500	15,500
49,200	52,600	51,400	54,800	53,700	56,900	55,900	59,200	58,200	61,800	15,500	16,200
52,600	56,800	54,800	59,100	56,900	61,900	59,200	64,700	61,800	67,500	16,200	27,100
56,800	70,100	59,100	72,600	61,900	75,000	64,700	77,400	67,500	79,900	27,100	28,100
70,100	76,500	72,600	79,200	75,000	81,800	77,400	84,500	79,900	87,100	28,100	29,100
76,500	87,300	79,200	89,700	81,800	92,000	84,500	94,300	87,100	96,700	29,100	38,100
87,300	94,900	89,700	97,500	92,000	100,000	94,300	102,500	96,700	106,100	38,100	39,900
94,900	104,000	97,500	106,700	100,000	109,500	102,500	112,300	105,100	115,100	39,900	41,900
104,000	118,800	106,700	121,200	109,500	123,600	112,300	126,000	115,100	128,500	41,900	54,200
118,800	129,500	121,200	132,200	123,600	134,800	126,000	137,500	128,500	140,200	54,200	56,700
129,500	154,000	132,200	156,300	134,800	158,700	137,500	161,000	140,200	163,300	56,700	75,200
154,000	167,400	156,300	169,900	158,700	172,500	161,000	175,000	163,300	177,500	75,200	78,700
167,400	188,300	169,900	186,100	172,500	188,900	175,000	191,700	177,500	194,400	78,700	82,500
188,300	209,000	186,100	211,500	188,900	213,900	191,700	216,300	194,400	218,800	82,500	103,400
209,000	228,000	211,500	230,700	213,900	233,300	216,300	236,000	218,800	238,600	103,400	108,300
228,000	300,700	230,700	303,000	233,300	305,300	236,000	307,700	238,600	310,000	108,300	156,700
300,700	326,800	303,000	329,300	305,300	331,900	307,700	334,400	310,000	337,000	156,700	164,000
326,800	357,900	329,300	360,700	331,900	363,500	334,400	366,300	337,000	369,000	164,000	172,000
357,900	452,000	360,700	454,500	363,500	456,900	366,300	459,400	369,000	461,800	172,000	236,000
452,000	493,200	454,500	495,800	456,900	498,500	459,400	501,100	461,800	503,800	236,000	247,200
493,200	円以上	495,800	円以上	498,500	円以上	501,100	円以上	503,800	円以上	247,200	円以上

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円除後の給与の金額欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

すから控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」(→の(3)に準じて計算する。)

昭和三十八年三月二十二日

衆議院会議録第十六号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

別表第四 賃与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表(第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の

賃与の 金額に 乗るべき 率	第三十八条第一項第七号イ											
	扶養親族											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	前月の社会保険料控除					
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	9,800円未満	18,600円未満	21,500円未満	24,400円未満	27,300円未満	29,900円未満						
2	9,800	10,500	18,600	19,800	21,500	22,900	24,400	26,000	27,300	28,800	29,900	31,700
4	10,500	11,200	19,800	21,200	22,900	24,600	26,000	27,800	28,800	30,800	31,700	33,700
6	11,200	12,100	21,200	22,900	24,600	26,500	27,800	29,700	30,800	32,800	33,700	35,900
8	12,100	22,700	22,900	30,900	26,500	32,900	29,700	35,300	32,800	38,100	35,900	41,000
10	22,700	28,800	30,900	36,000	32,900	38,700	35,300	41,400	38,100	44,100	41,000	46,800
12	28,800	31,300	36,000	39,700	38,700	42,600	41,400	45,600	44,100	48,300	46,800	50,400
14	31,300	49,100	39,700	50,700	42,600	50,700	45,600	50,700	48,300	52,100	50,400	54,500
16	49,100	52,400	50,700	58,200	50,700	60,400	50,700	62,800	52,100	65,300	54,500	67,700
18	52,400	56,100	58,200	63,300	60,400	65,900	62,800	68,600	65,300	71,200	67,700	73,900
20	56,100	68,700	63,300	75,700	65,900	78,000	68,600	80,300	71,200	82,700	73,900	85,000
22	68,700	74,600	75,700	82,200	78,000	84,800	80,300	87,300	82,700	89,900	85,000	92,400
24	74,600	81,700	82,200	90,100	84,800	92,900	87,300	95,600	89,900	98,400	92,400	101,200
26	81,700	99,300	90,100	106,600	92,900	109,000	95,600	111,500	98,400	113,900	101,200	116,300
28	99,300	108,300	106,600	116,300	109,000	118,900	111,500	121,600	113,900	124,200	116,300	126,900
30	108,300	135,300	116,300	142,300	118,900	144,700	121,600	147,000	124,200	149,300	126,900	151,700
32	135,300	147,100	142,300	154,700	144,700	157,200	147,000	159,800	149,300	162,300	151,700	164,900
34	147,100	161,100	154,700	169,400	157,200	172,200	159,800	175,000	162,300	177,800	164,900	180,600
36	161,100	189,600	169,400	196,900	172,200	199,300	175,000	201,700	177,800	204,200	180,600	206,600
38	189,600	206,800	196,900	214,800	199,300	217,400	201,700	220,100	204,200	222,700	206,600	225,400
40	206,800	282,000	214,800	289,000	217,400	291,300	220,100	293,700	222,700	296,000	225,400	298,300
42	282,000	306,500	289,000	314,100	291,300	316,700	293,700	319,200	296,000	321,700	298,300	324,300
44	306,500	335,700	314,100	344,000	316,700	346,800	319,200	349,600	321,700	352,400	324,300	355,200
46	335,700	432,600	344,000	439,900	346,800	442,400	349,600	444,800	352,400	447,200	355,200	449,700
48	432,600	472,000	439,900	479,900	442,400	482,600	444,800	485,200	447,200	487,900	449,700	490,500
50	472,000円以上	479,900円以上		482,600円以上		485,200円以上		487,900円以上		490,500円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、
 (i) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賃与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金
 (a) 当該給与から控除された社会保険料の金額
 (b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族)(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい
 (ii) 次に、その者が申告した扶養親族等の数(4)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 (iii) (ii)により求めた行と「賃与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出
 (i) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した
 (ii) (i)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。
 (iii) (ii)により求めた行と「賃与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給定により税額を計算する。
- (4) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か
 姻親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族
 に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)(3)と同様の場合には、

で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十一条に次の二項を加える。

6 前項に規定する確定申告書等を提出する者は、政令で定めると、代理資産の明細に關する大蔵省令で定める書類を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

第三十二条第二項中「前項の場合」を「個人の有する資産で前項各号に規定するものが當該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前条第六項の規定は、前項において準用する同条第五項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代理資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代理資産」と読み替えるものとする。

第三十三条の二第三項第二号中「第三十二条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を加え、

たものとみなされた場合」を加え、「次条を第三十三条の三」に改め、「第三十八条の八の規定の適用を受ける場合を除き」を削り、「規定を適用して」を「規定に準じて」に改め、同条第二項中「次条」を「第三十条の三」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例)

第三十三条の二 前条の場合において、当該個人の同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十日までの間に、特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号までの規定による譲渡等の貸付け(以下第三十四条までにおいて「譲渡等」といって、同条第六項中「代理資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代理資産」と読み替えるものとする。

第一項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又はその譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け(以下第三十四条までにおいて「譲渡等」という。)が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用(以下この項において「買取り等」という。)に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。この場合においては、第三十一条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。以下第三十四条第二項において同じ。)であるときにおける当該資産に係る前条の規定の適用については、当該資産についての同条第一項に規定する計算した金額は、当該計算した金額から七百万円(当該計算した金額が七

百万円に満たない場合には、当該計算した金額)を控除した金額とする。

2 前項の場合において、当該個人のその年中に同項の規定の適用を受ける資産が二以上あるときは、これらの各資産につき同項の規定により控除する金額は、通じて七

百万円の範囲内において、政令で定めるとところにより計算した金額とする。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 第一項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又はその譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け(以下第三十四条までにおいて「譲渡等」といって、同条第六項中「代理資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代理資産」と読み替えるものとする。

二 前項の場合において、譲渡資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十日までの間に、第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号までの規定に該当する二以上ある場合において、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

3 第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号までの規定による譲渡等の貸付け(以下第三十四条までにおいて「譲渡等」といって、同条第六項中「代理資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代理資産」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書等又は修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。この場合においては、第三十一条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより計算した金額をそれぞれ加算した金額とする。

6 第一項に規定する特定公共事業の前項の規定による取得価額は、次の場合に限り、同項の規定により計算した金額に、当該各号に掲げる

地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条各号の一に該当するものに関する事業をいう。

第三十四条第一号及び第二号中「譲渡に」を「譲渡等に」に改め、同条第二項の場合は、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一号から第三号までの規定に該当する二以上ある場合において、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

2 前項の場合において、譲渡資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十日までの間に、第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号までの規定に該当する二以上ある場合において、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

3 第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号までの規定に該当する二以上ある場合において、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書等又は修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。この場合においては、第三十一条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより計算した金額をそれぞれ加算した金額とする。

6 第一項に規定する者がその年中に譲渡等をした資産(第三十三

第三十三条までの規定の適用を受けた場合において、これらは、前項の規定を適用する場合について準用する。

個人が第三十一条又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定の第三十三条までの規定の適用を受けたものの全部又は一部につき第三十三条の二の規定の適用を受けた場合において、これらは、前項の規定を適用する場合において同じ。で第三十一条から第三十三条までの規定の適用を受けたものと同一の資産につき同条第一項の規定により控除した金額の合計額が七百万円（これららの資産につき第三十一条から第三十三条までの規定の適用がないものとして所得税法第九条第一項第七号及び第八号の規定に準じて計算した同項第七号に規定する残額及び同項第八号に規定する譲渡所得の金額の合計額が七百万円に満たない場合には、当該合計額。以下次号において同じ）に満たないとき。当該満たない金額

適用を受けた場合には、代替資産等については、第十一條から第十三條までの規定は、適用しない。
第二章第四節第三款の款名中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改める。
第三十五条の見出し中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地若しくは土地の上に存する権利(以下第三十八条までにおいて「土地等」という)又は家屋」に、「貸付けを含む。以下この款において」を「貸付けを含むものとし、第三十二条第一項第一号から第五号まで及び第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買取及び買入れによる譲渡(第五項の規定により第三十二条第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む)並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定めたものを取得し」を「あるものの取得(贈与及び交換による取得のものを除く)」に改め、「耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に、「あるもの」を「土地等又は家屋」に改める。

第一号中「財産」を「土地等又は家屋」に改め、同項第二号中「財産」を「土地等又は家屋」に改め、同項第三項中「財産」を「土地の譲渡」に、「財産の取得価額」を「土地等若しくは家屋の取得価額」に改め、同条第二項中「同項に規定する財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作又は採塩」を削り、「当該財産」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得をし」に、「これら用」を「居住の用」に改め、同条第三項中「第一項に規定する財産」を「土地等又は家屋」に、「取得し」を「土地等又は家屋」に、「取得をし」に改め、同項に次ただだし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合は、この限りで政令で定める場合は、この限りでない。

第三十五条第四項を次のように改める。

4 第三十三条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。」の場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その取得をした居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十六条の見出し中「居住用財産等を取得した」を「居住用財産の取得をした」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地等又は家屋」に改め、「耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得をし」に、「これらの用」を「居住の用」に、「当該財産」を「当該土地等又は家屋」に改め、同条第二項中「同項に規定する財産を取得した」を「土地等又は家屋の取得をした」に、「当該財産」を「当該土地等又は家屋」に改め、「耕作若しくは採塩」を削り、「これらの用」を「居住の用」に改め、「当該財産を取得した日から」を「当該土地等又は家屋の取得をした日又は家屋の取得をした日」に、「当該財産を取得した日又は」を「当該土地等若しくは家屋の取得をした日又は」に改め、同項第一号中「前条第一項に規定する財産を同項」を「土地等又は家屋を前条第一項」に改め、「耕作用」を「居住の用」に改め、同条第五項中「第三十三條の二」を「第三十三條の三」に改める。

第三十一条の見出し「賃換に係る居住用財産等」を賃換に係る居住用財産等に改め、同条中「その者の住用財産に改め、同条中「その者の取得した財産を「その者が取得した土地等又は家屋」に改め、「所得税却費の額を計算する場合又は」を削り、「若しくは贈与」を「又は贈与」に、「譲渡をした財産」を「譲渡をして土地等又は家屋」に改める。

第三十八条の見出し「居住用財産等」を「居住用財産」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産を同種の他のこれらの財産を「土地等又は家屋を当該個人の居住の用に供する土地等又は家屋」に、「当該居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産以外の財産」を「土地等又は家屋以外の資産」に、「同項を「第三十五条第一項」に、「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産の譲渡」を「土地等又は家屋の譲渡」に改め、同条第二項中「居住用財産、耕作用財産若しくは採塩用財産について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は「当該個人の居住の用に供する土地等又は家屋について」に、「これららの財産」を「当該土地等又は家屋」に、「若しくは贈与」を「又は贈与」に、「財産の取得」を「土地等又は

する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附しない場合には、適用しない。

第一項の規定の適用を受ける個人は、同項の規定による納期限がまだ確定していない間、同項の確

定期会議の折に其間の空きから走算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところによ

を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する所得税については、同項の規定にかかるらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

第一項の場合において、個人が同項に規定する担保についての国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。

用する。
第一項の規定による納期限の延長があつた場合における同項に規定する所得税に係る国税徴収法第二条第十号に規定する法定納期限

については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第三十条第一項の規定による納付の期限をもつて当該納期限とする。

第二項から前項までに定めるもののほか、個人の有する農業生産法人の持分のうちに農地等に係る出資の持分とその他の財産に係る出資の持分とがある場合における第一項第一号に規定する譲渡又は贈与の有無の判定、農業生産法人が同項第二号に規定する譲渡等をした場合における税務署長及び農地等を出資した個人に対する通知その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納)
人が死亡した場合の延納

四十五条の十 税務署長は、次の場合号に掲げる場合には、当該各号に掲げる所得税義務者の申請により、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。

一 農業生産法人に農地等を出資した個人が当該申告書を提出しないで死亡し、又は同日の届する期限前に当該申告書を提出した場合の中途において死亡した場合

において、当該個人の相続人が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二十六条第六項又は第二十九条第一項の規定によることを申告書をその提出期限までに提出したとき。当該個人に係る当該年分の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項に規定する所得税の額のうち当該出資した農地等に係る譲渡所得に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した所得税の額

3 稽務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その提出をした者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において、その提出をした者がその変更の求めに応じなければ、当該申請の却下をすることができる。

4 稽務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をしたときは、當

つてはその延納に係る所得税の所
得税法第三十三条第二項又は第三十
四条第一項の規定による納付の期
限の翌日から、第一項第二号の場合
にあつてはその延納に係る所得税
の前条第一項の規定による納期限
の翌日から、それそれ、その完納の
日までの期間)に応じ、当該所得
税額百円につき一日二銭の割合を
乗じて計算した金額に相当する利
子税を当該所得税にあわせて納付
しなければならない。

において、当該個人の相続人が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二十六条第六項又は第二十九条第一項の規定によると申告書をその提出期限までに提出したとき。当該個人に係る当該年分の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項に規定する所得税の額のうち當該出資した農地等に係る譲渡所得に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

3 稽務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その提出をした者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において、その提出をした者がその変更の求めに応じなければ、當該申請の却下をすることができる。

4 稽務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をしたときは、当該許可に係る延納税額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。

5 稽務署長は、第一項の規定による延納の許可をした場合において、当該許可を受けた者が同項に規定する担保についての国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、当該許可を取り消すことができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による延納の許可を受けた者は、同項の規定による延納の期間（当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項第一号の場合にあ

つてはその延納に係る所得税の所
得税法第三十条第二項又は第三十
四条第一項の規定による納付の期
限の翌日から、第一項第二号の場合
にあつてはその延納に係る所得税
の前条第一項の規定による納期限
の翌日から、それそれ、その完納の
日までの期間)に応じ、当該所得
税額百円につき一日一錢の割合を
乗じて計算した金額に相当する利
子税を当該所得税にあわせて納付
しなければならない。

同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五年の期間内に含まれるものに限る。)に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む。)並びに工場用の建物及びその附屬設備(当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで、第四十八条、第四十九条又は第五十一条の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)とその三分の一に相当する金額との合計額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

第五十五条の二第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

「同項中」を「同条第一項中」に改め、同条第一項中第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条第三項中「第一項の場合」を「法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げられる場合に該当することとなつた場合」に、「法人が、同項各号」を「当該法人が、当該各号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第六十四条第五項の規定は、第三項の規定の適用を受けた資産及び前項の規定により収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分について準用する。

第六十五条の三を削り、第六十五条の二第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた場合」を、「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において「収用換地等」といふ。」を「以下の条及び次条において「収用換地等」という。」に改め、同

第三章第六節第一款中同条の次に次の二条を加える。

(特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例)

第六十五条の三 法人の有する資産で第六十四条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものが、昭和三十八年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの間に、特定公共事業の用に供するため、これららの規定に該当することとなつた場合において、当該法人が収用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という。)の額又は資産(以下この条において「交換取得資産」という。)の額(当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取

得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額と
の合計額をこえるときは、そのこ
れる部分の金額と七百万円（当該
譲渡日の属する年における収用
換地等により取得した補償金等の
額又は交換取得資産の価額につ
き、この項の規定により損金に算
入した、又は損金に算入する金額
があるときは、当該金額を控除し
た金額）とのいずれか少ない金額
は、当該譲渡の日を含む事業年度
の所得の計算上、損金に算入す
る。

てられた額をこえる場合には、当該計算した金額にそのこえる額を加算した金額とする。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 土地又は土地の上に存する権利(以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。)

二 建物及びその附属設備

三 構築物

四 機械及び装置(土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもので当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は当該建物の譲渡に伴い当該譲渡の日を含む事業年度において譲渡されるものに限る。)

五 船舶

六 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)又は漁業権(入漁権を含む。)その他政令で定める無形固定資産

2 前項に規定する場合において、

当該法人が、その有する資産で同項各号に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に土地等(昭和三十八年四月一日前に取得したものを除く。)の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき(当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。)、又は供する見込みであるときは、当該法人は、当該土地等を同項規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであり、かつ、当該取得の日から後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下の条において「指定期間」という。)内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡に係る対価の額のうち当該買換資産の取得に充てようとする額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事

月三十一日までの間に、その有する資産で前条第一項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第三章第六節第二款中第六十五条の七を第六十五条の九とし、第六十五条の六を第六十五条の八とし、第六十五条の五第一項中「第六十五条の七」を「第六十五条の九」に改め、同条を第六十五条の七とし、第六十五条の四の次に次の二条を加える。(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

2 前条第一項の規定は、前項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることが可能であるときは、当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであり、かつ、当該取得の日から後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下の条において「指定期間」という。)内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡に係る対価の額のうち当該買換資産の取得に充てようとする額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事

業年度において特別勘定として經理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、指定期間内に買換資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであり、かつ、当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前項の場合において、第一項の特別勘定として經理した金額のうち、買換資産の取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当

することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入すること。

一 指定期間に第一項の特別勘定として経理した金額(既に

益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した

益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した

6 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

7 前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

8 第一項の特別勘定を設けている

法人が合併により消滅した場合は、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用について

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する譲渡をしたるものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人のうち、同法第二条に規定する中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む

法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもの

で当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一

項の規定による承認を受けたも

の(前号に掲げる法人に該当するものを除く。)

第六十六条の二第一項中「被合併

法人」の下に「同項第一号、第三号、第五号又は第六号の規定に該當するもの」を加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に

第六十六条の六の見出しを「(現物

出資した場合の課税の特例)」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第六十六条の六の見出しを「(現物

出資した場合の課税の特例)」に改め、同条第一項を次のよう改める。

第六十六条の六の見出しを「(現物

出資した場合の課税の特例)」に改め、同条第一項を次のよう改める。

3 第一項の規定の適用を受けた資

いて「交換譲渡資産」という。)と同

項第一号から第三号まで、第五号

四十五条规定及び第四十七条から

第五十一条までの規定は、適用し

ない。

第六十六条の二第一項中「被合併

法人」の下に「同項第一号、第三

号、第五号又は第六号の規定に該當

するもの」を加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三

号」を「第三号から第五号まで」に

第六十六条の六の見出しを「(現物

出資した場合の課税の特例)」に改め、同条第一項を次のよう改める。

防災建築街区造成法第三条第一項に規定する土地の上に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかるわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。
 (現物出資による農地等の所有権取得の登記の税率の軽減)
 第七十七条の三 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十年三月三十日までの間に、その出資者から当該出資者の耕作又は養畜の用に供していた土地又は当該土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の出資を受け、かつ、当該土地を当該農業生産法人の耕作又は養畜の用に供する場合には、その土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省

令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条中「第十二条の二第一項」の下に「若しくは海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項若しくは第六条第一項」を、「規定による承認」の下に「若しくは中小企業近代化促進法第八条第一項の規定による承認」(同法第三条第一項に規定する基本計画で昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。)を加え、同条第三号中「事業の設備の譲受」を「事業に必要な資産の譲受け」に改め、「千分の四」の下に改める。

令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条の二の見出し中「不動産」を「不動産等」に改め、同条中「農業協同組合が」を「農業協同組合若しくは森林組合が」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは森林組合合併

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くは、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従一)を加える。

3 昭和三十八年三月三十日以前に支払を受けるべきであつた利子所得及び配当所得については、な

お従前の例による。

4 新法第三十二条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条までの五まで及び第三十九条の規定は、昭和三十八年一月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十二条第一項に、「昭和三十六年四月一日から昭和四十年三月三十日までの間」を「当該認定又は勧告があつた日から一年以内」に改める。)

5 昭和三十八年一月一日以後において、新法第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第三項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項

6 前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の実行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定めた書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施

制度等の適用期限を延長し、海運業の合併に係る登録税の軽減措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十八年三月二十一日 衆議院会議録第十六号(その一)

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価	一部	十五円		
(六寸上質紙は二十円)	(郵送料とも)			
発行所				
東京都港区赤坂美町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京六一〇				
官課				